

平成 26 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 27 年 2 月
横浜市包括外部監査人
井上 光昭

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として横浜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には出典は記載していない。

報告書の数値等のうち、横浜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

目次

第 1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 監査対象部署	2
7. 監査従事者	2
8. 利害関係.....	2
第 2 外部監査の総括	3
I. 監査の視点・監査のポイント	3
1. 監査の視点	3
2. 監査のポイント.....	3
3. 監査の方法	6
4. 監査対象とした事業	6
II. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧	7
1. 監査の結果・意見の項目数	7
2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要	7
第 3 横浜市の観光・創造都市戦略の概要	13
1. 観光・創造都市戦略の概要	13
2. 平成 25 年度の文化観光局の運営方針	14
3. 予算・決算の概要	16
4. 実施体制.....	18
第 4 外部監査の結果(各論)	25
I 創造都市推進費	25
1. 創造都市市民連携事業.....	30

2. 映像文化都市づくり推進事業	42
3. 創造界限活動支援費事業	46
4. スマートイルミネーション事業	57
5. アーツコミッション事業	61
6. 横浜トリエンナーレ事業	66
7. 創造都市国際交流事業.....	72
8. 創造都市プロモーション強化事業	74
II 文化振興費(文化施設運営事業以外)	77
1. 横浜芸術アクション事業.....	77
2. 芸術文化教育プログラム推進事業	81
3. 地域文化サポート事業	84
4. 芸術文化支援事業	89
5. 美術資料収集事業(文化基金).....	93
III 観光・コンベンション振興費	96
1. 企業連携観光プロモーション事業	97
2. 「武家の古都・鎌倉」世界遺産活用事業	103
3. 国内誘客事業	105
4. ニューツーリズム推進事業	109
5. 横浜おもてなし事業	111
6. ヨコハマ・グッズ「横濱 001」育成支援事業.....	117
7. 三溪園施設整備等支援事業	119
8. 観光施設維持管理費	122
9. 海外集客プロモーション事業	130
10. MICE 誘致・開催支援事業.....	134
11. 新たな MICE 拠点整備検討事業	145
12. 大型国際コンベンション誘致等事業	151
13. アフリカ開発会議横浜開催推進事業.....	153
IV 横浜市の文化施設	160
1. 横浜市の文化施設の概要.....	160
2. 横浜市の文化施設(普通財産)	162
3. 横浜美術館	163
4. 横浜みなとみらいホール	169
5. 横浜能楽堂	180

6. 横浜市芸能センター(横浜にぎわい座)	185
7. 横浜市民ギャラリーあざみ野	191
8. 横浜市市民文化会館関内ホール.....	194
9. 吉野町市民プラザ、岩間市民プラザ	201
10. 大佛次郎記念館.....	207

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

観光・創造都市戦略の推進事業に関する財務事務の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて平成 24 年度以前及び平成 26 年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

平成 25 年(1月～12 月)の統計によると、市の観光集客実人員は宿泊と日帰りを合わせて 3,134 万人、また観光消費額の総額は 2,334 億円であり、いずれも平成 21 年に算出を開始して以来、最高の数値となっている。市は、市の強みである国際港都としての魅力と活力及び便利で快適な都市環境を十分に活用して観光分野における新たな需要を取り込むという視点から、中期 4 か年計画における成長戦略の 1 つとして「観光・創造都市戦略」を掲げている。この戦略では、国際コンベンションの開催実績をいかした拠点都市としての国際的な地位を確立するほか、経済成長が見込まれるアジアからの誘客を促進することにより経済を活性化し、さらには都市としての魅力の向上を図り、アジアにおける文化芸術活動に関わる人、モノ、情報の拠点都市を目指すとしている。

以上より、市が実施する「観光・創造都市戦略」の重要性を鑑み、当該戦略を促進する事業が、観光分野での成長を促進するとともに、横浜の強みを活かし、次世代につながる幅の広い文化芸術、創造都市施策の展開と発信により、賑わいと活力にあふれる「選ばれる都市」の実現に寄与していることを確かめるとともに、法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、当該事業が経済性、効率性及び有効性をもって行われているかどうか等について監査を実施することが必要であることを認め、平成 26 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

平成 26 年 7 月 14 日から平成 27 年 2 月 18 日まで

6. 監査対象部署

文化観光局、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、
公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	井上 光昭
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	コンサルタント	石村 英雄
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	山崎 愛子

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の総括

I. 監査の視点・監査のポイント

1. 監査の視点

(1) 法律・条例・規則に準拠しているか

監査の視点として、まず挙げるのは「合規性」である。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法律・条例・規則に準拠しているか、ということである。法律等に則した事務執行や手続を行うことは、最低限の規準であり、効率性・有効性・経済性を論ずる前提でもある。

(2) 事務に非効率が生じていないか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「経済性」「効率性」の観点も重要である。「経済性」は、最小のコストで適正な量や質の資源を獲得することである。「効率性」は、一定の成果を最小の支出で獲得すること、一定の支出から最大の効果を生み出すことである。予算に限りがある中で経済的・効率的に事業を行うことも重要な視点である。

(3) 事業は目的に対して有効であるか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「有効性」の観点も重要である。「有効性」は、一定の支出により期待される成果の達成度合いである。事業は目的に沿って行われ、十分に利用されているか又は十分に成果があがっているかということも重要な視点である。

2. 監査のポイント

(1) 事業の有効性

事業が有効に機能しているかが監査のポイントとなる。具体的には、ひとつひとつの事業が市の成長戦略の1つである「観光・創造都市戦略」を担っているため、事業の実施が成長産業の強化につながり、結果として「観光・創造都市戦略」の目指す経済の活性化と地域で暮らす人々の活力に有効に結びついているかを確認する。

つまり、事業ごとに、1) 事業の内容は、「観光・創造都市戦略」の目的と一致し、しかも独自性があるかどうか、2) 事業の内容は、「観光・創造都市戦略」の目的と一致しているが、現状では事業の実績は乏しくはないか、3) 事業の内容は「観光・創造都市戦略」の目的と合致しないかなどの評価を行うこととする。特に、2) については、具体的に数値目標が設定されており、その目標を達成しているかがポイントとなる。また、市が類似の事業を行っている場合も有効性が

低くなる要因となる。

(2) 事業の実施方法の適正性

事業の実施方法が適正かどうかを確認する。事業が横浜版「観光・創造都市戦略」の目的と一致したとしても、実施方法が適正でなければ、経済性、効率性の面で問題がある事業となる。

具体的には、当該事業を市が実施する必要があるかが監査要点となる。つまり、市が実施しなくても民間主導で実施できる事業は、市が実施することの必要性は低い。また、市が実施する必要がある場合でも、市が直接実施すべきか、民間等への委託や、施設であれば指定管理者制度の活用の可能性などがある場合、最適な方法を選択して実施しているか、さらに市が補助金を交付することによって実施すべき事業かどうかなどが監査のポイントとなる。

(3) 委託について

事業が委託(全部又は一部)で行われている場合、事業そのものの有効性に加え、1) 委託契約における契約先を決定する過程で競争性は確保されているか、2) 契約は適正に締結されているか、3) 委託先が適正に業務を遂行し、市は業務実施に関して適正にモニタリングを行っているか、などが監査のポイントとなる。

1) については、一般に、競争性は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に低くなる。随意契約でも、プロポーザル方式を導入している場合には、ある程度競争性は確保されていると考えられる。事業が委託で行われている場合には、その内容を確認するとともに、特に随意契約の場合には十分に競争性が確保されているかについての検証が必要となる。

2) については、委託契約が適正に締結されているかが重要となる。また、契約金額(委託料)が適正に決定されているかについても重要な監査要点となる。

3) について、委託先が適正に業務を実施しているか、また、市が適切にモニタリングを実施しているかが重要となる。

(4) 補助事業について

事業が補助事業(全部又は一部)で行われている場合、事業そのものの有効性、適正性に加え、1) 補助事業を決定するにあたり公益性の判断は正しく行われているか、2) 規則への準拠性は問題ないか、3) 補助事業の経済性、効率性は確保されているか、4) 団体への運営・管理費補助金は限定されたものとなっているか、などが重要となる。

1) の公益性に関しては、補助金等に関する交付要綱などを確認することにより公益性を判断する具体的基準となる内容要件が規則化されているかをチェックした上で、最終的に補助金の目的が公益性に寄与するものであるかを確認する。

2) の規則への準拠性に関しては、補助金交付申請書等を確認することにより、補助金交付要綱で定める事業(者)が、実際に補助対象となっているかを確認する。

3)の経済性、効率性に関しては、補助金等に関する交付要綱を確認することにより、補助金額の算定基準が明確に定められており、当該算定基準が補助事業の趣旨や現状に沿ったものであるかを確認する。

4)について、運営管理経費補助金とは、特定の団体の人件費、施設管理費、その他に対して補助を行っている場合の補助金である。「観光・創造都市戦略」においては、公益財団法人横浜芸術文化振興財団などへの補助金の一部がこの補助金で行われていることが想定される。運営管理経費補助金は、補助自体が既成事実化し、またその効果も測定し難いので原則的に廃止し、外郭団体などで例外的に認める場合にも可能な限り最小限度とすることが望ましい。

(5)施設について

「観光・創造都市戦略」を担っている事業の中に文化施設運営事業、文化施設整備事業がある。当該事業の場合、施設が有効に機能しているかが監査の要点となる。横浜市は、横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、横浜市民ギャラリー、横浜市民ギャラリーあざみ野、関内ホール、長浜ホール、大倉山記念館、久良岐能舞台、陶芸センター及び横浜赤レンガ倉庫 1 号館などの文化施設を所有している。これらの施設について、1) 今後も文化施設として継続して維持管理する必要があるか、2) 市が管理主体となる必要があるか、3) 施設の規模や施設数が市民ニーズに合致しているか、4) 市が直接管理運営する必要があるか等について検討する必要がある。

1)については、文化施設としての設置意義が薄れてはいないか、また情勢の変化により市民ニーズに合致しているかどうかポイントとなる。2)については、継続する必要があると認められた文化施設でも、市が実施主体となるかは別の問題である。市の「観光・創造都市戦略」の目的と合致しない場合には、市が実施主体となることについて再検討が必要となる。3)について、一般的に施設の規模が大きいほどその有効性は高いと考えられるが、一方で施設の経済性・効率性の観点からも検討しなければならない。4)については、市が直接管理運営する必要がある場合は、民間委託、指定管理者制度の活用、PFI の活用等を検討し、最適な管理方法を選択しているかがポイントとなる。

なお、今回の監査の対象とした施設は表 103(160 ページ)及び表 104(161 ページ)のとおりである。横浜市では、文化施設の内、行政財産は全て指定管理者制度が導入されている。また、普通財産は無償貸付が行われている。

3. 監査の方法

文化観光局の課、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローについて、監査担当者を分担して監査を実施した。

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ② 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ③ 施設については、現場視察を行った。

4. 監査対象とした事業

監査対象とした事業は、文化観光局が所管する事業である。公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローは事業の執行部署として監査を実施している。

Ⅱ. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

1. 監査の結果・意見の項目数

事業は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められるが、今後対処すべき監査の結果及び意見も見受けられた。その内容は以下のとおりである。

記載箇所	結果	意見
「第4 外部監査の結果」	12	79

※ 監査の結果

今後、横浜市において措置が必要であると認められる事項。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)、一部、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、著しく重要性が高いと判断するもの。

※ 監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要

「監査の結果」・「監査の意見」の概要は、以下のとおりである。

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見	頁
創造都市 推進課	1. 創造都市市民 連携事業	3つの事業の効果について	意見	32
		ゼロベースでの検討について	意見	33
		事業効果の設定について	意見	33
		来場者の測定方法の明確化	意見	34
		事業の見直しの方向性の提案について	意見	34
		ホッチポッチミュージックフェスティバルにおける事業の運営について	意見	34
		補助金事業の本質と要綱の記載内容について	意見	36
		「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」に関する補助金の交付先について	意見	36

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見	頁
		完了報告(事業報告)の提出日について	意見	40
		ホッチポッチミュージックフェスティバルへの補助金について	意見	40
	2. 映像文化都市づくり推進事業	文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業の委託契約について	意見	43
	3. 創造界限活動支援費	横浜市創造界限形成推進委員会について	意見	48
		各施設の利用状況について	意見	50
		象の鼻テラス文化観光交流拠点活用業務の収支計算書について	意見	54
		東横線廃線跡地基本設計等業務委託の課ごとの分担率について	意見	54
		収支決算書について	意見	55
		公募の実施について	意見	56
	4. スマートイルミネーション事業	事業効果の測定について	意見	58
		天候に左右されない事業の実施について	意見	58
		繰越金の処理について	意見	60
		協賛金について	意見	60
	5. アーツコミッション事業	平成 25 年度の助成の内容について	意見	62
		補助金の流用について	結果	63
	6. 横浜トリエンナーレ事業	事業の有効性の低下について	意見	67
		今後の事業の方向性について	意見	70
		横浜トリエンナーレ組織委員会について	意見	70
剰余金の処理について		意見	71	
8. 創造都市プロモーション強化事業	委託設計書起案日から契約締結までの流れについて	意見	74	
	本事業の支出の内容について	意見	75	
文化振興課	1. 横浜芸術アクション事業	適切な予算の策定について	意見	78
	2. 芸術文化教育プログラム推進事業	未実施校の参加促進について	意見	81
	3. 地域文化サポート事業	事業目的に沿った事業評価の実施について	意見	86
	4. 芸術文化支援事業	事業費補助金額の継続的な見直しについて	意見	92
継続的な損益状況のモニタリングについて		意見	92	

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見	頁
	5. 美術資料収集事業(文化基金)	寄附金拡充策の検討について	意見	95
観光振興課	1. 企業連携観光プロモーション事業	横浜観光プロモーション認定事業の効果について	意見	98
		補助金実績報告書の記載の十分性について	結果	100
		補助金の事業推進費の算定について	意見	101
		補助金の収支決算報告の根拠の確認について	意見	102
		補助金交付要綱の見直しについて	意見	102
	2. 「武家の古都・鎌倉」世界遺産活用事業	実績の評価について	意見	103
	3. 国内誘客事業	補助金実績報告書の記載の十分性について	結果	106
		国内誘客事業補助金収支決算報告の正確性について	結果	106
		補助金の事業推進費の算定について	意見	107
		補助金の収支決算報告の根拠の確認について	意見	108
		補助金交付要綱の見直しについて	意見	108
	4. ニューツーリズム推進事業	補助金実績報告書の事業区分について	結果	110
	5. 横浜おもてなし事業	歩行者用案内地図の更新について	意見	112
		補助金収支決算報告の事業内容と補助金の対応について	結果	113
		横浜人形の家観光案内所の運営管理事務費の追加負担について	結果	113
		新横浜駅観光案内所の運営委託先について	意見	114
		ビューローからの補助金返還について	結果	114
		補助金実績報告書の記載の十分性について	結果	115
		補助金の事業推進費の算定について	意見	115
		横浜おもてなし事業補助金収支決算報告の根拠の確認について	意見	116
補助金交付要綱の見直しについて		意見	116	

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見	頁	
	6. ヨコハマ・グッズ「横濱 001」育成支援事業	補助事業の成果と市の関与について	意見	117	
		人件費の根拠について	意見	118	
	7. 三溪園施設整備等支援事業	入園者数の増加策について	意見	120	
	8. 観光施設維持管理費	補助金実績報告書の記載の十分性について	結果	124	
		補助金の収支決算報告の正確性について	結果	125	
		補助金の事業推進費の算定について	意見	126	
		補助金の収支決算報告の根拠の確認について	意見	126	
		横浜人形の家管理・運営に関する全体収支の報告について	意見	126	
		補助金交付要綱の見直しについて	意見	128	
	9. 海外集客プロモーション事業	横浜人形の家在り方と整合した補助金交付について	意見	128	
		補助金実績報告書の記載もれについて	結果	131	
		補助金実績報告書の記載の十分性について	結果	132	
		海外集客プロモーション事業補助金収支決算報告の正確性について	結果	132	
		支払証憑の保管について	結果	132	
		補助金の事業推進費の算定について	意見	133	
		補助金の収支決算報告の根拠の確認について	意見	133	
	補助金交付要綱の見直しについて	意見	133		
	コンベンション振興課	10. MICE 誘致・開催支援事業	負担金・補助金の交付先決定の根拠について	意見	136
			負担金額、補助金額の根拠の説明について	意見	139
			負担金・補助金の収支決算報告と根拠資料について	意見	140
補助金実績報告書の記載の十分性について			結果	142	
ビューローへの補助金の収支決算報告の事業費の分類・計上について			意見	143	
ビューローへの補助金の事業推進費の算定について			意見	143	
ビューローへの補助金の横浜 MICE 開催応援プランに係る事務について			意見	144	

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見	頁	
		ビューローへの補助金の収支決算報告の根拠の確認について	意見	144	
		補助金交付要綱の見直しについて	意見	144	
	11. 新たなMICE拠点整備検討事業	新たな拠点整備の目的や検討経緯の継続的な共有について	意見	147	
	12. 大型国際コンベンション誘致等事業	MICE 誘致・開催支援事業との関係について	意見	151	
	13. アフリカ開発会議横浜開催推進事業	アフリカ開発会議の次回横浜開催に向けて	意見	154	
		ビューローへの補助金の収支決算報告について	意見	158	
		ビューローへの補助金の事業推進費の算定について	意見	159	
	文化振興課(文化施設)	3. 横浜美術館	利益配分制度の検討について	意見	166
			大規模改修工事の計画的な執行について	意見	167
			収蔵品にかかる管理原簿の送付の徹底について	結果	167
			他の美術館との人的交流等による専門性の向上策について	意見	167
		4. 横浜みなとみらいホール	レセプションルームの利用について	意見	172
			施設利用料金について	意見	173
市民サービスの向上と経費の節減の検証について			意見	174	
指定管理者選定評価委員会の役割について			意見	176	
収支報告のひな形について			意見	178	
本部間接経費の考え方について			意見	179	
5. 横浜能楽堂		駐車場設備について	意見	182	
		利用者層の拡大と将来計画について	意見	183	
6. 横浜市芸能センター(横浜にぎわい座)		収支の状況について	意見	188	
		広報宣伝の効果について	意見	190	
7. 横浜市民ギャラリーあざみ野		アトリエ(夜間)の利用率向上策について	意見	193	
8. 横浜市民文化会館関内ホール		利用者の推移について	意見	195	
		平成28年4月以降の指定管理者の指定方法について	意見	196	
		物品のチェックについて	意見	196	

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見	頁
		利用料金の設定について	意見	197
		老朽化対策について	意見	200
	9. 吉野町市民プラ ザ、岩間市民プラ ザ	市民プラザ運営方法の見直しについて	意見	204
		市民プラザの位置付け及び機能の再検討につい て	意見	204
		物品(備品)の使用貸借契約の締結について	結果	204
		更なる利用促進策の検討について	意見	205
	10. 大佛次郎記念 館	入館者の状況について	意見	207

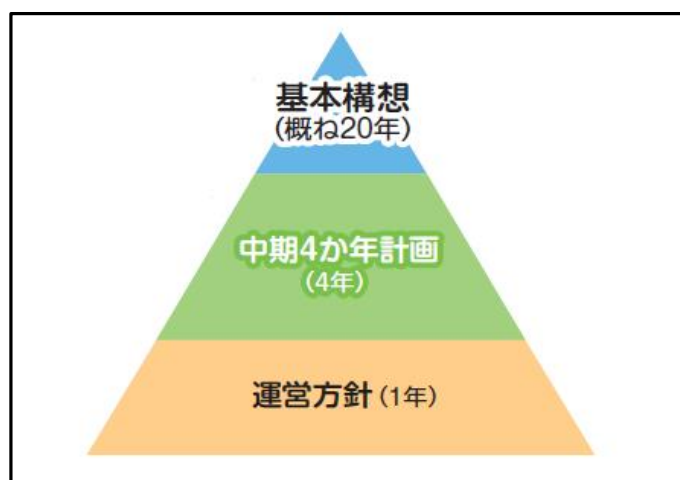
網掛けの結果又は意見は、重複しているため監査の結果・意見の項目数にはカウントしていない。

第3 横浜市の観光・創造都市戦略の概要

1. 観光・創造都市戦略の概要

横浜市では、基本構想が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化する、平成22年度から平成25年度までの中期4か年計画を策定している。この中期4か年計画も含め、「基本構想」「中期4か年計画」「運営方針」の関係は次のとおりとなっている。

図1 横浜市の計画の構成



この中期4か年計画では、8つの横浜版成長戦略を策定しており、その1つが「観光・創造都市戦略」となっている。平成25年度は、この中期4か年計画の集大成の年度となっているが、この「観光・創造都市戦略」を担っている文化観光局は、中期4か年計画を実現すべく、以下の7つの柱を立て、施策を推進している。

- 1 戦略的・効果的なシティプロモーションの展開
- 2 横浜の未来を担う次世代育成の推進
- 3 市民の文化芸術活動の支援
- 4 創造都市施策の新たな展開
- 5 横浜らしい先進的な文化芸術の国内外への発信
- 6 国内外からの集客増に向けた取組の推進
- 7 MICE 誘致・開催支援の充実

2. 平成 25 年度の文化観光局の運営方針

平成 25 年度の文化観光局の運営方針によると、平成 25 年度の文化観光局の主な事業・取組は以下のとおりとなっている。

①戦略的・効果的なシティプロモーションの展開

1)シティプロモーション事業

文化芸術、観光分野を中心とした全庁的な取組によるプロモーションを展開するとともに、特に首都圏での情報発信力の強化と、重点的なイベントなどと連動したプロモーションを推進

2)魅力創発事業

都心部や郊外部の魅力資源について、区局、市民団体、企業等との協働により、横浜の魅力をさらに高める取組を推進

②横浜の未来を担う次世代育成の推進

1)芸術文化教育プログラム推進事業

子どもたちのコミュニケーション力等を育成するため、学校において、アーティストによる芸術文化の体験ができる教育プログラムを、NPO、文化施設等とのネットワークにより実施(88校実施)

2)クラシック・ヨコハマ推進事業

全日本学生音楽コンクール全国大会を中心に、地域でのサロンコンサートなどを開催し、若手演奏家に活躍の機会を提供。また、国際音楽セミナーを開催し、世界の若手演奏家の研さん・発表の場を提供

③市民の文化芸術活動の支援

1)地域文化サポート事業

市民や NPO 等が行う、地域特性や魅力を活かし、コミュニティやまちの活性化につながる文化芸術活動や、横浜の個性ある文化芸術を市内外へ発信する事業を支援

2)創造都市市民連携事業

「まち全体をステージに」をコンセプトに、まちの賑わいや来訪者の回遊性の創出や、市民ミュージシャンを主とした出演者による多地点同時コンサートなどの開催を支援

④創造都市施策の新たな展開

1)アーツコミッション事業

アーティスト・クリエイターをはじめとする担い手が活動しやすい環境づくりや創造的産業を振興するモデル事業を実施

2) スマートイルミネーション事業

公共空間を中心とした都心臨海部の夜景を省電力技術とアートの力で演出し、都市としての魅力アップを図る。また、創造都市を形成する拠点等と連携して、地域全体でスマートイルミネーションを創出

⑤ 横浜らしい先進的な文化芸術の国内外への発信

1) 横浜芸術アクション事業

「横浜音祭り2013」を実施し、市民参加・次世代の育成・賑わいづくりに重点を置いた横浜らしい事業展開を行い、26年度開催する横浜トリエンナーレ事業につなげる。また、昨年度実施したダンス事業についても「次世代の育成」等に関する取組を継続して実施

2) 創造都市国際交流事業

「創造都市ネットワーク日本(CCNJ)」と連携して、各種会議を開催するなど、創造都市の普及・発展の取組の推進

国内だけでなくアジアをはじめとする各都市で活躍する担い手が集い、創造都市に関わる国際会議を開催し、横浜から創造都市の取組を世界に発信

⑥ 国内外からの集客増に向けた取組の推進

1) 企業連携観光プロモーション事業

民間企業と連携した大型タイアップ事業を実施することにより、国内外からの集客や、観光客の滞在促進などを図る

2) 国内誘客事業

民間事業者等と連携した旅行代理店への直接セールスや時宜を捉えた戦略的なプロモーションを行い、横浜への誘客増加につなげる

⑦ MICE 誘致・開催支援の充実

1) アフリカ開発会議横浜開催推進事業

第5回アフリカ開発会議(TICAD V)の安全・円滑な開催を支援する。また、会議開催にあたり、市民のアフリカへの理解促進やビジネス機会の提供などを通じて、横浜とアフリカの交流をさらに深める

2) MICE 誘致・開催支援事業

MICE の誘致・開催支援及びプロモーションに関する各種施策を推進することで、MICE 開催機能を強化し、横浜の特色を活かした MICE 都市の確立を目指す

3. 予算・決算の概要

平成25年度の文化観光局の予算・決算の概要は以下のとおりである。

(単位:円)

	事業名	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決算額	不用額
4款 1項 1目文化観光総務費		1,227,567,000	217,605,000	1,445,172,000	1,430,083,632	15,088,368
1	総務費	1,131,805,000	△ 43,712,000	1,088,093,000	1,075,568,757	12,524,243
2	調査分析事業	8,800,000	0	8,800,000	9,810,980	△ 1,010,980
3	魅力創発事業	23,800,000	0	23,800,000	22,752,986	1,047,014
4	シティプロモーション事業	59,992,000	0	59,992,000	55,090,976	4,901,024
5	開港記念式典開催費	3,170,000	0	3,170,000	5,543,281	△ 2,373,281
6	財団法人横浜開港150周年協会補助金	0	261,317,000	261,317,000	261,316,652	348
4款1項2目創造都市推進費		704,377,000	0	704,377,000	687,567,106	16,809,894
1	創造都市市民連携事業	18,190,000	0	18,190,000	11,180,430	7,009,570
2	映像文化都市づくり推進事業	28,665,000	0	28,665,000	29,905,934	△ 1,240,934
3	創造界限活動支援事業	361,444,000	0	361,444,000	360,518,303	925,697
4	スマートイルミネーション事業	14,300,000	0	14,300,000	16,000,226	△ 1,700,226
5	アーツコミッション事業	128,982,000	0	128,982,000	118,495,056	10,486,944
6	横浜トリエンナーレ事業	81,500,000	0	81,500,000	81,339,388	160,612
7	創造都市国際交流事業	25,000,000	0	25,000,000	27,906,596	△ 2,906,596
8	創造都市推進事業	4,396,000	0	4,396,000	4,526,251	△ 130,251
9	旧関東財務局保全・耐震対策事業	20,000,000	0	20,000,000	17,519,672	2,480,328
10	創造都市プロモーション強化事業	21,900,000	0	21,900,000	20,175,250	1,724,750
				0		0
4款1項3目文化振興費		5,808,860,000	1,036,301,000	6,845,161,000	6,768,968,363	76,192,637
1	横浜芸術アクション事業	248,000,000		248,000,000	215,097,585	32,902,415
2	芸術文化教育プログラム推進事業	23,500,000		23,500,000	24,170,000	△ 670,000
3	クラシック・ヨコハマ推進事業	14,000,000		14,000,000	13,911,500	88,500
4	地域文化サポート事業	30,000,000		30,000,000	22,891,819	7,108,181
5	芸術文化支援事業	96,867,000		96,867,000	96,867,000	0
6	文化施設運営事業	2,598,857,000		2,598,857,000	2,569,734,688	29,122,312
7	文化施設整備事業	2,279,401,000	1,076,301,000	3,355,702,000	3,351,744,095	3,957,905
8	芸術文化振興財団補助金	191,190,000		191,190,000	189,547,000	1,643,000
9	横浜文化賞事業	5,135,000		5,135,000	5,261,923	△ 126,923
10	美術資料収集事業(文化基金)	5,030,000		5,030,000	793,611	4,236,389
11	文化施設長期維持管理費	40,000,000		40,000,000	39,245,671	754,329
12	指定管理者制度運営費	4,141,000		4,141,000	2,878,332	1,262,668
13	都筑文化用地暫定活用事業	1,500,000		1,500,000	1,137,675	362,325
14	文化振興企画調査費	1,239,000		1,239,000	6,624,697	△ 5,385,697
15	市民ギャラリー移転事業	270,000,000	△ 40,000,000	230,000,000	229,062,767	937,233

第3 横浜市の観光・創造都市戦略の概要

	事業名	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決算額	不用額
	(財)地域創造助成事業	0		0	0	0
	4款1項4目 観光コンベンション振興費	1,102,876,000	0	1,102,876,000	982,274,922	120,601,078
1	企業連携観光プロモーション事業	43,944,000		43,944,000	39,049,893	4,894,107
2	「武家の古都・鎌倉」世界遺産活用事業	15,000,000		15,000,000	7,382,485	7,617,515
3	国内誘客事業	45,647,000		45,647,000	45,262,546	384,454
4	ニューツーリズム推進事業	10,650,000		10,650,000	9,187,000	1,463,000
5	フィルムコミッション事業	10,800,000		10,800,000	7,230,709	3,569,291
6	横浜おもてなし事業	131,905,000		131,905,000	127,475,731	4,429,269
7	ヨコハマ・グッズ「横濱 001」育成支援事業	6,000,000		6,000,000	4,752,180	1,247,820
8	三溪園施設整備支援事業	112,312,000		112,312,000	107,210,076	5,101,924
9	観光施設維持管理費	32,931,000		32,931,000	29,669,165	3,261,835
10	観光振興費	19,685,000		19,685,000	15,338,207	4,346,793
11	海外集客プロモーション事業	73,485,000		73,485,000	51,602,189	21,882,811
12	MICE 誘致・開催支援事業	190,805,000		190,805,000	176,863,933	13,941,067
13	新たな MICE 拠点整備検討事業	40,000,000		40,000,000	21,157,500	18,842,500
14	MICE 施設管理等事業	12,720,000		12,720,000	13,067,352	△ 347,352
15	大型国際コンベンション誘致等事業	6,236,000		6,236,000	690,144	5,545,856
16	アプリカ開発会議横浜開催推進事業	110,756,000		110,756,000	86,335,814	24,420,186
17	減債基金積立金	240,000,000		240,000,000	239,999,998	2
	4款 文化観光費	8,843,680,000	1,253,906,000	10,097,586,000	9,868,894,023	228,691,977

4. 実施体制

観光・創造都市戦略の推進や各事業の実施を担う文化観光局及び公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの概要は次のとおりである。

① 文化観光局

表 1 文化観光局組織 平成 27 年 1 月 1 日現在

部・室	課	職員数(部長・室長除く)	分掌事項
横浜魅力づくり室	企画課	11	1 横浜の魅力向上に係る総合的な企画、調整及び調査研究 2 局の重要施策の企画及び総合調整 3 シティプロモーション
総務部	総務課	10	庶務係 1 局内の人事及び文書 2 局内の事務事業の連絡調整 3 局の危機管理 4 開港 150 周年記念事業 5 他の室及び部の主管に属しないこと 経理係 1 予算及び決算 2 局内の予算統制の調整 3 局内の財産管理 4 その他経理
創造都市推進部	創造都市推進課	33	1 創造都市の形成に係る総合的な企画、調整及び事業等の実施 2 創造都市の形成に係る拠点の整備及び運営管理並びにこれらに係る企画、調査及び調整 3 創造都市の形成に係るまちづくり
文化振興部	文化振興課	20	1 文化施策の総合的な企画及び事業の実施 2 文化芸術活動の総合的な支援 3 文化施設の整備及び運営管理並びにこれらに係る企画、調査及び調整 4 区役所の文化振興支援 5 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

部・室	課	職員数(部長・室長除く)	分掌事項
			6 文化基金 7 その他文化振興
観光コンベンション振興部	観光振興課	13	1 観光交流の推進及び調整 2 観光関係の団体及び施設 3 国内外からの観光客の集客に係る総合的な企画、調整及び事業の実施 4 公益財団法人三溪園保勝会及び公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 5 部内他の課の主管に属しないこと
	コンベンション振興課	13	1 大型国際コンベンションその他のコンベンション等の誘致及び開催支援 2 大規模集客イベントの支援 3 コンベンション関係の団体及び施設 4 株式会社横浜国際平和会議場及び株式会社横浜アリーナ

(出所)「横浜市組織図平成 27 年 1 月 1 日現在」より作成。

② 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の法人概要は次のとおりである。

表 2 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の概要

項目	内容
名称	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団(YOKOHAMA ARTS FOUNDATION)
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 1 階 TEL:045-221-0212 FAX:045-221-0216
組織	理事長：澄川 喜一 役員：評議員9名、専務理事1名、理事8名、監事 2 名(平成 26 年6月 25 日現在) 職員数：166 名(平成 26 年 3 月 31 日現在) (内訳)事務局等 27 名、トリエンナーレ(横浜美術館内)7 名、横浜美術館 47 名、横浜みなとみらいホール 17 名、横浜能楽堂 8 名、横浜にぎわい座 9 名、横浜赤レンガ倉庫 1 号館 9 名、大佛次郎記念館 3 名、横浜市民ギャラリー7 名、横浜市民ギャラリーあざみ野 8 名、磯子区民文化センター6 名、吉野町市民プラザ 4 名、岩間市民プラザ 4 名、ヨコハマ創造都市センター9 名、横浜市市民文化会館関内ホール 1 名
基本財産	200,000千円(うち横浜市出資額 100,000 千円、同割合 50%)
目的(定款)	この法人は、芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的とする。

事業 (定款)	(公益目的事業) (1) 芸術文化の創造及び発信 (2) 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供 (3) 芸術文化振興のための助成 (4) 芸術文化活動拠点の開発及び運営 (5) 芸術文化資源の収集、保存及び活用 (6) 芸術文化に関する情報の収集及び提供 (7) 芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言 (8) 芸術文化振興のための国内外との交流 (9) その他芸術文化振興を推進するための事業 上記の事業については、神奈川県において行うものとする。 (収益目的事業) (1) 売店及び駐車場の経営 (2) その他公益目的事業の推進に資する事業
沿革	1976年 財団法人 大佛次郎記念会設立 1987年 財団法人 横浜市美術振興財団設立 1991年 財団法人 横浜市文化振興財団設立 1999年 財団法人 横浜市文化振興財団と財団法人 大佛次郎記念会(1976年設立)が統合 2002年 財団法人 横浜市文化振興財団と財団法人 横浜市美術振興財団(1987年設立)が統合 2009年7月1日 公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団へ移行

表 3 施設別収支決算書(平成 25 年度)

(単位:千円)

科 目	合計	事務局	事務局 (施設運営)	ヨコハマ 創造都市 センター (ACY 含)	横浜美術 館	横浜みなと みらい ホール	横浜能楽 堂	横浜にぎ わい座
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入	4,255,485	304,137	62,846	239,183	1,273,559	1,044,663	224,496	335,182
(主な内訳)								
芸術文化事業収入	915,794	43,301	0	24,347	375,602	253,425	35,979	122,889
施設運営事業収入	1,914,682	0	0	0	700,000	525,531	170,000	190,901
利用料収入	519,653	0	0	30,170	94,754	208,029	16,099	19,227
補助金等収入	699,614	222,339	0	141,747	7,990	54,700	1,900	562
2. 事業活動支出	4,223,531	342,346	76,090	190,943	1,207,829	1,077,530	208,068	347,589
(主な内訳)								
①芸術文化事業費支出	1,943,857	185,022	15,183	142,049	761,531	507,788	80,452	150,848
②施設運営事業費支出	2,005,761	10,664	22,898	48,893	337,256	548,802	122,786	189,316
事業活動収支差額	31,954	△38,210	△13,244	48,241	65,730	△32,866	16,429	△12,407
II 投資活動収支の部								
投資活動収支差額	124,015	123,120	92,473	△ 50,507	△6,810	△1,273	△1,796	△1,099
III 財務活動収支の部								
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	155,969	84,910	79,228	△2,267	58,920	△34,139	14,632	△13,507

科 目	横浜赤レンガ倉庫1号館	大佛次郎記念館	横浜市民ギャラリー	横浜市民ギャラリーあざみ野	磯子区民文化センター	吉野町市民プラザ	岩間市民プラザ	内部取引消去
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入	249,906	38,494	42,191	180,851	153,860	78,422	91,364	△63,670
(主な内訳)								
芸術文化事業収入	39,995	2,154	320	2,756	8,214	3,705	3,128	△21
施設運営事業収入	0	0	41,700	164,200	122,350	0	0	0
利用料収入	86,905	2,346	0	8,625	20,184	15,571	18,481	△738
補助金等収入	112,179	32,382	0	260	1,511	55,579	68,466	0
2. 事業活動支出	253,370	46,364	42,947	162,866	163,173	77,789	90,298	△63,670
(主な内訳)								
①芸術文化事業費支出	43,511	4,570	2,034	31,776	11,607	4,668	3,500	△681
②施設運営事業費支出	208,357	41,394	40,073	127,530	149,400	72,443	85,953	△5
事業活動収支差額	△3,464	△7,869	△756	17,985	△9,312	633	1,066	0
II 投資活動収支の部								
投資活動収支差額	△13,624	△1,596	△1,000	△2,198	△1,109	△700	△9,865	0
III 財務活動収支の部								
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	△17,088	△9,466	△1,756	15,787	△10,421	△67	△8,799	0

※単位未満は四捨五入のため、当期収支差額と内訳の合計が一致しない場合がある。

表 4 横浜市と公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の協約

(第3期協約期間:平成23年4月1日～平成26年3月31日)

協約事項	評価指標	H25 目標	H25 実績
1 財団運営施設の利用者数を250万人以上とします。	施設利用者数	250万人	255万人
2 地域における市民協働事業を拡大し、参加者数を10万人以上とします	市民協働事業参加者数	100千人	212千人
3 子ども対象事業の参加者数を増やし、12万1千人以上とします。	子ども対象事業参加者数	121千人	124千人
4 芸術文化に係る国際交流事業数を拡大し、25事業以上とします。	国際交流事業数	25事業	29事業
5 事業収入などの増加を図り、自己収入割合を37%以上とします。	自己収入割合	37.0%	39%
6 職員の意欲や能力、実績の適正評価を行い、人材育成の一環として人事評価制度を導入します。	人事評価制度の導入	人事評価制度の導入	実施

③ 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの法人概要は次のとおりである。

表 5 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの概要

項目	内容
名称	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー(Yokohama Convention & Visitors Bureau)
所在地	横浜市中区山下町2 産業貿易センター1F TEL:045-221-2111(代) FAX:045-221-2100
組織	会 長： 横浜市長 理事長： 新町光示 役 員： 評議員 10 名、理事 10 名(理事長、専務理事、常務理事含む。)、監事 2 名(平成 26 年 8 月 26 日現在) 職員数： 31 名(平成 26 年 7 月 1 日現在) 経営部 3 課 15 名 総務課、人形の家、来訪者事業者支援課 事業部 2 課 16 名 誘客・広報課(国内誘客、広報担当、海外誘客担当)、コンベンション振興課 賛助会員数： 528 社・団体(平成 26 年 3 月 31 日現在)
基本財産	1,000,000 千円(うち横浜市出捐額 350,000 千円、同割合 35.0%)
目的(定款)	横浜市及び神奈川県を中心とする産業、技術、情報及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図り、地域経済の活性化、人的交流の促進及び国際相互理解を進め、もって地域社会の健全なる発展に資する。
事業(定款)	1) 観光客の誘致及び滞在支援 2) コンベンションの誘致及び開催支援 3) 観光・コンベンションに関する調査・企画及び情報の収集・提供 4) 観光・コンベンション都市横浜の広報及び宣伝 5) 観光・コンベンションに関する観光資源の開発・人材育成 6) 観光施設の管理運営 7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
沿革	昭和 36 年 2 月 16 日 社団法人横浜市観光協会設立 昭和 61 年 7 月 23 日 社団法人横浜国際観光協会に改称 昭和 63 年 11 月 22 日 財団法人横浜コンベンション・ビューロー設立 平成 10 年 4 月 1 日 財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー (横浜国際観光協会と横浜コンベンション・ビューローが統合) 平成 23 年 11 月 1 日 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローに移行

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの平成25年度の貸借対照表と正味財産増減計算書の概要は次のとおりである。平成25年度末の資産合計は1,511百万円、負債合計は183百万円であり、前年度から21百万円及び28百万円減少している。また、平成25年度の経常収益は379百万円、経常費用は376百万円、当期経常増減額は3百万円である。前年度から経常収益は66百万円、経常費用は107百万円減少し、当期経常増減額は41百万円増加している。

表6 貸借対照表概要(平成26年3月31日現在) (単位:千円)

科目	当年度	前年度	増減
流動資産	65,703	86,127	△20,424
固定資産	1,446,047	1,446,907	△860
資産合計	1,511,750	1,533,035	△21,284
流動負債	50,476	85,199	△34,722
固定負債	132,873	126,182	6,690
負債合計	183,350	211,382	△28,032
指定正味財産	1,261,733	1,259,025	2,708
一般正味財産	66,666	62,627	4,039
正味財産合計	1,328,400	1,321,652	6,747
負債及び正味財産合計	1,511,750	1,533,035	△21,284

表7 正味財産増減計算書概要(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	当年度	前年度	増減
一般正味財産増減の部			
経常収益	379,936	446,116	△66,179
経常費用	376,431	483,930	△107,498
当期経常増減額	3,505	△37,814	41,319
経常外収益	4,965	383	4,582
経常外費用	4,431	683	3,748
当期経常外増減額	534	△299	833
当期一般正味財産増減額	4,039	△38,113	42,153
一般正味財産期首残高	62,627	100,740	△38,113
一般正味財産期末残高	66,666	62,627	4,039
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	2,708	13,637	△10,929
指定正味財産期首残高	1,259,025	1,245,387	13,637
指定正味財産期末残高	1,261,733	1,259,025	2,708
正味財産期末残高	1,328,400	1,321,652	6,747

平成 25 年度、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローに対して、横浜市から補助金が支出されている。総額 335 百万円であり、経常収益の 88.2%を占めている。

表 8 横浜市から公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローへの財政支出(平成 25 年度)

(単位:千円)

種別	事業	市担当課	補助金決算額
補助金	企業連携観光プロモーション事業	観光振興課	20,584
	国内誘客事業	同	45,018
	ニューツーリズム推進事業	同	7,000
	横浜おもてなし事業	同	112,514
	観光施設維持管理費	同	22,931
	海外集客プロモーション事業	同	44,338
	MICE 誘致・開催支援事業	コンベンション振興課	77,671
	アフリカ開発会議横浜開催推進事業	同	5,000
計			335,056

横浜市と公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの第 3 期協約は次のとおりである。海外からの来訪者数や固有職員への役員への登用など、一部、目標を達成できない協約があり、引き続き経営努力が必要な団体として位置づけられている。

表 9 横浜市と公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの協約

(第 3 期協約期間:平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

協約事項	評価指標	H25 目標	H25 実績
1 横浜市内の国際会議開催件数を 220 件以上にします。	国際会議開催件数	220 件	231 件
2 海外からの誘客に注力し、来訪者数を 100 万人以上にします。(主なターゲット:韓国、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール)	海外からの来訪者数	100 万人	87 万人
	(参考)ターゲット国からの来訪者数	48 万人	—
3 市内事業者との連携を強化し、賛助会員数を 560 以上にします。	賛助会員数	560 団体	528 団体
4 財団の運営について、管理・運営コストの見直しを行い、管理費を毎年度対前年比 10%削減します。また、横浜人形の家運営については企画展の見直し等による運営費の削減及び集客増を図り、運営収支を改善します。	管理費	22,111 千円	20,251 千円
	(参考)人形の家有料入館者数(目標)	6 万人	5.2 万人
5 効率的な執行のため役員数を減らし、執行機関への財団内部の人材登用を進めます。	役員数	11 人	10 人
	固有職員の役員への登用	1 人	0 人

第4 外部監査の結果（各論）

I 創造都市推進費

創造都市推進費は、文化芸術創造都市形成事業に関する経費である。文化芸術創造都市形成事業では、文化芸術による創造性あふれるまちづくりを目指し、「ナショナルアートパーク構想推進事業」、「映像文化都市づくり推進事業」などを推進している。また、都心部の歴史的建造物等を活用し、アーティストやクリエイターの創作、発表、滞在・居住を支援する「創造界限形成事業」を実施している。さらに、「ヨコハマトリエンナーレ 2014」の開催に向けた準備を進めるとともに、新進芸術家等の育成を図る「創造の担い手育成事業」を実施している。事業は大きく9に分類されているが、それぞれの3年間の事業費（予算、決算）の推移は以下のとおりとなっている。

表 10 事業別の過去3年間の当初予算額及び決算額

(単位:千円)

事業名			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	創造都市市民連携事業	予算	—	—	18,190
		決算	—	—	11,180
2	映像文化都市づくり推進事業	予算	33,740	28,040	28,665
		決算	29,113	24,762	29,906
3	創造界限活動支援事業	予算	418,191	364,241	361,444
		決算	406,412	352,755	360,518
	ナショナルアートパーク構 想推進事業	予算	75,700	62,433	57,980
		決算	70,402	59,105	57,114
	創造界限形成事業	予算	228,769	194,643	195,088
		決算	226,889	189,184	191,752
	地域再生まちづくり事業	予算	113,722	107,165	108,376
		決算	109,121	104,466	111,652
4	スマートイルミネーション事業	予算	—	12,000	14,300
		決算	—	10,494	16,000
5	アーツコミッション事業	予算	99,965	71,245	128,982
		決算	92,567	67,617	118,495
6	横浜トリエンナーレ事業	予算	490,020	70,900	81,500
		決算	289,317	70,580	81,339
7	創造都市国際交流事業	予算	—	—	25,000
		決算	—	—	27,907
8	【課題検討】旧関東財務局保 全・耐震対策事業	予算	—	—	20,000
		決算	—	—	17,520
9	創造都市プロモーション強化 事業	予算	—	—	21,900
		決算	—	—	20,175
・	創造都市推進費(部事務費)	予算	5,613	4,763	4,396
		決算	7,790	4,020	4,526
	合計	予算	1,047,529	551,189	704,377
		決算	825,199	530,228	687,567

また、上記 9 つの事業においては、民間等に委託又は補助金(負担金)を交付することによって事業の一部を遂行している。したがって、監査においては委託及び補助金(負担金)の事務についても内容を確認している。平成 25 年度の委託及び補助金の概要は以下のとおりである。

表 11 平成 25 年度の委託の状況

委託件名	契約金額 (千円)	契約種別	監査を 実施
1. 創造都市市民連携事業			
該当委託なし			
2. 映像文化都市づくり推進事業			
平成25年度横浜市映像文化施設の移転に係る調査検討業務委託	2,940	入札	
文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業	16,500	単独随契	○
新港客船ターミナル映像文化施設空調室外機不具合調査	36	見積合	
旧富士銀行横浜支店映像文化施設 排水槽不具合調査	73	単独随契	
旧富士銀行横浜支店映像文化施設空調室内機洗浄等	75	単独随契	
新港客船ターミナル映像文化施設浄化槽点検保守業務委託	154	見積合	
旧富士銀行横浜支店映像文化施設電気設備点検保守業務委託	220	見積合	
新港客船ターミナル映像文化施設電気設備点検保守業務委託	441	見積合	
万国橋会議センター映像文化施設空調点検保守業務委託	455	見積合	
旧富士銀行横浜支店映像文化施設空調・消防点検保守業務委託	661	単独随契	
新港客船ターミナル映像文化施設空調・消防点検保守業務委託	829	見積合	
旧富士銀行横浜支店映像文化施設エレベーター点検保守業務委託	989	単独随契	
3-1. 創造界限活動支援事業（ナショナルアートパーク構想推進事業）			
象の鼻テラス清掃業務	2,342	入札	
象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託	49,927	単独随契	○
象の鼻テラス廃棄物処理業務委託	54	単独随契	
象の鼻テラス設備関係点検業務委託	562	見積合	
象の鼻テラス機械警備業務	756	単独随契	
3-2. 創造界限活動支援事業（創造界限形成事業）			
平成25年度横浜市創造界限形成推進委員会運営業務委託	1,764	入札	○
日本郵船横浜海岸通倉庫1階ホール空調設置委託	2,730	入札	○
平成25年度東横線廃線跡地基本設計等業務委託	3,943	単独随契	○
旧関東財務局及び旧労働基準局機械設備等警備業務委託 (2月分)	7	単独随契	
旧関東財務局及び旧労働基準局機械設備等警備業務委託(追加)	15	単独随契	

委託件名	契約金額 (千円)	契約種別	監査を 実施
旧関東財務局及び旧労働基準局機械設備等警備業務委託	63	単独随契	
旧関東財務局等機械設備等警備業務委託	113	単独随契	
自家用電気工作物検査業務(平成25年度)	132	見積合	
日本郵船横浜海岸通倉庫次期運営団体公募に係る応募者の財務評価	428	見積合	
平成25年度新港ふ頭展示施設警備業務委託	441	単独随契	
平成25年度新港ふ頭展示施設環境衛生管理業務委託	699	見積合	
4. スマートイルミネーション事業			
該当委託なし			
5. アーツコミッション事業			
該当委託なし			
6. 横浜トリエンナーレ事業			
該当委託なし			
7. 創造都市国際交流事業			
泉州市オープニングイベントステージ出演委託	1,845	単独随契	○
「でんば組. inc」へのオープニングイベントステージ出演委託	2,500	単独随契	○
2014年東アジア文化都市横浜広報業務委託	3,000	単独随契	○
小田原提灯制作委託	96	単独随契	
「東アジア文化都市2014横浜」茶会運営業務	200	単独随契	
「東アジア文化都市・泉州」講演者派遣業務委託	219	単独随契	
平成25年度広報テレビ番組の制作・放送委託(下半期)・追加分	362	単独随契	
アジア文化都市オープニング式典参加者向け滞在支援	500	見積合	
「東アジア文化都市・光州広域市」オープニングイベント公演費	658	単独随契	
8. 【課題検討】旧関東財務局保全・耐震対策事業			
旧関東財務局耐震補強等工事に伴う基本設計業務委託	11,088	単独随契	○
旧関東財務局廃棄物処理業務委託	225	見積合	
旧関東財務局文化財指定図面作成業務委託	240	見積合	
旧関東財務局避難安全検証業務委託	277	単独随契	
9. 創造都市プロモーション強化事業			
創造都市プロモーション強化事業委託	20,175	単独随契	○

表 12 平成 25 年度の負担金、補助金の状況

補助金、負担金別	交付先	内容	交付金額 (千円)	監査を 実施
1. 創造都市市民連携事業				
補助金	ホッチポッチミュージックフェスティバル実行委員会	イベントの運営費に対する補助	3,330	○
補助金	横浜音楽空間実行委員会	イベントの運営費に対する補助	600	
補助金	横浜市芸術文化振興財団	横濱 JAZZ PROMENADE に対する補助	7,100	○
2. 映像文化都市づくり推進事業				
負担金	社団法人横浜港湾福利厚生協会	関連規定等：横浜港万国橋港湾労働者福祉センターの維持管理に係る費用に関する確認書	311	
補助金	シーガルシアター実行委員会	関連規定等：横浜市映画祭開催支援事業実施要綱	300	
補助金	ショートショート実行委員会	同上	580	
補助金	株式会社エデュイットジャパン	同上	50	
補助金	よこはま若葉町多文化映画祭実行委員会	同上	440	
補助金	HAPPY MUS!C 実行委員会	同上	173	
補助金	かながわバリアフリー映画祭実行委員会	同上	480	
補助金	ヨコハマ・フットボール映画祭実行委員会	同上	300	
補助金	横浜みなと映画祭実行委員会	同上	600	
3. 創造界限活動支援事業				
負担金	横浜アイランドタワー管理組合 株式会社アサヒファシリティズ横浜支店	関連規定等：横浜アイランドタワー管理規約及び管理費等取扱規則	3,498	
補助金	横浜市芸術文化振興財団	関連規定等：都心部歴史的建造物等活用事業補助金交付要綱	23,252	○
補助金	特定非営利活動法人 BankART1929	同上	59,240	○
補助金	特定非営利活動法人 アートプラットフォーム	同上	30,887	○
補助金	特定非営利活動法人 黄金町エリアマネジメントセンター	地域再生まちづくり事業（初黄・日ノ出町地区）補助金交付要綱	64,538	○

第4 外部監査の結果（各論）
I 創造都市推進費

補助金、 負担金別	交付先	内容	交付金額 (千円)	監査を 実施
4. スマートイルミネーション事業				
負担金	スマートイルミネーション横浜実行委員会	スマートイルミネーション横浜事業実施経費にかかる負担金	13,153	○
5. アーツコミッション事業				
補助金	横浜市芸術文化振興財団	関連規定等：アーツコミッション・ヨコハマ補助金交付要綱	118,495	○
6. 横浜トリエンナーレ事業				
負担金	横浜トリエンナーレ組織委員会	横浜トリエンナーレ開催準備に係る負担金	80,000	○

○ I 創造都市推進費において、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団は横浜市芸術文化振興財団という。

1. 創造都市市民連携事業

(1) 事業の概要

創造都市市民連携事業は、都市臨海部に集積しつつあるアーティスト・クリエイターと市民・企業・NPO 等との連携・協働により、横浜独自の歴史・景観・食・文化芸術などの魅力資源と有機的につなぐ取組を進め、横浜都心臨海部の新たな魅力創造・発信・賑わい創出を目指そうとする事業である。

具体的には、平成 25 年度は「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」「ホッチポッチミュージックフェスティバル」及び「横浜音楽空間事業」の 3 つの事業を展開している。なお、「横浜音楽空間事業」は平成 25 年度で終了している。

(2) 事業費の内訳

平成 25 年度の事業費は 11,180 千円となっている(過去 3 年間の事業費の推移は表 10(25 ページ)参照)。事業費の内訳は下表のとおりであるが、補助金支出が事業費の主な内容となっている。

表 13 平成 25 年度の創造都市市民連携事業の内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
旅費	150	
負担金、補助及び交付金	11,030	○横濱 JAZZ PROMENADE に対する横浜市芸術文化振興財団への補助金 7,100 千円 ○「ホッチポッチミュージックフェスティバル実行委員会」への補助金 3,330 千円 ○「横浜音楽空間実行委員会」への補助金 600 千円 計 11,030 千円
	11,180	

表 14 平成 25 年度決算額の財源構成

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	11,180	—	—	11,180
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

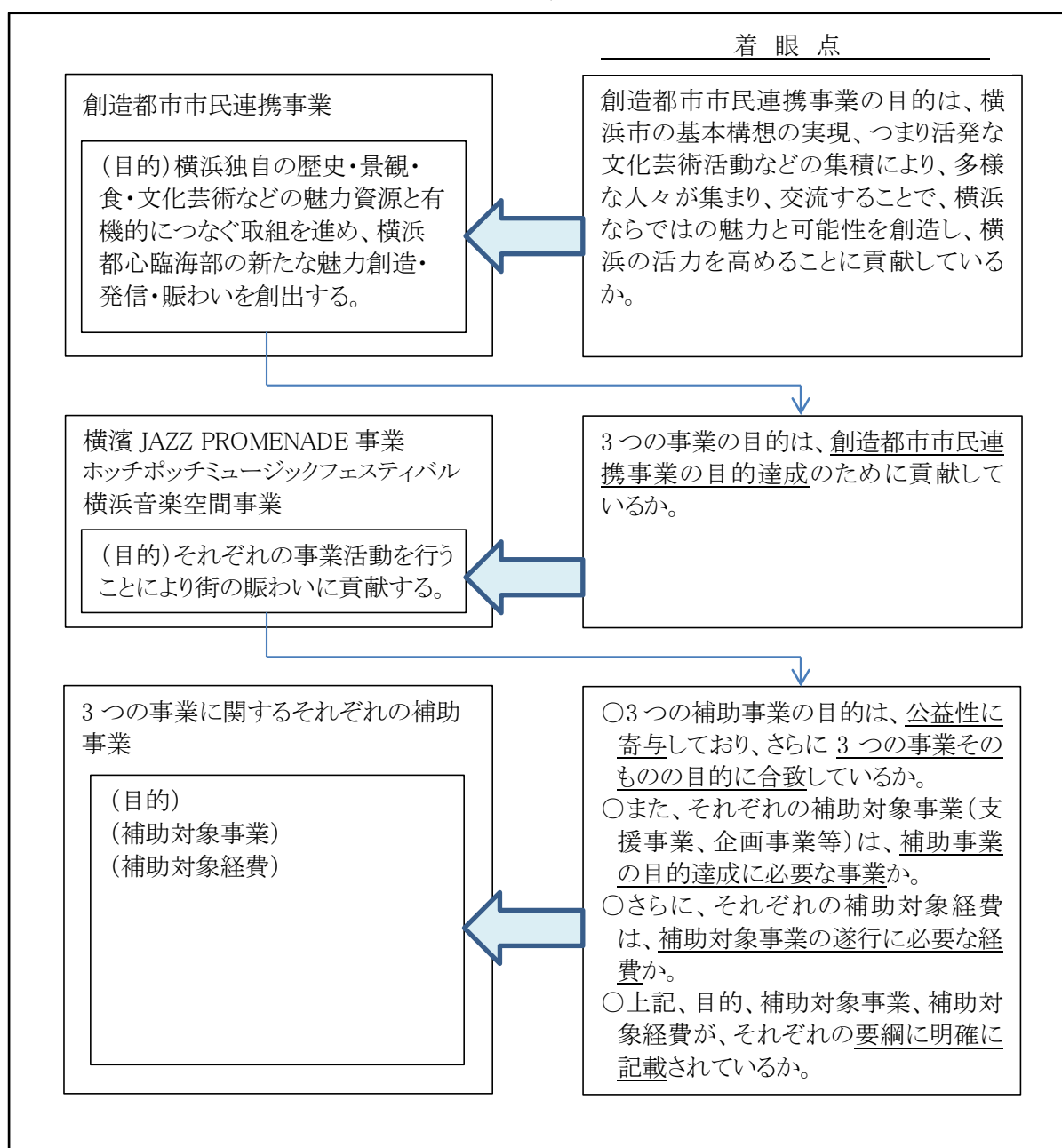
①創造都市推進費と各事業の状況について

1)創造都市市民連携事業の各事業の実施状況について

創造都市市民連携事業は、「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」「ホッチポッチミュージックフェスティバル」及び「横濱音楽空間事業」の各事業によって構成されている。また、いずれも実行委員会等へ補助金を交付し、実行委員会によって運営されているという特徴がある。

ここで、創造都市推進費と創造都市市民連携事業さらにはそれぞれの補助事業との関係及び監査上の着眼点は以下のとおりと考える。

図 2 着眼点



2) 横浜市の基本構想から各事業の内容までの関係についての検証

1) で示した創造都市市民連携事業の目的から各補助事業の目的、補助対象事業及び補助対象経費までは互いに関連する多重構造となっているが、それぞれの関連性(基本構想⇔創造都市市民連携事業の目的⇔3つの事業の目的⇔3つの事業の補助対象事業⇔3つの事業の補助対象経費)は明確であり、特に問題はないと考える。

しかしながら、横濱 JAZZ PROMENADE 事業、ホッチポッチミュージックフェスティバル、横浜音楽空間事業の各事業の実施段階において、本当にそれぞれの事業目的を達成しているかについては検討の余地がある。今回監査を通して感じた課題は以下のとおりである。

3) 3つの事業の効果について(監査の意見)

平成 23 年から平成 26 年度までの各事業の来場者の推移は以下のとおりである。

表 15 3つの事業の来場者の推移

	来場者数			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
横 濱 JAZZ PROMENADE 事業	約 126,000 人	約 137,000 人	約 146,000 人	約 151,000 人
ホッチポッチミュージックフェスティバル	約 11,000 人	約 15,000 人	約 1,155 人	約 28,000 人
横浜音楽空間事業	約 4,000 人	約 4,500 人	約 2,190 人	(廃止)

平成 25 年度の各事業の来場者と各事業の補助金をもとに、事業ごとの来場者 1 人当たり補助金額を算出すると以下のとおりとなる。補助事業の効果は来場者だけでは測ることができないが、来場者 1 人当たり補助金額は補助事業の費用対効果を示す指標の 1 つであることは間違いない。

表 16 平成 25 年度の各補助事業の実施状況

事業名	実施日	補助金額	来場者	来場者 1 人当たり補助金額
横濱 JAZZ PROMENADE 事業	H25.10.12~13	7,100 千円	146,000 人	48 円
ホッチポッチミュージックフェスティバル	H25.10.20	3,330 千円	1,155 人	2,883 円
横浜音楽空間事業	H25.9.21	600 千円	2,190 人	273 円

結果として、平成 25 年度においては、3つの事業間において来場者 1 人当たり補助金額には大きな開きがあることがわかる。表の結果だと、横濱 JAZZ PROMENADE 事業が最も費用対効果が高く、ホッチポッチミュージックフェスティバルが最も費用対効果が低い事業となる。横浜音楽空間事業は平成 25 年度をもって廃止されているのでコメントはしないが、横濱 JAZZ PROMENADE 事業とホッチポッチミュージックフェスティバルとを比較してもその差は大きい。ホ

ッチポッチミュージックフェスティバルの来場者1人当たり補助金額が大きいのは、平成25年度のホッチポッチミュージックフェスティバルの開催日は豪雨であり、開催場所が限定されるなどにより集客に多大な影響があったため、来場者が少なかったのである。

下表は、平成25年度のホッチポッチミュージックフェスティバルの各会場の来場者等の状況である。

表17 平成25年度のホッチポッチミュージックフェスティバルの各会場の来場者

会場	関内駅南口	横浜市庁舎1階	神奈川県庁前	横浜地方裁判所	象の鼻パーク	アメリカ山公園	山下公園	グランモール公園
来場者	455人	280人	420人	中止	中止	中止	中止	中止

この表のとおり、8会場のうち5会場が中止となっている。平成24年度は約15,000人、平成26年度は約28,000人が来場していることから、本来の費用対効果は平成25年度の数値以上に高い事業であることが推測できる。

一方で、天候に多分に影響を受ける事業ということ自体も問題である。年に1日のみの事業ということからも、今後何らかの対応が必要である。

なお、平成26年度は、平成26年10月19日に開催されたが、新たに室内の会場である大さん橋会場を増やすなど対応はしているが十分というものではない。今後も引き続き検討すべき課題である。

4) ゼロベースでの検討について（監査の意見）

3)に記載したとおり、平成25年度においては、ホッチポッチミュージックフェスティバルは明らかに効果が低い事業となっている。しかしながら、事業そのものの在り方についてゼロベースでの見直しを十分に行っていたかどうかについては疑問である。本事業などのようなイベントに関する事業は一定期間継続して実施することによって事業効果が生まれることも事実であるが、やはり毎年度事業を継続すべきか、また事業を継続する場合においてもその在り方について常に検討を行う必要がある。

このような検討を行わないことは、効果が低い事業を継続するデメリットだけではなく、限られた予算の中でより効果の高い実施できたはずの事業が実施できないデメリットも生じる結果となる。

5) 事業効果の設定について（監査の意見）

事業の継続や見直しを十分に行われていない原因として事業に関する効果指標を設定していないことも原因であるように思える。平成24年度の来場者1人当たり補助金額233円(3,500千円÷15,000人)を平成25年度の事業の目標指標としたとしても、実際には2,883円でありその差2,650円(2,883円－233円)は大きい。

効果指標が設定されていれば、その差の原因が天候であることが明らかだとしても何らかの対応は要求されるであろう。来場者や来場者1人当たり補助金額だけが効果指標ではないが、市と

しては、今後事業の実施状況を判断し今後の対応の指針とする意味においても、何らかの効果指標を設定し実績と比較することが必要である。

6) 来場者の測定方法の明確化(監査の意見)

5)において、事業効果指標を来場者数とした場合においては、来場者の測定方法を明確にしておく必要がある。創造都市市民連携事業の多くの事業は、無料で観覧ができることから来場者数の測定は何らかの仮定が必要となるからである。

なお、平成 26 年度のホッチポッチミュージックフェスティバル(平成 26 年 10 月 19 日)の来場者は約 28,000 人であった。8 会場で 74 のアーティストによるイベントと 4 のワークショップが開かれている。したがって、1 つのイベント又はワークショップで平均 358 人(28,000 人÷78 イベント等)の来場者があったことになる。

7) 事業の見直しの方向性の提案について(監査の意見)

補助金の申請時に横浜市芸術文化振興財団が作成した企画によると、平成 25 年度の横濱 JAZZ PROMENADE 事業の概要は、平成 25 年 10 月 12 日、13 日の 2 日間にわたって、複数の会場でフェスティバル形式により同時に連続してライブを行うこととなっている。

また、同様にホッチポッチミュージックフェスティバルの概要は、マザーポートエリアの新たな賑わいづくりを創出し、臨海部からの人の流れと関内からの人の流れの交差ゾーンの魅力創造を促進させる契機とするため、平成 25 年 10 月 20 日に市民ミュージシャンを中心とした多地点同時開催コンサートを行うこととなっている。

さらに、横浜音楽空間事業も平成 25 年 9 月 21 日に実施することにより、創造都市市民連携事業の目的に貢献することである。

つまり、創造都市市民連携事業は文化観光局にとって比較的重要な施策と考えることができる。これら事業は、1 年を通じて計 4 日間(平成 26 年度は 3 日間)のみの事業という特徴がある。

横濱 JAZZ PROMENADE 事業とホッチポッチミュージックフェスティバルの各事業が、横浜市にとって重要な事業の 1 つであれば、年間を通して両事業を遂行することも検討の余地があると思われる。つまり、中心となるイベントは年間数日であるが、それ以外にも「JAZZ」や「ホッチポッチ」というキーワードのイベントを定期的に行い、市は年間を通じた活動に対して補助を行うことは検討の余地がある。市にとって経費が増える可能性があることも否定できないが、費用対効果がより高くなることが期待できるのであれば検討の余地があるものと思われる。

8) ホッチポッチミュージックフェスティバルにおける事業の運営について(監査の意見)

今回の監査においては、平成 26 年 10 月 19 日に実施されたホッチポッチミュージックフェスティバル(平成 26 年度事業)を視察した。全般的には、どの会場も盛り上がり事業として今後継続する価値は十分にあると感じた。



横浜公園①(水の広場)会場



関内駅南口会場(横浜市庁舎前)



神奈川県庁前会場



大さん橋会場

7)において、事業そのものを今後どうするかについて検討の余地があると述べたが、視察の結果、現状のまま事業は継続するとした場合においても、イベント当日の事業の運営において更なる改善が必要と感じた。平成26年度のホッチポッチミュージックフェスティバルを視察した際に感じた改善点の例は次のとおりである。

- 事業の目的の1つとして、臨海部からの人の流れと関内からの人の流れの交差ゾーンの魅力創造を促進させる契機とすることとあるが、実際には臨海部と関内は分断され、中間地点の人通りはあまりなかった。
- 臨海部に比べ関内駅近くの会場は来場者が少ない印象を受けた。
- 当日は晴れていたが、万が一、雨が降った場合の影響は依然残っている。

いずれにしても、市としては前年の事業をそのまま引き継ぐのではなく、事業そのものの在り方を常に見直す姿勢が必要であるとともに、イベントそのものもより良いものとするべく検討が必要と考える。

②補助金について

1)補助金事業の本質と要綱の記載内容について(監査の意見)

「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」に関する横浜市芸術文化振興財団への補助金の根拠となる「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団補助金交付要綱」において補助金の目的の記載がない。

また、「ホッチポッチミュージックフェスティバル事業補助金」における「ホッチポッチミュージックフェスティバル事業補助金交付要綱」では、補助対象団体、補助対象事業、補助対象経費に加え、目的の記載もあるが、その内容は以下のとおりとなっている。

(目的)

第 1 条 この要綱は、ホッチポッチミュージックフェスティバル実行委員会に対し、事業の実施経費等を適正に補助する為の基本的事項について定めることを目的とする。

2 本事業における補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

このとおり、第 1 条の内容は、単に要綱の目的を定めたもの、(趣旨)に該当するものであり、補助金そのものの目的ではない。しかしながら、図 2(31 ページ)で記載したとおり、補助金の目的は、補助金が公益性に寄与し事業そのものの目的とも合致しているかを確認するためにも、さらに補助金の目的に沿った補助対象事業が実施されているかを確認する意味においても重要なので、交付要綱には補助金の目的を記載することが望ましい。

補助金の目的の記載の例

(目的)

第〇条 〇〇を図り、〇〇な地域社会の実現を目的とするため、〇〇に要する経費の一部を補助するものとする。

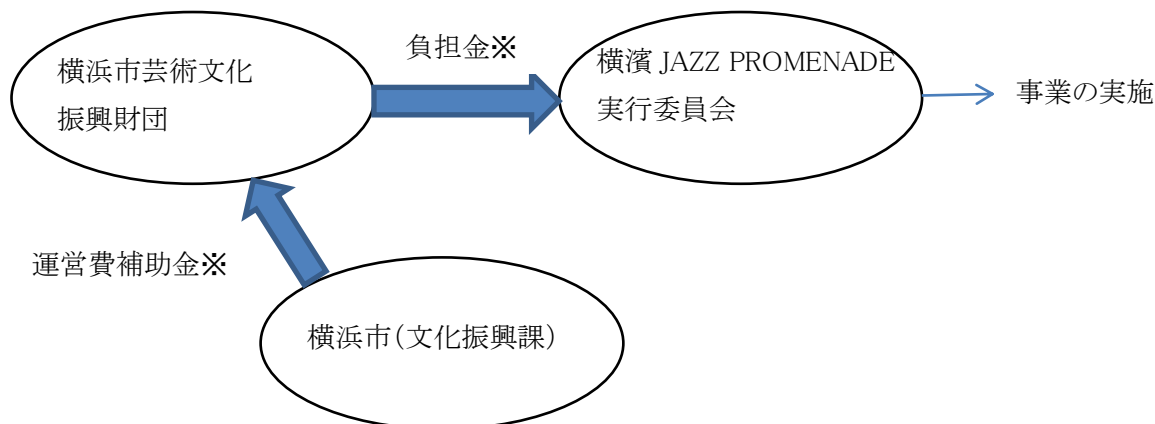
なお、交付要綱の形式の問題は、横浜市の多くの補助金交付要綱においても該当する。

2)「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」に関する補助金の交付先について(監査の意見)

「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」においては、横浜市から一旦横浜市芸術文化振興財団へ補助金を交付した上で、横浜市芸術文化振興財団から横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会へ同額交付されている。

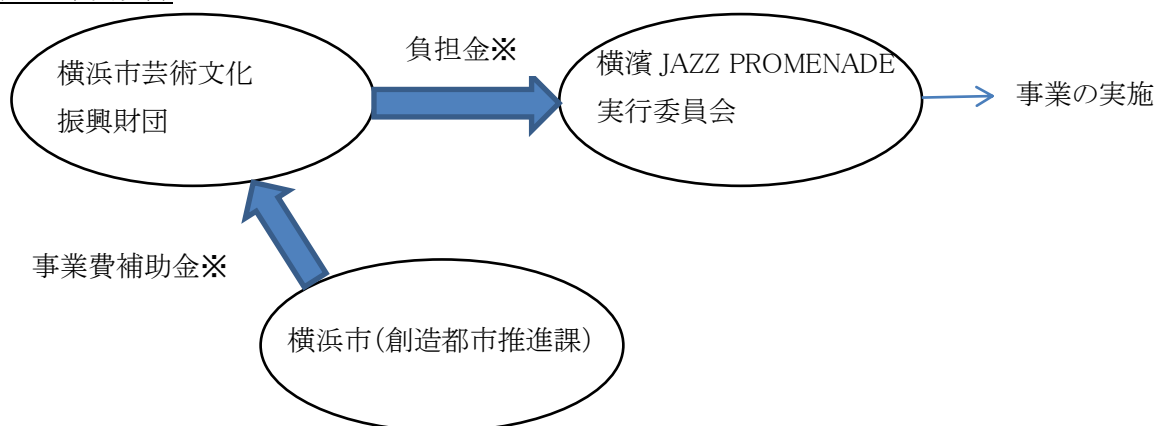
このような処理となった背景は、もともと平成 23 年度までは当該事業が公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の自主事業であり、横浜市(文化振興課)から横浜市芸術文化振興財団へ交付された運営費補助金の一部を財源としていたためである。その後、事業費補助金となったが、交付先はそのまま横浜市芸術文化振興財団のままとなっているのである。

平成23年度まで



※ 運営費補助金は、事業を特定せず、団体の維持のため人件費、施設管理費、その他各種経費への支出を目的として交付されるものである。横浜市芸術文化振興財団は、横浜市からの運営費補助金の一部を財源とし、負担金として横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会へ交付していたものと思われる。

平成24年度以降



※ 横浜市からの事業費補助金は、横濱 JAZZ PROMENADE 事業のために交付されているので、横浜市芸術文化振興財団は、横浜市からの事業費補助金全額を負担金として横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会へ交付している。

しかしながら、このような処理は以下の弊害がある。

- i) 形式的には、横浜市から横浜市芸術文化振興財団への補助金なので、市は横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会へ直接関与できない。

ii)横浜市は、事業全体の収支の状況を把握できない。

iii)横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会の収支の内容を検証できない。

特に、ii)について、平成 25 年度の横浜市芸術文化振興財団から市へ報告された「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」の収支予算及び決算の状況は以下のとおりである。

表 18 「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」の収支の状況

(単位:千円)

項目	予算額	決算額	内容
(収入)			
横浜市補助金	7,100	7,100	
(支出)			
広報費	300	300	HP 改修・更新
委託料	6,400	6,400	出演料
会議費	100	100	打合せ費
印刷費	100	100	チケット・ちらし印刷費
事務費	200	200	事務消耗品費 80 千円、印刷代 25 千円、郵送料 85 千円、振込手数料 10 千円
支出合計	7,100	7,100	

上表のとおり、この収支計算書は、横浜市補助金 7,100 千円に関する収支であるが、内容は予算額、決算額ともに収支が一致しており、さらに、予算額と決算額の金額も完全に一致している。これは当然であり、横浜市芸術文化振興財団は、横濱 JAZZ PROMENADE 事業の全ての収支の内、横浜市からの補助金 7,100 千円と同額の支出を形式的に計上し、市へ報告しているのみだからである。また、市としても全く内容を伴わない収支報告書を受けていることになる。

そもそも、厳密に言えば、横浜市芸術文化振興財団から受ける収支報告は、金銭の流れを正しく反映するためには以下のとおりとするべきである。

表 19 横浜市芸術文化振興財団の収支の状況

(単位:千円)

項目	予算額	決算額	内容
(収入)			
横浜市からの補助金	7,100	7,100	
(支出)			
実行委員会への負担金	7,100	7,100	

しかしながら、実際には、本事業においては市からの補助金以外にもチケット販売収入や協賛金等の収入があり、また 7,100 千円の何倍もの収入支出が生じている。実行委員会の実際の収支の状況は以下のとおりである。

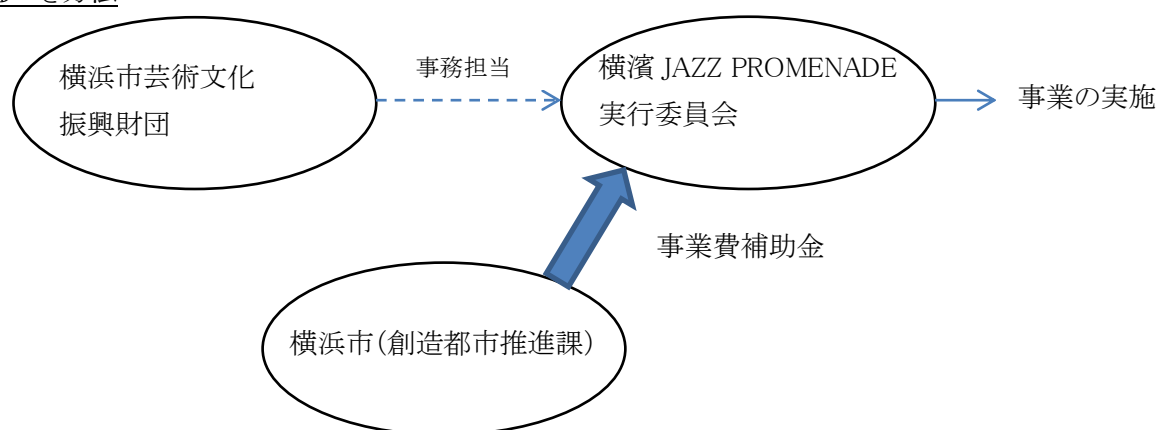
表 20 「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」の実際の収支の状況

(単位:千円)

項目	予算額	決算額	内容
(収入)			
横浜ジャズ協会負担金	5,000	5,000	
横浜市芸術文化振興財団負担金	7,100	7,100	
チケット販売収入	25,500	26,863	
協賛金	8,600	9,540	
その他収入	4,300	3,754	街角ライブ参加料等
収入計	50,500	52,258	
(支出)			
ライブ費(出演料、製作費、賃借料)	42,100	42,270	
広報費(広報宣伝費、印刷製本費)	3,450	3,741	
運営費(制作管理費、事務局費、チケット販売手数料)	4,950	5,363	
支出合計	50,500	51,376	
収支差額	0	882	

本来であれば、市は事業の全体を把握できる収支報告を入手する必要がある。しかしながら、形式上は横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会は、当該収支報告を横浜市芸術文化振興財団へ報告する義務はあっても市へ報告する義務は生じない。このような問題を解決し、形式的にも市が事業をモニタリングできる仕組みとするためにも、市から横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会へ直接補助金を交付するスキームに変更することも検討する必要がある。少なくとも、横濱 JAZZ PROMENADE に対する市の位置づけを明確にした上で、市が事業の全体像を把握できるスキームとする必要がある。

あるべき方法



なお、横浜市から横濱 JAZZ PROMENADE 実行委員会へ直接補助金を交付した際には、当然のこととして収支報告に加え、その証拠書類(領収書等)の入手も必要となり、市はより高いレベルでの管理が可能となる。

3)完了報告(事業報告)の提出日について(監査の意見)

平成25年度は、「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」は平成25年10月12日及び13日に実施している。また、「ホッチポッチミュージックフェスティバル」は、平成25年10月20日に実施している。

一方、完了報告(事業報告)日は、「横濱 JAZZ PROMENADE 事業」が平成26年3月31日、「ホッチポッチミュージックフェスティバル」が平成26年3月14日となっている。イベントにおいては、開催日以降においても事後的に事務が生じることは考えられるが、3月の報告は遅いと考えられる。横浜市においては、PDCAサイクルの中で次年度以降により良い事業とする意味においても、年内中の報告など少しでも早い報告を促す必要がある。

4)ホッチポッチミュージックフェスティバルへの補助金について(監査の意見)

ホッチポッチミュージックフェスティバル実行委員会から提出された平成25年度収支予算・決算書は以下のとおりである。

表 21 平成25年度ホッチポッチミュージックフェスティバル実行委員会収支予算・決算書

(単位:千円)

項目	予算額	決算額	内容
(収入)			
横浜市補助金	3,330	3,330	
自己負担金	170	251	
受取利息	—	0	
収入計	3,500	3,581	
(支出)			
運営費	1,775	1,903	
広報費	488	611	
制作費	1,237	1,067	
支出合計	3,500	3,581	
収支差額	—	—	

前述のとおり、平成25年度のホッチポッチミュージックフェスティバルは、雨天によって全8会場の内、5会場が中止となっている。

会場	関内駅 南口	横浜市庁 舎1階	神奈川 県庁前	横浜地方 裁判所	象の鼻 パーク	アメリカ 山公園	山下公園	グランモ ール公園
状況	実施				中止			

しかしながら、支出額は予算額よりも決算額が多くなっている。そこで、次に支出額3,581千円を当日経費、その他経費(広報費、管理運営費)に分けると次のとおりとなる。

表 22 支出額の内訳

（単位：千円）

項目		金額	備考
当日経費	スタッフ経費	670	
	音響費	472	
	会場設営費	581	
	公演諸経費	498	
広報費	パンフレット製作費	480	
	ポスター作成費	48	
	WEB制作・管理費	85	
管理運営費		597	

今回の監査において、当日経費、広報費、管理運営費について領収書等を確認したが特に問題はなかった。特に、当日経費についてはキャンセルが不可となっている経費である。また、音響費は、関内駅南口（実施）、横浜市庁舎1階（実施）、神奈川県庁（実施）、横浜地方裁判所（中止）、象の鼻パーク（中止）の各会場に係る音響費であり、その他の会場（アメリカ山公園、山下公園、グランモール公園）はいずれも中止となったが、もともと地元などのボランティアで音響等を設置することになっていたため、実行委員会としての経費は発生していない。

以上より、支出額の内容は特に問題はなかった。ただし、今後天候によるリスクを軽減するため、当日経費のキャンセルの可能性や延期への対応なども検討の余地があると思われる。

2. 映像文化都市づくり推進事業

(1) 事業の概要

映像文化都市づくり推進事業では、特色ある映像文化の発信を行うことにより都市の活性化を図り、映像文化施設の管理を行うとともに、地域への開放などを行っている。

具体的には、市内都心部で行われる民間映画祭に対して、補助金交付により支援を行うほか、文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業として、東京藝術大学との協働により、東京藝術大学大学院映像研究科馬車道校舎等を活用した地域貢献事業を実施している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

平成 25 年度の事業費は 29,905 千円となっている(過去 3 年間の事業費の推移は表 10(25 ページ)参照)。事業費の内訳は下表のとおりであるが、委託料が事業費の主な内容となっている。

表 23 平成 25 年度の映像文化都市づくり推進事業の内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
旅費	6	
需用費	2,598	
役務費	688	
委託料	23,377	○文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業 16,500 千円 ○平成 25 年度横浜市映像文化施設の移転に係る調査及び基本計画策定業務委託 2,940 千円
負担金・補助及び交付金	3,234	
	29,905	

表 24 平成 25 年度決算額の財源構成

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	29,905	—	—	29,905
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

①委託について

1) 委託設計書起案日から契約締結までの流れ

決算額の内訳を見てもわかるとおり、映像文化都市づくり推進事業においては、主に委託により業務を遂行している。その内今回監査対象として委託事業は以下のとおりである。東京藝術大学が相手先である文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業は、金額的にも重要な事業であることがわかる。

表 25 映像文化都市づくり推進事業における監査対象とした委託事業

	委託契約件名	契約金額（千円）	相手先
①	平成 25 年度横浜市映像文化施設の移転に係る調査検討業務委託	2,940	株式会社コア建設設計工房
②	文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業	16,500	東京藝術大学

上記 2 つの委託契約の委託設計書起案日から契約締結日までの流れは以下のとおりである。

表 26 創造界限形成事業の委託契約の流れ

書類名	平成 25 年度横浜市映像文化施設の移転に係る調査及び基本計画策定業務委託	文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業
委託料	2,940 千円	16,500 千円
入札、随意契約別	随契	随契
委託設計書作成書起案日	平成 25 年 8 月 13 日	平成 25 年 6 月 3 日
業者選定調書作成日	平成 25 年 8 月 21 日	—
予定価格調書作成日	平成 25 年 8 月 26 日	—
入札日又は見積書入手日	平成 25 年 9 月 18 日	—
入札（見積）てん末書日	平成 25 年 9 月 18 日	—
契約書締結日	平成 25 年 9 月 25 日	平成 25 年 6 月 10 日

2) 文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業の委託契約について（監査の意見）

文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業に関する委託契約は、国立大学法人東京藝術大学との間の委託契約である。横浜市と東京藝術大学が平成 17 年 4 月 1 日に締結した「東京藝術大学と横浜市との連携・協力に関する協定書」に基づき、横浜市が整備し、東京藝術大学に貸与した映像文化施設などを活用して、文化芸術創造都市づくりの推進を目的とした地域貢献事業を協力して実施するために、委託契約を毎年度締結している。この点、協定書に

において、「地域の発展や世界平和に貢献するという共通の目標のもとに、新たな分野や芸術を創造し発信する文化芸術拠点の実現に向けた数々の取組みを、連携・協力して進めるものとする。」と両者の協力関係を明示している。

具体的な事業の内容は以下のとおりである。

i) 映像文化施設活用事業

映像文化施設であり、東京藝術大学大学院映像研究科の校舎でもある3施設を活用して、市民を対象とした文化芸術関連のイベントを協力して実施するとともに、大学院の教育研究に支障のない範囲内で、映像文化施設の活用を積極的に図ることにより、映像文化都市構想をはじめとする文化芸術創造都市づくりに推進する。具体的には、

① 大学主催による市民を対象とした事業等の実施

- ・公開講座「馬車道エッジズ」
- ・映画専攻学生による「オープンシアター」
- ・メディア映像専攻学生による「オープンスタジオ」
- ・アニメーション専攻による「オープントラディション(仮称)」
- ・地域開放演奏会「馬車道コンサート・関内コンサート」
- ・映画専攻「GEIDAI#8」・メディア映像専攻「Media Practice13-14」・アニメーション専攻市民公開制作展「GEIDAI ANIMATION 第四期生修了制作展」(平成26年1月～3月)
- ・「横浜市庁舎内展示スペースにおける大学院映像研究科作品展示(平成26年3月)

ii) 映像文化施設における貸出体制の準備・調製(「映像施設の貸し出しに伴う技術指導含む(随時実施)」)

以上の経緯から、本委託事業においては、予定価格調書を作成し見積書を入手するなどの通常の手順は行っておらず、横浜市から東京藝術大学院へ「受託事業申込書」を送付した上で委託契約を締結している。しかしながら、本委託事業の内容は、市の事業を大学に委託しているというよりも東京藝術大学の教育、研究活動に市の政策目的が合致する部分を協働するという意味合いが強いように思われる。このことから、本来委託ではなく補助金の交付で対応すべきではないかと思われる。補助金の場合、本来的な事務、事業の実施主体は交付先にあるが、当該事務・事業が市の政策と一致し、しかも公益上必要があると認めた場合に対価なくして自発的に支出するものであり、本事業も大学が行う各種活動が、市の目指す文化芸術創造都市づくりの推進を目的とした地域貢献に合致することを条件に補助金を交付するものと考えらるべきである。

少なくとも、通常の委託契約とは違う特殊な事務を避けるためにも、何らかの対応が望ましい。

- 3)平成25年度横浜市映像文化施設の移転に係る調査及び基本計画策定業務委託について
本委託業務は、東京藝術大学大学院映像研究科校舎として活用している映像文化施設を移転するにあたり、移転先の候補である土地・建物に関する現況調査・分析を実施するとともに、建物の改修工事においてより芸大校舎として活用するため基本計画を策定するものである。
本調査の結果を踏まえ、移転の方法が見直されたことから、基本計画は直接使用されず、新港校舎のみの移転を再検討することとなった。

3. 創造界限活動支援費事業

(1) 事業の概要

文化芸術のもつ創造性を活かして、都市がかかえるさまざまな課題の解決に取り組む活動を支援する。事業の内容は、1) ナショナルアートパーク構想事業、2) 創造界限形成事業、3) 地域再生まちづくり事業の3つで構成されている。

1) ナショナルアートパーク構想事業

象の鼻パーク内のテラスを文化観光交流拠点として活用するというものである。具体的には、展示ギャラリー、アートパフォーマンス、一体的な野外イベントなど、カフェ機能を併設した文化観光交流拠点として活用するとともに施設の管理運営を行うというものである。

2) 創造界限形成事業

都心臨海部の歴史的建造物や倉庫等を有効活用し、アーティスト・クリエイター等が制作・発表する創造界限拠点の設置・運営によって都心部活性化を図るというものである。事業の対象施設は、ヨコハマ創造都市センター(旧第一銀行横浜支店)、BankART Studio NYK(日本郵船横浜海岸通倉庫)、急な坂スタジオ(旧老松会館)、ハンマーヘッドスタジオ新・港区(新港ふ頭展示施設)である。

また、創造界限形成事業では、東急東横線跡地に関する委託経費も含まれている。

3) 地域再生まちづくり事業

初黄・日ノ出町地区において京急高架下のスタジオや店舗を活用し、アートによるまちの再生に取り組むというものである。具体的には、地元警察、行政が一体となり、京急高架下スタジオや借上げ店舗の活用、黄金町バザールの実施を通じたアートによるまちの再生に取り組むとともに、アーティストの育成を行うというものである。

(2) 事業費の推移、主な内訳

平成25年度の事業費は合計360,518千円となっている(過去3年間の事業費の推移は表10(25ページ)参照)。前述のとおり、創造界限活動支援費は、さらにナショナルアートパーク構想事業、創造界限形成事業及び地域再生まちづくり事業の各事業で構成される。それぞれの平成25年度の事業費は、57,113千円、191,752千円、111,651千円であり、その事業費の内訳は下表のとおりであるが、委託費又は負担金補助金及び交付金支出が事業費の主な内容となっている。

1) ナショナルアートパーク構想事業

表 27 平成 25 年度の創造界限活動支援費事業(ナショナルアートパーク構想事業)の内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
需用費	3,128	
役務費	280	
委託費	53,643	○象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託 49,917 千円 ○象の鼻テラス清掃業務 2,342 千円
備品購入費	98	
	57,113	

表 28 平成 25 年度決算額の財源構成(ナショナルアートパーク構想事業)

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	57,113	—	—	57,113
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

2)創造界限形成事業

表 29 平成 25 年度の創造界限活動支援費事業(創造界限形成事業)の内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
報酬	2,134	
旅費	168	
需用費	5,931	
役務費	535	
委託費	10,338	○平成 25 年度東横線廃線跡地基本設計等業務委託 3,943 千円 ○日本郵船横浜海岸通倉庫 1 階ホール空調設置委託 2,730 千円 ○平成 25 年度横浜創造界限推進委員会運営業務委託 1,764 千円
使用料及び賃借料	55,879	○創造界限拠点賃借料(日本郵船倉庫)
負担金補助金及び交付金	116,879	○横浜市芸術文化振興財団への補助金 23,252 千円 ○特定非営利活動法人 BankART1929 への補

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
		助金 59,240 千円 ○特定非営利活動法人アートプラットフォーム への補助金 30,887 千円 ○横浜アイランドタワー管理組合への負担金 3,498 千円
	191,752	

表 30 平成 25 年度決算額の財源構成(創造界限形成事業)

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	191,752	—	—	191,752
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

3) 地域まちづくり事業

表 31 平成 25 年度の創造界限活動支援費事業(地域まちづくり事業)の内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	47,113	創造界限拠点賃借料(京急高架下スタジオ)
負担金補助金及び交付金	64,538	特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメント センターへの補助金
	111,651	

表 32 平成 25 年度決算額の財源構成(地域まちづくり事業)

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	111,651	—	—	111,651
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

①横浜市創造界限形成推進委員会について(監査の意見)

横浜市では、創造界限等の拠点施設において文化芸術活動によるまちづくりのために実施

する事業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造界隈の形成の推進に係る助言に関する事務を行うため、横浜市附属機関設置条例に基づいて、横浜市創造界隈形成推進委員会を設置している。当該委員会の設置目的、対象施設及び事務所掌は以下のとおりである。

1) 設置目的

アーティストやクリエイターが制作・発表・滞在（居住）することで、街の活性化を図る「創造界隈の形成」を進めるため、創造界隈等拠点施設で実施する事業の評価及び対象施設の事業運営を行う団体の選考を行うとともに、文化芸術による創造界隈形成の促進に関する助言を行うことを目的とする。

2) 対象施設

施設名	事業
象の鼻テラス	ナショナルアートパーク事業
日本郵船横浜海岸通倉庫(BankART StudioNYK)	創造界隈形成事業
旧老松会館(急な坂スタジオ)	創造界隈形成事業
旧第一銀行横浜支店(ヨコハマ創造都市センター)	創造界隈形成事業
新港ふ頭展示施設(ハンマーヘッドスタジオ新・港区)	創造界隈形成事業
初黄日ノ出町地区 (黄金町エリアマネジメントセンター)	創造界隈形成事業
旧関東財務局	旧関東財務局保全・耐震対策事業

3) 事務所掌

- ・ 対象施設で実施する事業の評価に関すること
- ・ 対象施設の事業計画及び予算に関すること
- ・ 対象施設において、具体的に事業運営を行う団体の選考に関すること
- ・ 対象施設における事業運営団体の活動評価及び助言に関すること
- ・ 対象施設の活用方針に関すること
- ・ 文化芸術による創造界隈形成の推進に関する助言に関すること

横浜市において創造界隈施設について評価を行い公表することは、事業目的（ミッション）の再確認、必要に応じて再設定を行い、また活動の成果や効果を客観的に検証し市民に説明する（アカウントビリティ）ために求められるものである。今回の監査において、平成25年度の事業評価結果をレビューしたが、事業評価結果に記載されている評価点（運営評価、経営評価、創造性評価、政策達成評価）、課題・期待、行政課題はいずれも示唆に富んでおり、今後の活動の方向性にとって有効なものと思われる。

したがって、委員会による事業評価を有効に活用するためにも、過去の評価結果のフォローアップも委員会で実施しても良いのではないかとと思われる。

なお、事業目的(ミッション)の再確認、再設定や市民への説明責任は、創造界限形成事業だけに求められるものではない。特に、創造都市推進課が実施している各事業は、いずれも毎年度事業目的(ミッション)の再確認、再設定が求められるものである。したがって、同様の趣旨の委員会は、創造界限形成事業だけでなく他の創造都市推進に関する事業への拡大の可能性も検討が必要と思われる。

②事業の実施状況について

1) 来場者の推移について

創造界限形成事業の BankART Studio NYK、急な坂スタジオ、ヨコハマ創造都市センター、ナショナルアートパーク事業の象の鼻テラス及び黄金町バザールの平成23年度以降の来場者数の推移は以下のとおりである。

表 33 各施設の来場者の推移

施設名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
日本郵船横浜海岸通倉庫 (BankART STUDIO NYK)	170,872 人	60,011 人	58,939 人
象の鼻テラス	253,122 人	345,923 人	328,579 人
旧老松会館 (急な坂スタジオ)	12,513 人	18,255 人	20,853 人
旧第一銀行横浜支店 (ヨコハマ創造都市センター)	62,571 人	52,643 人	61,841 人
初黄日ノ出町地区 (黄金町バザール)	92,523 人	20,760 人	14,409 人

2) 各施設の利用状況について(監査の意見)

表 33 からみまわるとおり、日本郵船横浜海岸通倉庫(BankART Studio NYK)、初黄日ノ出町地区(黄金町バザール)は、平成 23 年以降来場者は減少傾向にある。

平成 23 年度に日本郵船横浜海岸通倉庫(BankART Studio NYK)への来場者が多い理由としては、ヨコハマトリエンナーレ 2011 が開催された年であり、トリエンナーレ会場として BankART Studio NYK が会場提供されたためである。

また、同年度に初黄日ノ出町地区(黄金町バザール)への来場者が多い理由としては、平成 23 年度はヨコハマトリエンナーレ 2011 とのセット券販売及び会場間の無料バスを運行しており、ヨコハマトリエンナーレ 2011 の来場者が多く黄金町バザールに足を運んだため他の開催年よりも来場者数が大幅に増加したものである。これを考慮しても減少傾向にあることは否定できない。いずれにしても、市としては来場者の減少の理由を把握した上で対策を検討する必要があるものと思われる。

まず、日本郵船横浜海岸通倉庫（BankART Studio NYK）は、特定非営利活動法人 BankART1929 へ補助金（平成 25 年度は 59,240 千円）を交付して施設を運営している。当該施設は、日本郵船横浜海岸通倉庫を、平成 16 年度から市が建物を賃貸借し、NPO 法人に文化芸術の創造と発信を行う場として活用してもらうことで創造都市施策を推進し、新たな横浜の魅力を創出するというスキームで運営している。

平成 16 年度以降の日本郵船との契約関係は以下のとおりである。

（契約と賃貸料の推移）※税抜金額

- ・平成 16 年 10 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日まで 1,000 千円／月 賃貸借契約・単年
- ・平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日まで 800 千円／月 賃貸借契約・単年
- ・平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 4 月 30 日まで 1,200 千円／月 定期建物賃貸借契約
- ・平成 19 年 5 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日まで 3,600 千円／月 定期建物賃貸借契約
- ・平成 22 年 5 月 1 日～平成 25 年 4 月 30 日まで 3,300 千円／月 定期建物賃貸借契約
- ・平成 25 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日まで 3,200 千円／月 定期建物賃貸借契約

契約期間については安定した活動拠点を確保する必要から、平成 19 年度からは 3 年間、平成 25 年度からは 5 年間としている。また、平成 19 年度以降の賃借料は周辺駐車場や倉庫の相場等を考慮し貸主との協議の結果決定している。

今回の監査においては、実際に現地に訪問し施設の状況を確認した。視察の結果、施設は十分魅力があり、創造界限形成事業の目的に沿うものになっていると感じた。



入口からの風景

ただし、入口が分かり難い点などにより、来場者は少ない印象を受けた。本補助金の根拠条文である「都心部歴史的建造物等活用事業補助金交付要綱」の目的にも記載されているとおり、「横浜都心部の活性化を図る」ために、来場者増加に向けた更なる努力が必要と考える。



入口外観

次に、今回の監査において、初黄日ノ出町地区(黄金町バザール)も視察し状況の把握に努めた。市は、高架下スタジオ及び空き店舗を活用したスタジオ等を拠点として文化芸術によるまちづくりを行う事業を推進するため、黄金町エリアマネジメントセンターに補助を行っている。

今回視察したのは、平日の昼ということもあり黄金町バザール開催中であるにもかかわらず訪問者はほとんどいなかった。事業の目的が安全・安心のまちづくりを目指すということではあるが、そのためには来場者の増加は不可欠である。今後、地域の活性化に向けた努力が必要である。



黄金町高架下の状況

(視察中にバザールへの来場者はほとんどいなかった。)

③委託について

1) 委託設計書起案日から契約締結までの流れ

決算額の内訳を見てもわかるとおり、ナショナルアートパーク構想事業は主に委託、創造界限形成事業は委託および補助金、地域まちづくり事業では主に補助金によって業務が遂行されている。その内、委託について、今回監査対象とした事業は以下のとおりである。

表 34 ナショナルアートパーク事業

	委託契約件名	契約金額（千円）	相手先
①	象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託	49,927	株式会社ワコールアートセンター

表 35 創造界限形成事業

	委託契約件名	契約金額（千円）	相手先
①	平成25年度横浜市創造界限形成促進委員会運営業務委託	1,764	山路商事株式会社
②	日本郵船横浜海岸通倉庫1階ホール空調設置委託	2,730	杉山管工設備株式会社
③	平成25年度東横線廃線跡地基本設計等業務委託	3,943	公益社団法人日本交通計画協会

上記の委託契約の委託設計書起案日から契約締結日までの流れは以下のとおりである。

表 36 ナショナルアートパーク構想事業の委託契約の流れ

書類名	象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託
委託料	49,927 千円
入札、随意契約別	随契(※)
委託設計書作成書起案日	平成25年 2月27日
業者選定調書作成日	平成25年 3月12日
予定価格調書作成日	平成25年 3月27日
入札日又は見積書入手日	平成25年 3月27日
入札(見積)てん末書日	平成25年 3月27日
契約書締結	平成25年 4月1日

(※) 最大3年間の契約が可能なことを前提に、平成23年度に公募型プロポーザル方式で委託先を選定している。

表 37 創造界限形成事業の委託契約の流れ

書類名	日本郵船横浜海岸通倉庫1階ホール空調設置委託	平成25年度横浜創造界限推進委員会運営業務委託	平成25年度東横線廃線跡地基本設計等業務委託
委託料	2,730 千円	1,764 千円	3,943 千円
入札、随意契約別	入札	入札	随契
委託設計書作成書起案日	平成26年1月8日	平成25年6月7日	平成25年5月13日
業者選定調書作成日	平成26年1月23日	平成25年6月19日	平成25年5月17日
予定価格調書作成日	平成26年1月28日	平成25年6月24日	平成25年6月3日
入札日又は見積書入手日	平成26年2月10日	平成25年7月24日	平成25年6月5日
入札(見積)てん末書日	平成26年2月10日	平成25年7月24日	平成25年6月5日
契約書締結日	平成26年2月17日	平成25年8月12日	平成25年6月20日

委託設計書起案日から契約締結日までの流れは、おおむね問題はなかった。

2) 象の鼻テラス文化観光交流拠点活用業務の収支計算書について(監査の意見)

象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託においては、業務完了後以下の支出報告が業務報告書の一部として提出されている。

	項目	金額 (千円)
施設運営業務	総括コーディネート業務	3,500
	事業企画運営業務	17,000
	広報関連業務	3,250
	事務管理業務	3,800
	技術管理業務	1,600
	小計	29,150
文化芸術業務	企画・連携事業実施業務	11,100
	屋外活用事業実施業務	7,530
	協力事業実施業務	920
	小計	19,559
	合計	48,700

仕様書においては、業務の成果物として年間業務報告書などの提出を求めているが、支出報告書とその記載内容については記載されていない。市としては、事業の発注者として、業務の内容を把握し、また次年度の予算作成の参考とする意味においても、ある程度詳細な支出報告をさせる必要がある。具体的には、それぞれの業務ごとの形態別に分類(人件費、旅費など)された支出報告を行わせる必要がある。

3) 東横線廃線跡地基本設計等業務委託の課ごとの分担率について(監査の意見)

平成25年度東横線廃線跡地基本設計業務委託の契約額は、10,038千円(税抜9,560千円)であるが、4つの課室が一定の負担割合に基づいて負担しているため、創造都市推進課は、3,943千円(負担割合39.3%)が委託経費として計上されている。

廃線跡地については、高架上を自転車も通れる遊歩道として整備を進めるというものであり、みなとみらい地区と既成市街地である高島・戸部・野毛地区をつなぐ位置にあることから周辺地域とのネットワーク形成による都心部の回遊性強化に寄与し、さらに魅力的な空間となることで集客性を持ち、周辺地区のまちづくりに寄与するとしている。創造都市推進課としては、まちの魅力づくりにも貢献するとして都市交通課と同じ割合の金額を負担しているが、結果的に歩行者自転車専用道路として整備するのであれば、今後も創造都市推進課がこれだけの割合を負担することは疑問である。今後も委託経費等発生するようであれば、負担割合の再検討が必要である。

④補助金について

横浜市では、創造界隈拠点施設について主に運営団体に補助金を交付することによって運営管理を行なっている。補助金額及び交付先等の状況は以下のとおりである。

表 38 拠点施設の運営団体への補助金交付状況

対象施設 拠点名称	補助金額 (千円)	補助金交付先 (運営団体)	補助金交付要綱
旧第一銀行横浜支店 ヨコハマ創造都市センター (YCC)	23,252	横浜市芸術文化振興財団	関連規定等：都心部歴史的建造物等活用事業補助金交付要綱
日本郵船横浜海岸通倉庫 BankART Studio NYK	59,240	特定非営利活動法人 BankART1929	同上
旧老松会館 急な坂スタジオ	30,887	特定非営利活動法人 アートプラットフォーム	同上

(※) 表に記載の施設の他に、拠点施設として新港ふ頭展示施設があるが、当該施設は特定非営利活動法人 BankART1929 に対して委託(委託費ゼロ)によって運営管理している。

また、地域再生まちづくり事業の中で特定非営利活動法人 黄金町エリアマネジメントセンターに対して以下のとおり補助金を交付している。

表 39 その他補助金交付状況

対象事業	補助金額 (千円)	補助金交付先 (運営団体)	補助金交付要綱
地域再生まちづくり事業	64,538	特定非営利活動法人 黄金町エリアマネジメントセンター	地域再生まちづくり事業 (初黄・日ノ出町地区) 補助金交付要綱

1) 収支決算書について(監査の意見)

それぞれの補助金の収支決算の状況は以下のとおりである。

○横浜市芸術文化振興財団への補助金

収入 61,063 千円、支出 61,063 千円で収支均衡

○特定非営利活動法人 BankART1929 への補助金

収入 100,478 千円、支出 100,478 千円で収支均衡

○特定非営利活動法人アートプラットフォームへの補助金

収入 54,671 千円、支出 54,671 千円で収支均衡

○特定非営利活動法人 黄金町エリアマネジメントセンターへの補助金

収入 140,728 千円、支出 140,728 千円で収支均衡(ただし、次期繰越金 2,695 千円あり)

上記のとおり、補助金の収支決算はいずれも収支均衡となっている。特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターへの補助金は、次期繰越金を含めての収支均衡であり、また、横浜市芸術文化振興財団と特定非営利活動法人アートプラットフォームへの補助金への補助金は、補助金交付先の自主財源を含めての収支均衡となっている。

一般的に収支決算において収支均衡となることは現実的ではないことから、市としては現実的な収支報告をするよう指導する必要がある。横浜市芸術文化振興財団への補助金については、事業としては1,518千円の赤字なのであるから、収支決算書には1,518千円のマイナスの収支差額を計上し、注書きで赤字分は横浜市芸術文化振興財団が補てんした旨の記載が望ましいと考える。

2)公募の実施について(監査の意見)

ヨコハマ創造都市センター(旧第一銀行横浜支店)は、横浜トリエンナーレや東アジア文化都市などの施策に関する会場として活用するなど、創造都市推進事業にとって重要な施設である。当該施設については横浜市芸術文化振興財団へ補助金を交付することによって運営を行ってきた。他の施設においては、公募によって施設を運営する団体を募ったうえで管理しているが、ヨコハマ創造都市センター(旧第一銀行横浜支店)は今まで公募は行っていない。当該施設の管理運営において、横浜市芸術文化振興財団の優位性がどの程度あるか検討の上、必要によっては今後公募によって運営団体を決定することの検討が必要である。

なお、平成27年度からの運営団体は、公募によって決定されており6者の応募の中から運営団体を決定している。運営期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日を予定している。

4. スマートイルミネーション事業

(1) 事業の概要

横浜観光の重要な要素である都心臨海部の「夜景」を、企業の最新の技術とアート、さらに市民の協力の要素を加えることで、省電力にもかかわらず魅力を損なうことなく横浜の魅力をアップさせ、さらに創造都市を形成する創造界限拠点や文化関連に参加助成することで、臨海部全体の活用及び地域の活性化を図ることを目的とする。

具体的には、平成23年度に象の鼻委託事業(象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託)として開催した「スマートイルミネーション横浜」を平成24年度に拡充し実行委員会形式で開催し、さらに平成25年度には創造界限拠点や文化関連施設の参加助成を行い、まちの活性化につなげる事業となっている。平成25年度のスマートイルミネーション横浜2013は、平成25年10月23日から10月27日の5日間の予定で開催された。

平成25年度においては、横浜市とスマートイルミネーション横浜実行委員会との間で平成25年8月2日に締結された『「スマートイルミネーション横浜2013」実施に係る協定書』第4条第3項において、「横浜市は、平成25年度実施の負担金として、17,150千円を実行委員会へ支払う」と規定されており、負担金支出の根拠となっている。

なお、横浜市負担金17,150千円の内、13,150千円は文化観光局から、残りの4,000千円は温暖化対策に寄与するとして温暖化対策統括本部からの支出となっている。

(2) 事業費の推移、主な内訳

平成25年度の事業費は16,000千円となっている(過去3年間の事業費の推移は表10(25ページ)参照)。事業費の内訳は下表のとおりであるが、実行委員会への負担金が事業費の主な内容となっている。

表40 平成25年度のスマートイルミネーション事業の内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
報償費	146	
旅費	635	
需用費	296	
役務費	38	
委託料	1,687	
使用料及び賃借料	43	
負担金補助及び交付金	13,153	スマートイルミネーション横浜実行委員会への負担金
計	16,000	

表 41 平成 25 年度決算額の財源構成

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	16,000	—	—	16,000
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

① 事業の実施状況について

1) 概要

平成 25 年度については、10 月 23 日から 27 日の 5 日間を開催日時として、「スマートイルミネーション横浜 2013」が開催されている。概要は以下のとおりである。

○開催日時:平成 25 年 10 月 23 日～27 日 17 時～22 時

※ ただし、25 日は台風接近のため中止

○参加アーティスト:20 組

○機材提供・技術協力:11 社

○プログラム数:53

○参加協力団体数:51 社

○来場者:8 万人

2) 事業効果の測定について(監査の意見)

前述のとおり、スマートイルミネーション事業は、平成 23 年度に象の鼻テラスの委託事業として開催されたものが、平成 24 年度に拡充し、実行委員会形式により独立事業として開催され、さらに平成 25 年度に拡充して開催されている。平成 24 年度、平成 25 年度の決算額は、それぞれ 10,494 千円、16,000 千円となっていることから、事業は拡充されていることがわかる。経費が増えること自体が問題ではないが、事業を継続する以上は経費が増大する以上に事業効果が向上していることが期待される。今後も、事業を維持・拡充するのであれば、来場者数、来場者 1 人当たりの経費、参加企業数、さらにはアンケートの実施などによって、事業効果を測定する必要がある。なお、来場者数を事業効果指標とする場合には、来場者数を測る方法を検討し来場者数の信ぴょう性を高める工夫も必要と考える。

3) 天候に左右されない事業の実施について(監査の意見)

平成 25 年度のスマートイルミネーション横浜 2013 は、平成 25 年 10 月 23 日～27 日の 5 日間の開催期間のうち台風で 1 日中止となり、その分来場者数に影響を及ぼしたと思われる。平成

26年度のスマートイルミネーション横浜2014は、平成26年10月30日から11月3日の5日間で開催されたが、天候の影響は少なく結果として速報値で20万人以上の来場者があった。

来場者数は、事業効果を示す重要な指標でもあることから、今後も天候に左右されない事業の実施の工夫を継続的に行う必要がある。

② 実行委員会への負担金について

平成25年度に開催された「スマートイルミネーション横浜2013」は、横浜市が負担金を支出し、スマートイルミネーション横浜実行委員会が企画、広報計画策定・実施、事務局の運営その他の事業を実施している。また、スマートイルミネーション横浜実行委員会は協賛金の確保にも努めることとしている（『「スマートイルミネーション横浜2013」実施に係る協定書』第3条）。

また、スマートイルミネーション横浜実行委員会の事務局機能は、象の鼻テラスに関する事業であるナショナルアートパーク事業における委託（象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務委託）の受託先である株式会社ワコールアートセンターが行っている。

なお、平成25年度の実行委員会の収支決算の状況は以下のとおりである。

表 42 スマートイルミネーション横浜実行委員会平成25年度収支決算

収入

項目	金額(千円)	備考
横浜市負担金	17,150	負担金
助成金	1,000	横浜みなとみらい21
助成金	300	ヨコハマ夜景演出事業推進協議会
協賛金	800	2企業
ひかりの実売上	2,190	ひかりの実参加プロジェクト
事業収入	489	ひかりの実参加ワークショップ、バッチ売上、Net blow up 体験料、光のミステリーツアー、イルミウェア
その他	4	
合計	21,934	

支出

項目	金額(千円)	備考
アートプログラム実施費	10,371	
参加プログラム助成	3,196	実行委員会以外の主催プログラム
広報費	3,178	
運営費	2,355	
まちなか展示会実施費	28	
事務局運営費	2,000	
事務費/その他	361	
その他経費(所得税等)	406	
次年度繰越金	35	
合計	21,934	

1) 繰越金の処理について(監査の意見)

平成25年度の収支決算によると、次年度繰越金として35,717円が生じている。しかしながら、『「スマートイルミネーション横浜 2013」実施に係る協定書』には、繰越金は毎年度精算するのか、次年度に繰り越すのかについての明確な規定がないことより、透明性の確保のためにも処理の方法を明確に規定することが望ましい。

2) 協賛金について(監査の意見)

スマートイルミネーションは、横浜市が負担金を支出しているにもかかわらず、実行委員会が運営する方式をとっている。これは、事業に協賛する団体を増やし、協賛金を増やすことも目的にある。平成25年度は2企業の協賛で800千円の協賛金となっているが、今後協賛企業を増やすための更なる努力が必要である。

5. アーツコミッション事業

(1) 事業の概要

創造都市の実現に向け、アーティスト、クリエイター、NPO、市民、企業、学校などの創造の担い手をサポートし、活動しやすい環境をつくり、創造の担い手の集積を図る事業である。加えて、創造都市の取組みの内外への発信も行っている。

具体的には、横浜市芸術文化振興財団への補助事業として行われており、ワンストップ相談窓口、創造活動支援（助成事業）、創造まちづくり支援（助成事業）、創造的産業振興モデル事業、創造都市プロモーション事業、アーティスト・イン・レジデンス（直営）の各事業がある。

(2) 事業費の推移、主な内訳

平成25年度の事業費は118,495千円となっている（過去3年間の事業費の推移は表10（25ページ）参照）。事業費の内訳は下表のとおりであるが、すべて負担金補助及び交付金となっている。

表43 平成25年度の創造都市市民連携事業の内訳

（単位：千円）

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	118,495	横浜市芸術文化振興財団への補助金
	118,495	

表44 平成25年度決算額の財源構成

（単位：千円）

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	118,495	—	—	118,495
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金について

1) 補助事業の内容について

アーツコミッション事業においては、ほぼ全ての事業について横浜市芸術文化振興財団への補助事業で実施されている。その内容は以下のとおりである。

○相談・コーディネート事業

横浜の創造的活動に関する相談窓口を開設し、ワンストップ窓口として随時相談を受け付ける。

○創造活動支援

先駆的芸術活動支援助成(予算 8,000 千円)、都市文化創造支援助成(予算 5,000 千円)、創造活動支援助成(予算 5,800 千円)、国際舞台芸術ミーティング in 横浜(予算 5,000 千円)からなる。国際舞台芸術ミーティング in 横浜以外は、助成事業である。

○創造まちづくり支援

アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成(予算 5,500 千円)、芸術不動産リノベーション助成(予算 20,000 千円)、リノベーション推進事業その他(予算 5,000 千円)、関内外 OPEN! 5(予算 3,000 千円)からなる。

○創造的産業振興モデル事業

モデル事業、スローレーベル事業の委託、アート・フェスティバル関連グッズの開発からなり、予算は 20,000 千円となっている。

○創造都市プロモーション

WEB サイト、SNS、メールニュースの発信など横浜市の創造都市政策を市民に PR する取組からなる。予算は 16,700 千円となっている。

○アーティスト・イン・レジデンス

成都市とのアーティスト・イン・レジデンス交流事業を行っている。

2) 平成 25 年度の助成の内容について(監査の意見)

平成 25 年度における助成の実績は以下のとおりとなっている。

表 45 平成 25 年度の助成事業の申請・交付の状況

助成事業		申請	交付
創造活動支援	先駆的芸術活動支援助成	47	11
	都市文化創造支援助成	23	4
	創造活動支援助成	14	4
創造まちづくり支援	事務所等開設支援助成	6	5
	芸術不動産リノベーション助成	0	0

平成 25 年度の助成事業において予算を下回った事業は、創造活動支援助成(差額 3,070 千円)、事務所等開設支援助成(差額 1,604 千円)、芸術不動産リノベーション助成(差額 20,000 千円)となっている。特に、芸術不動産リノベーション助成は、報告書によると 14 件の相談を受けたが申請・交付ともゼロとなっている。

市としては、まず 20,000 千円規模の予算を計上するだけの計画が当初にあったかどうかにつ

いて確認するとともに、助成事業として予算を計上した以上未執行となった理由を検討した上で、何らかの対応が必要である。

3) 補助金の流用について(監査の結果)

平成 25 年度は、芸術不動産リノベーション助成の実績がゼロとなったことなどを理由として、17,486 千円の戻入れが生じている。平成 25 年度アーツコミッション・ヨコハマの予算、決算は以下のとおりである。

表 46 アーツコミッション・ヨコハマの予算・決算(収入)

(単位:千円)

収入	予算額 A	決算額 B	差額 A-B	備考
横浜市補助金	135,982	118,495	17,486	
講座料収入	—	222	△222	
その他収入(事業費分)	—	300	△300	
その他収入(事務局分)	—	444	△444	
その他収入	9,454	748	8,705	自主財源
合計	145,436	120,211	25,224	

表 47 アーツコミッション・ヨコハマの予算・決算(支出 事業費)

(単位:千円)

支出	予算額 A	決算額 B	差額 A-B	備考
創造活動支援				
先端的芸術活動支援助成	8,000	8,000	—	
創造活動支援助成	5,800	2,730	3,070	3,070 千円未執行
都市文化創造支援助成	5,000	5,000	—	
国際舞台芸術ミーティング	5,000	5,283	△283	
創造活動支援支出計	23,800	21,013	2,786	
創造まちづくり支援				
事務所等開設支援助成	5,500	3,896	1,604	1,604 千円未執行
芸術不動産リノベーション助成	20,000	—	20,000	20,000 千円未執行
リノベーション推進事業(追加)	5,000	4,657	342	
「関内外 OPEN！」	3,000	4,214	△1,214	
創造まちづくり支援支出計	33,500	12,768	20,731	
創造的産業振興モデル事業	20,000	20,159	△159	
創造都市プロモーション	16,700	23,063	△6,363	
アーティスト・イン・レジデンス	1,700	1,730	△30	
助成事業経費	800	800	0	
事業費計 a)	95,600	79,535	16,964	事業費予算決算差額

(注 1) 太字が助成事業

表 48 アーツコミッション・ヨコハマの予算・決算(支出 事務局経費)

(単位:千円)

支出	予算額 A	決算額 B	差額 A-B	備考
職員人件費	42,039	30,276	11,762	
アルバイト人件費	3,000	7,485	△4,485	
事務局経費、HP 運営費	2,952	2,047	905	
事務所用備品購入費	765	866	△101	
雑費・消耗品	180	—	180	
事務局経費計 b)	48,936	40,675	8,260	
支出合計 a)+b)	145,436	120,211	25,224	

17,486 千円の算出根拠は、事業費の予算決算差額(16,964 千円)に一部収入(222 千円＋300 千円)を加えて算出している。しかしながら、本来は事業費全体で戻入額を計上するのではなく、助成金の未執行額について戻入れを行う必要があるのではないかと。なぜなら、助成事業については予算上の執行件数と決算上の執行件数が明確であり、その差額が未執行となることが明確だからである。実際には、助成事業の未執行分を創造都市プロモーションなどの支出超過分に流用している。

たとえば、助成事業とそれ以外の流用をできないようにすれば、創造活動支援助成(差額 3,070 千円)、事務所等開設支援助成(差額 1,604 千円)、芸術不動産リノベーション助成(差額 20,000 千円)の合計 24,674 千円が未執行であり、この額を戻入れすることもできる。

なお、戻入れに関しては、アーツコミッション・ヨコハマ補助金交付要綱には明確な規定はなく、また、横浜市補助金等の交付に関する規則においては、第 20 条の補助金の返還に関する規定はあるが、事業間の流用に関しては規定していない。

アーツコミッション・ヨコハマのような予算規模が 1 億円を超える補助事業においては、事業間の流用のルールを明確にしておく必要がある。

表 49 支出とその財源の関係

【予算】

(単位:円)

支出			財源		
項目	金額		項目	金額	
事業費支出(助成事業)	44,300,000		横浜市補助金(注1)	44,300,000	
事業費支出(助成事業以外)	52,200,000		横浜市補助金(注1)	55,200,000	
事務局運営費支出 48,936,000	内 訳	39,482,000	横浜市補助金(注1)	39,482,000	
		9,454,000	自主財源	9,454,000	

(注1) 横浜市補助金合計 44,300,000+55,200,000+39,482,000=135,982,000 円

【決算】(実際の支出とその財源の関係)

(単位:円)

支出			財源		
項目	金額		項目	金額	
事業費支出 79,535,556	内 訳	79,013,056	横浜市補助金(注1)	79,013,056	
		522,500	講義料収入、その他収入	522,500	
事務局運営費支出 40,675,683	内 訳	39,482,000	横浜市補助金(注1)	39,482,000	
		444,920	その他収入	444,920	
		748,763	自主財源	748,763	

(注1) 横浜市補助金合計 79,013,056+39,482,000=118,495,056 円

結局、事業費支出に関する横浜市補助金の予算、決算の差(135,982,000-118,495,056=17,486,944 円)について、横浜市芸術文化振興財団は市へ戻入れを行っている。

【決算】(あるべき支出とその財源の関係)

(単位:円)

支出			財源		
項目	金額		項目	金額	
事業費支出(助成事業)	19,626,000		横浜市補助金	19,626,000	
事業費支出(助成事業以外) 59,909,556	内 訳	52,200,000	横浜市補助金	52,200,000	
		522,500	講義料収入、その他収入	522,500	
		7,187,056	自主財源	7,187,056	
事務局運営費支出 40,675,683	内 訳	39,482,000	横浜市補助金	39,482,000	
		444,920	その他収入	444,920	
		748,763	自主財源	748,763	

(注1) 事業費支出合計 19,626,000+59,909,556=79,535,556 円

(注2) 横浜市補助金合計 71,826,000+39,482,000=111,308,000 円

6. 横浜トリエンナーレ事業

(1) 事業の概要

「横浜トリエンナーレ 2014(仮称)」開催に係る基本協定に基づき、事務局体制を構築し準備を進めることを目的としている。具体的には、以下の事業を実施している。

- 1) ヨコハマトリエンナーレ 2014 の開催に向けた準備業務の実施
 - ・国内外の国際展の視察
 - ・展覧会タイトルとコンセプト、展覧会構成、参加作家の決定、発表
- 2) ヨコハマトリエンナーレ 2014 の認知度を高めるため、市民向けプレイベントの実施
- 3) サポーターが中心となり開催前カウントダウンイベントの実施
- 4) サポーターに加え、広く市民を対象とした「トリエンナーレ学校」を継続的に開催

(注)トリエンナーレ

トリエンナーレとは、もともと「3年に一度」というイタリア語を語源としており、具体的には3年に一度開催される国際美術展覧会のことを言う。

横浜市においても平成26年度開催(平成26年8月1日から11月3日)に向けて、平成24年度と平成25年度に準備をしている。今回の監査対象年度である平成25年度は、翌年の開催の準備のための事業といえることができる。

(2) 事業費の推移、主な内訳

平成25年度の事業費は81,339千円となっている(過去3年間の事業費の推移は表10(25ページ)参照)。事業費の内訳は下表のとおりであるが、主なものは組織委員会への負担金(80,000千円)となっている。

表 50 平成25年度の横浜トリエンナーレ事業の内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
報償費	100	
旅費	1,140	
需用費	21	
役務費	52	
使用料及び賃借料	24	
負担金補助金及び交付金	80,000	横浜トリエンナーレ組織委員会への負担金
	81,339	

表 51 平成 25 年度決算額の財源構成

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	81,339	—	—	81,339
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

①事業について

1) 事業の有効性の低下について(監査の意見)

横浜トリエンナーレ事業は、平成 13 年度に開催された第 1 回から平成 26 年度まで計 5 回開催されている。いずれも実施まで複数年度の準備期間を経て、多くの予算を投入されて実施された事業である。

平成 26 年度の「ヨコハマトリエンナーレ 2014」も含め、過去の事業の概要は以下のとおりとなっている

表 52 横浜トリエンナーレ開催実績

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催年月日	平成 13 年 9 月 2 日-11 月 11 日(71 日間)	平成 17 年 9 月 28 日-12 月 18 日(82 日間)	平成 20 年 9 月 13 日-11 月 30 日(79 日間)	平成 23 年 8 月 6 日-11 月 6 日(83 日間)	平成 26 年 8 月 1 日-11 月 3 日(89 日間)
主会場	2 会場 パシフィコ横浜展示ホール 赤レンガ倉庫 1 号館	1 会場 山下ふ頭 3 号・4 号上屋	4 会場 新港ピア 日本郵船海岸通倉庫 赤レンガ倉庫 1 号館 三溪園 他無料 3 会場	2 会場 横浜美術館 日本郵船海岸通倉庫 他 2 会場	2 会場 横浜美術館 新港ピア
総入場者数	約 35 万人	約 19 万人	約 55 万人	約 33 万人	約 21 万人
有料会場入場者数	約 35 万人 (2 会場)	約 16 万人 (1 会場)	約 30 万人 (4 会場)	約 30 万人 (2 会場)	約 21 万人 (2 会場)
チケット販売枚数	166,015 枚	123,268 枚	92,559 枚	166,459 枚	103,805 枚
総事業費	714,571 千円	941,763 千円	914,399 千円	869,313 千円	1,000,887 千円 (予算)
市負担額	100,000 千円	362,360 千円	327,667 千円	368,820 千円	574,675 千円

まず、上表のとおり、来場者数は約 21 万人となっており、目標の 30 万人には到達していない。この意味において、来場者数を事業の有効性を判断する指標とすると、有効性は低下していることになる。

次に、上表に記載した総入場者数、総事業費及び市負担額をもとに、入場者一人当たり事業費及び入場者一人当たり市負担額を算定すると以下のとおりとなる。

表 53 一人当たりの総事業費等

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
入場者一人 当たり事業費	2,042 円	4,957 円	1,663 円	2,634 円	4,766 円
入場者一人 当たり市負担額	286 円	1,907	596 円	1,118 円	2,737 円

表 53 において、入場者一人当たり事業費とは、(総事業費÷総入場者数)で計算された数値であり、入場者一人当たりでどの程度の事業費が投入されたかを示すものである。ただし、事業費の中には、入場料収入や文化庁補助金など他の補助金を財源として賄われたものもある。

この点を考慮した数値として入場者一人当たり市負担額がある。入場者一人当たり市負担額とは、(市負担額÷総入場者数)で計算された数値であり、入場者一人当たりどの程度の市負担額つまり税金が投入されたかを示すものである。

一般に事業を評価する上で総事業費や市負担額などは重要である。一方、事業効果を示すものとしては総入場者数などの概念も事業評価にとっては重要な指標となる。ただし、事業の有効性を判断するためには、コストや事業効果を別々に検討するものではなく、両者のバランスつまり費用対効果の考えが重要である。

今回、入場者一人当たり事業費と入場者一人当たり市負担額を計算したのは、費用対効果を示す指標として有効と判断したためである。算定の結果、平成 26 年度に実施した第 5 回は、入場者一人当たり事業費は第 2 回に次いで費用対効果が低い数値、入場者一人当たり市負担額は過去のトリエンナーレ事業で費用対効果が最も低い数値となっている。平成 26 年度に実施された今回の事業では、入場者一人当たり市負担額は、2,737 円となっているが、これは入場者 1 人 1 人に 2,737 円の税金が投入されていることを示している。このように第 5 回が低い数値となった理由は、事業費が 10 億円、市負担額が 5 億円を超えたにもかかわらず、総入場者数が前回と比べても伸びなかったことによる。以上より、事業の効率性の面でも今回は低いこととなる。

もちろん、トリエンナーレのような事業における効果は、入場者数や入場者一人当たり市負担額のような定量的な効果だけでは測れない面があるのも事実である。実際に、中学校・高等学校による作品ツアーガイドの実施など横浜トリエンナーレのオリジナリティを發揮することができ、専門家の論評もおおむね好評であった。しかしながら、定量化できない定性的な評価は、ほぼ定量的な評価結果と平行の関係にあると考えるのが妥当である。よって、来場者数が 21 万人にとどまった理由について、定性的な評価も含めて、今後真摯に検討することが必要である。

結論として、平成 26 年度に実施された事業の有効性・効率性は、第 4 回までと比べて来場者数に限れば低いと判断せざるを得ない。市としては、この点を受け止めた上で事業の総括をし、

今後の検討につなげる必要がある。

参考までに、第4回(前回)の事業費 869,212 千円と第5回(今回)の事業費 1,000,887 千円(予算)の内訳ごとの比較は以下のとおりである。

表 54 前回展と今回展の事業費比較

(単位:千円)

項目	2014 年展【予算】	2011 年展【決算】
展示制作費	196,002	160,169
会場設営費	111,773	100,395
会場運営費	215,982	260,634
会場間無料バス事業費	35,000	0
広報費	92,408	69,626
カタログ等経費	10,657	11,743
関連行事費	13,262	12,461
入場券経費	28,062	25,129
教育プログラム費	910	1,050
ボランティア経費	910	799
専門家旅費	7,644	6,618
業務委託費	47,539	46,386
市民協働関連業務委託費	28,586	19,415
事務局費	170,701	125,328
予備費	32,688	0
為替差損	292	0
固定資産取得支出	8,473	0
翌年度への繰越金	0	29,561
計	1,000,887	869,313

なお、分析によると、来場者数の減少の原因は、1)夏から秋にかけての天候不順、2)大型事業(イベント)の増加、3)企業による無料及び低価格施設の充実、4)増税・円安による出控えなどが考えられる。また、展示の内容が比較的難解で、音声ガイドなしでは難しかったという意見もある。いずれにしても、来場者数が横浜トリエンナーレ事業の有効性を判断する重要な指標と考える以上、今後もトリエンナーレ事業を継続するのであれば来場者数を増やすための方策を検討する必要がある。

2) 今後の事業の方向性について(監査の意見)

「ヨコハマトリエンナーレ 2014」は、今後 PDCA サイクルの中で、来場者数に加え、来場者アンケートの集計、専門家等の評価を踏まえた分析を行い、今後につなげることになる。ただし、検討の際には、トリエンナーレ事業を現状のまま維持継続することを前提とするのではなく、今回の総括を十分に行った上で、事業のコンセプトや規模、会場などさまざまな要素をゼロベースにより抜本的に検討することが必要である。

なお、前回実施された「ヨコハマトリエンナーレ 2011」では、次回に向けての課題として、1) 市民への認知度をさらに高めるための取組の強化(広報等)、2) 我が国を代表する国際展として、海外からの集客の増加、3) 現在アートのすそ野を広げるため、子どもたちを対象とした教育プログラムの充実を挙げている。「ヨコハマトリエンナーレ 2014」の評価にあたっては、この課題が解決され、結果的に来場者増に結びついているかについても評価する必要がある。なお、第 4 回と第 5 回の来場者数に加え、外国人来場者数等の比較は以下のとおりである。

	開催年	会期 (開場日数)	外国人 来場者数	中学生以下 来場者数	有料会場 来場者数	チケット 販売枚数	メディア 露出件数
第 4 回	2011	8 月 6 日～ 11 月 6 日 (83 日)	約 3,000 人	24,205 人	約 30 万人	約 17 万枚	1,763 件
第 5 回	2014	8 月 1 日～ 11 月 3 日 (89 日)	4,501 人	26,381 人	約 21 万人	約 10 万枚	3,700 件

3) 横浜トリエンナーレ組織委員会について(監査の意見)

横浜トリエンナーレは、3 年に一度、現代美術の国際展を開催することを目的とした組織委員会によって実施されている。そして、組織委員会の運営を規定するため、「横浜トリエンナーレ組織委員会規約」を設けている。この「横浜トリエンナーレ組織委員会規約」第 2 条に「委員会は、横浜市において 3 年に 1 度、現代美術の国際展(トリエンナーレ)を開催することを設立目的とする。」とあるように、委員会は恒常的な組織であることを前提としている。

しかしながら、2) で記載したとおり、トリエンナーレ事業自体はゼロベースにより抜本的に検討することが必要であることから、組織委員会も各回限定のものであるべきと考える。

②負担金について

1) 概要

前述のとおり、トリエンナーレとは 3 年に一度開催される国際美術展覧会のことであり、横浜市においても平成 26 年度の開催に向けて平成 24 年度、25 年度に準備を実施している。

平成 26 年度の開催の「ヨコハマトリエンナーレ 2014」に向けて、平成 24 年 4 月 26 日に横浜

市、横浜市芸術文化振興財団、日本放送協会及び株式会社朝日新聞社との間で『「横浜トリエンナーレ 2014(仮称)」開催に係る基本協定』が締結されている。この基本協定第3条第1項において、「本事業の柔軟かつ円滑な運営を実現するため、協働して横浜トリエンナーレ組織委員会を設置し、事業に関する意思決定及び業務は委員会内で行う」としている。また、同基本協定第5条第1項では、「本事業の開催に要する経費の一部を、横浜市の各年度の予算の範囲内で負担する。」としており、これが、横浜市から組織委員会への負担金の根拠となっている。さらに、同条第2項では、横浜市芸術文化振興財団が「専門的なノウハウと人的資源などを提供する」としており、組織委員会事務局機能が同財団によって行われていることがわかる。

平成25年度においては、基本協定第5条第1項の規定を受けて、横浜市と横浜トリエンナーレ組織委員会との間で、「平成25年度横浜トリエンナーレ事業実施に伴う負担金に係る協定書」を締結し、第1条第1項において市は80,000千円を事業実施負担金として支出することとしている。

2) 会計について

『「横浜トリエンナーレ 2014(仮称)」開催に係る基本協定』第7条では、「本事業の開催に要する経費は、横浜市の負担金のほか、入場料収入、カタログ等販売収入、他団体からの協賛金又は助成金等により賄うこととし、その会計処理は一元的に委員会が行うこととする」としている。前述のとおり組織委員会事務局機能は横浜市及び横浜市芸術文化振興財団が担っていることから、組織委員会の会計は横浜市及び横浜市芸術文化振興財団が行っている。

3) 剰余金の処理について(監査の意見)

『「横浜トリエンナーレ 2014(仮称)」開催に係る基本協定』第10条では、「剰余金が発生した場合には、次年度に繰越すものとする。ただし、本事業開催年度の委員会収支決算において、相当額の剰余金の発生が見込まれる場合には、委員会は横浜市と協議の上、剰余金の一部を横浜市に返還するものとする」とあるが、相当額の解釈が不明確であることから、返還額の基準を設定することが望ましい。

7. 創造都市国際交流事業

(1) 事業の概要

創造都市の実現を目指す国内・外の都市からさまざまな創造都市の担い手が横浜に集うことにより、横浜の存在感を高め、創造都市横浜の取組を世界に発信・加速するとともに、ネットワーク形成を図ることを目的とした事業である。

具体的な事業内容は以下のとおりである。

1) 創造都市ネットワーク日本連携事業

創造都市の取組の推進する地方自治体間の連携・交流を促進する「創造都市ネットワーク日本」と連携して、会議等を実施。

2) 東アジア文化都市連携事業

平成25年9月に、中国泉州市、韓国光州広域市とともに、東アジア文化都市に正式決定した。また、12月に、広報親善大使に「でんば組.inc」を任命し、平成26年2月にオープニングイベントを開催した。

(2) 事業費の推移、主な内訳

平成25年度の事業費は27,907千円となっている(過去3年間の事業費の推移は表10(25ページ)参照)。事業費の内訳は下表のとおりであるが、主なものは委託料、使用料及び賃借料等となっている。

表 55 平成25年度の創造都市国際交流事業の内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
報償費	1,824	
旅費	2,736	
需用費	689	
役務費	3,821	
委託料	9,382	
使用料及び賃借料	9,452	
	27,907	

表 56 平成 25 年度決算額の財源構成

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	—	27,907	—	—	27,907
構成比	—	—	100.0%	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

①委託について

1) 委託設計書起案日から契約締結までの流れ

表 11(26 ページ)に記載されているとおり、創造都市国際交流事業では、複数の委託事業が実施されている。この内、監査の対象とした委託事業は、以下の3契約である。

表 57 監査の対象とした委託契約

	委託契約件名	契約金額 (千円)	相手先
①	泉州市オープニングイベントステージ出演依頼	1,845	BOX4628
②	「でんば組. inc」へのオープニングイベントステージ出演委託	2,500	株式会社ディアステージ
③	2014 年東アジア文化都市横浜広報業務委託	3,000	株式会社日刊スポーツ新聞社

①及び②は随意契約であるが、随意理由は明確であり特に問題はない。また、監査対象とした委託契約の委託設計書起案日から契約締結日までの流れは以下のとおりである。

表 58 創造都市国際交流事業の委託契約の流れ

書類名	泉州市オープニングイベントステージ出演依頼	「でんば組. inc」へのオープニングイベントステージ出演委託	2014 年東アジア文化都市横浜広報業務委託
委託料	1,845 千円	2,500 千円	3,000 千円
入札、随意契約別	随契	随契	随契
委託設計書作成書起案日	平成 26 年 1 月 13 日	平成 25 年 10 月 11 日	平成 26 年 1 月 8 日
業者選定調書作成日	平成 26 年 1 月 29 日	平成 25 年 11 月 20 日	平成 26 年 1 月 22 日
予定価格調書作成日	平成 26 年 2 月 3 日	平成 25 年 11 月 29 日	平成 26 年 1 月 30 日
入札日又は見積書入手日	平成 26 年 2 月 11 日	平成 25 年 12 月 2 日	平成 26 年 2 月 7 日
入札(見積)てん末書日	平成 26 年 2 月 11 日	平成 25 年 12 月 2 日	平成 26 年 2 月 7 日
契約書締結日	平成 26 年 2 月 12 日	平成 25 年 12 月 9 日	平成 26 年 2 月 10 日

委託設計書起案日から契約締結日までの流れは、おおむね問題はなかった。

8. 創造都市プロモーション強化事業

(1) 事業の概要

アーツコミッション・ヨコハマが実施している創造都市プロモーション事業の強化のため、ディレクターを設置し、Facebook、Twitterなどを利用した広報発信・PR 活動を行うことが事業概要である。離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創出することを目的とした緊急雇用創出事業である。緊急雇用創出事業は失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を造成し、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業であるが、当該基金の拡充等は平成 25 年度までで終了しており、本事業も平成 25 年度で終了している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

平成 25 年度の事業費は 20,175 千円となっている(過去 3 年間の事業費の推移は表 10(25 ページ)参照)。事業費の内訳は下表のとおりであるが、すべて委託料となっている。

表 59 平成 25 年度の創造都市市民連携事業の内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
委託料	20,175	全て横浜市芸術文化振興財団への委託料である。
	20,175	

表 60 平成 25 年度決算額の財源構成

(単位:千円)

項目	国	県	市		その他	合計
			一般財源	特定財源		
決算額	—	20,175	—	—	—	20,175
構成比	—	100%	—	—	—	100.0%

(3) 監査の結果及び意見

① 委託について

1) 委託設計書起案日から契約締結までの流れについて(監査の意見)

決算額の内訳を見てもわかるとおり、全て横浜市芸術文化振興財団への委託によって業務が遂行されている。

表 61 創造都市プロモーション強化事業の委託契約の流れ

書類名	創造都市プロモーション強化事業委託
委託料	20,175 千円
入札、随意契約別	随契
委託設計書作成書起案日	平成 25 年 2 月 25 日
業者選定調書作成日	平成 25 年 2 月 27 日
予定価格調書作成日	平成 25 年 3 月 25 日
見積書入手日	平成 25 年 3 月 25 日
見積てん末書日	平成 25 年 3 月 25 日
契約書締結日	平成 25 年 4 月 1 日

委託設計書起案日から契約締結日までの流れは、おおむね問題はなかったが、予定価格調書の作成日と見積書入手日が同日だった。特に、予定価格調書の作成は、見積書入手日時より前に作成しなければならない。入札の透明性の確保のためにも、少なくとも予定価格調書の作成は、見積書入手日時より前に作成することが必要である。

2) 随意理由について

業務を効果的・効率的に執行するためには「①創造都市プロモーション事業を実施するアーツコミッション・ヨコハマと迅速かつ一体的な情報共有と指揮命令系統が確立できること」「②これまでの創造都市の取組みに対する十分な知識・理解があり、創造界限拠点及び横浜都心臨海部に集積するアーティスト・クリエイターとのネットワークを有すること」が不可欠となっている。この要件を備えるものはアーツコミッション・ヨコハマ事業を行う横浜市芸術文化振興財団以外にはいないという理由によって、地方自治法施行令 167 の 2 条第 1 項第 2 号を適用し随意契約としている。この随意理由については特に問題はない。

3) 本事業の支出の内容について(監査の意見)

緊急雇用創出事業においては、契約は概算契約とし契約金額に対する新規雇用失業者の person 費割合が 2 分の 1 以上でなければならない。この点、本事業においては、契約金額 20,000 千円に対して新規雇用する失業者の person 費予算 13,000 千円で、person 費率は 65% であり特に問題はない。

次に、本事業の決算額 20,175 千円の内訳は以下のとおりである。次表のとおり、person 費 9,607 千円は消費税抜きの合計額 19,214 千円のちょうど 2 分の 1 となっている。緊急雇用創出事業においては、決算額に対する新規雇用失業者の person 費(決算額)の割合が 2 分の 1 以上であることを要求していないが、本事業においては、当該ルールを決算額まで拡大解釈してルールを守っているのである。

表 62 創造都市プロモーション事業の決算額の内訳

科目	金額(円)
新規雇用失業者人件費	9,607,262
事業費	5,946,000
事務費	679,277
管理運営費	2,981,985
計	19,214,524
消費税	960,726
合計	20,175,250

= 計 9,607,262 円

このことは、創造都市プロモーション事業の決算額において、事業費、事務費及び管理運営費の金額そのものは、まったく意味のない金額であることがわかる。事業費、事務費及び管理運営費の合計額を新規雇用失業者人件費と同額とし、事業費、事務費及び管理運営費にそれぞれ振り分けているためである。ただし、この事実をもって事業費、事務費及び管理運営費の内容が適正ではないということとはできない。なぜなら、創造都市プロモーション事業において、実際にかかった事業費、事務費及び管理運営費の合計額は、新規雇用失業者人件費の金額以上であったが、決算額としては新規雇用失業者人件費分のみ計上している可能性もあるからである。

ただし、市としては、上記の事情を考慮しつつも、決算額特に事業費、事務費及び管理運営費の内容を確認する必要がある。

II 文化振興費(文化施設運営事業以外)

1. 横浜芸術アクション事業

(1) 事業の概要

本事業は、市民参加・次世代育成・賑わいづくりに重点を置いた横浜らしい事業展開を行い、横浜トリエンナーレ事業につなげることが主な目的である。具体的な内容は次の3事業である。

① 文化芸術活動活性化事業(横浜音祭り 2013)

アフリカ開発会議と連携した文化芸術事業や横浜の特色あるさまざまな音楽事業の支援、また青少年を始めとした多くの市民が主役となるような事業を展開し、文化芸術活動の機運を高める。

《横浜音祭り 2013 の概要》

コア期間	平成 25 年 9 月 20 日～11 月 30 日 ※プレ期間:平成 25 年 5 月のアフリカ月間から
会場	横浜みなとみらいホール、市内各所の文化・観光施設ほか
主催	横浜アーツフェスティバル実行委員会
共催	横浜市、横浜市芸術文化振興財団
プログラム数	315 プログラム(主催:14、共催:37、サポート:12、広報連携:252) ※うち、45 プログラムはプレ期間中に開催
分類	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加プログラム 73 ・次世代育成プログラム 55 ・鑑賞プログラム 129 ・商業・観光連携プログラム 58
来場者数	3,811,324 人(新規事業の来場者数は 809,483 人/130 プログラム)

② 横浜みなとみらいホール発信力強化事業

横浜みなとみらいホールにおいて海外のオーケストラ公演・次世代育成事業などを実施する。

③ ダンス事業

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2012 の開催で高まった機運を継続するため、次世代育成事業や市民参加事業を実施する。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	20,000	392,072	248,000
決算額	20,000	372,882	215,098

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内訳
委託料	70,000	みなとみらいホール指定管理料
負担金補助及び交付金	145,098	横浜アーツフェスティバル実行委員会負担金

(3) 監査の結果及び意見

① 適切な予算の策定について(監査の意見)

『横浜音祭り 2013』(以下「音祭り」という。)を主催している横浜アーツフェスティバル実行委員会の平成 25 年度における収支は下表のような状況であった。横浜アーツフェスティバル実行委員会にかかる「負担金」の当初予算は 178 百万円であったが、2 月に予算を補正し、28 百万円の負担金を市に返還している。これは、音祭りの実施にあたって、経費削減に取り組んだ結果、支出が抑えられたためである。

また、表中支出欄にある(ダンス部門)にかかる事業費は、前年度に実施したダンス事業を継続するための事業費を計上している。

なお、収支差額の決算欄に記載されている 4,902 千円は、音祭り終了後市に返還されている。したがって、市の資料では、横浜アーツフェスティバル実行委員会負担金の決算額が 145,098 千円(=150,000 千円-4,902 千円)と記載されている。

表 63 横浜アーツフェスティバル実行委員会の予算決算対比

(単位:千円)

収入科目	当初予算	補正	現計予算 A	決算 B	B-A
負担金	178,000	△28,000	150,000	150,000	0
協賛金収入	30,000	2,300	32,300	32,300	0
その他収入	1,000	280	1,280	1,266	△14
収入合計	209,000	△25,420	183,580	183,566	△14

支出科目	当初予算	補正	現計予算 A	決算 B	B-A
(音楽部門)					
事業費	75,400	△16,200	59,200	58,699	501
(ダンス部門)					
事業費	20,000	△6,000	14,000	13,377	623
(ダンス・音楽部門共通)					
プロモーション費	70,000	△2,000	68,000	67,385	615
事務局運営費	43,600	△1,220	42,380	39,202	3,178
支出合計	209,000	△25,420	183,580	178,664	4,916

収支差額	0	0	0	4,902	4,902
-------------	----------	----------	----------	--------------	--------------

(出典:市提示資料より監査人作成)

平成25年度における横浜アーツフェスティバル実行委員会の収支状況は、上述したとおり経費も抑えられ事業を効率的に実施しているように見受けられる。しかし、それは実際の支出が、当初予算に比して少なかったということであり、そもそも予算が適切に設定されていないならば効率的な事業実施であったことと同義にはならない。

一方で、その当初予算における支出額209百万円は各プログラムの予算額を積み上げて決定されている。下に示したのはその中の一部のプログラムにかかる予算の内容である。

表 64 各プログラム(一部)における支出の予算額と決算額

(単位:千円)

プログラム名/支出項目	予算額 A	決算額 B	A-B
(音楽部門)	75,400	58,699	16,701
オープニング企画	20,000	16,821	3,179
横浜音祭りプロムナード・コンサート	6,500	10,216	<u>△3,716</u>
出演・音楽・文芸費	1,600	1,045	555
会場・舞台・運搬・設営費	3,400	351	<u>3,049</u>
謝金・旅費・通信費	1,000	36	964
消耗品費	500	—	500
委託費・補助金	—	8,784	<u>△8,784</u>
横浜音祭りオープニング・コンサート	13,500	6,605	6,895
出演・音楽・文芸費	7,500	4,900	<u>2,600</u>

プログラム名/支出項目		予算額 A	決算額 B	A-B
	会場・舞台・運搬・設営費	3,300	1,702	<u>1,598</u>
	謝金・旅費・通信費	660	—	660
	宣伝・印刷費	1,688	—	<u>1,688</u>
	消耗品費	300	—	300
	その他経費	53	3	50
(プロモーション費)		70,000	67,385	2,615
プロモーション展開経費		37,000	36,240	760
	公式 PR 隊(ヨコオト・ファンファーレ隊/ヨコオトレポーター)	3,000	2,141	859
	出演・音楽・文芸費	2,250	—	<u>2,250</u>
	会場・舞台・運搬・設営費	575	18	557
	謝金・旅費・通信費	—	1,326	<u>△1,326</u>
	消耗品費	15	129	△114
	委託費・補助金	—	431	△431
	その他経費	160	237	△77

(出典:市提示資料より監査人作成)

表中の右端の欄には予算額 A と決算額 B の差額を記載している。その中の各項目の金額で、特に下線を引いたものについては、予算額 A と決算額 B で相当に乖離している。

音祭りの各プログラムには、横浜アーツフェスティバル実行委員会が主催したものが 14、共催したものが 37 あり、表中に記載したプログラムは、その中の一部であるが、このように当初の見積りと決算額が大きく乖離しているものは他のプログラムにも散見される。

この例では、イベントの、効果的・効率的な運営実施を試みたことに伴う、予算策定時と、予算執行時の支出科目の変更が主な理由であり、個別プログラム全体の予算で見ると、各項目で見られる程の大きな乖離にはならない。しかし、今後もこの執行方法が続くのであれば、資金的な制限が外部からはわかりにくくなり、個々の事業の実施が効率的であったかどうかの検証もできなくなる。また、その他のプログラムの中には、各支出項目の見積りを行っていないものもあった。さらに、予算と執行の金額的な乖離が生じる原因ともなる。

従って、今後は、予算策定の段階から、適切な支出科目での見積りが必要と考えられる。

イベントが、変動要素の多い性質の事業であることや、音祭りの開催は今回が初めてだったということを考慮すると、止むを得ない部分もあるが、次回以降、必要な経費項目及び金額の見積もり、準備に着手する時期などの決定に今回の経験を生かしていくことが必要である。

2. 芸術文化教育プログラム推進事業

(1) 事業の概要

次世代を担う子どもたちの表現力、コミュニケーション力等を育成するため、アーティストによる芸術文化を体験できる授業（芸術文化教育プログラム）を行う。また、事業実施にあたってのコーディネートを行う芸術文化教育プラットフォームを運営する。具体的な内容は次のとおりである。

- ① 芸術文化教育プログラムの提供
- ② 芸術文化教育プラットフォーム運営

横浜市における芸術文化教育プログラムの総合的な推進を図る機関として、「芸術文化教育プラットフォーム」を置き、この事務局を横浜市芸術文化振興財団、アート NPO、市教育委員会、横浜市の4者で構成する。

この組織は、教育プログラムの実施場所の調整、学校からの相談窓口、実施プログラムの調整等を行い、アーティスト、芸術団体、文化施設、学校、企業等がネットワークを作り、プログラムを提供していくための環境を整備・推進する。

- ③ 市内文化団体による文化事業と連動したプログラムの提供

NPO 法人横浜シティオペラによる学校プログラム「子どもオペラ教室」を実施する。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	17,500	17,500	23,500
決算額	17,500	17,500	24,170

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内訳
負担金、補助金及び交付金	24,170	プログラム実施及びプラットフォーム事務局運営費

(3) 監査の結果及び意見

① 未実施校の参加促進について(監査の意見)

横浜市内には市立小学校が 342 校、市立中学校が 148 校、特別支援学校が12校ある(※小学校、中学校ともに分校を含む。)。本事業は、これら小中学校等にアーティストが赴き、芸術文

化教育プログラム(以下「プログラム」という。)を実施するものである。

このプログラムは、実施年度の前年度において、学校に対して実施内容の周知が行われ、その後申し込みの受付が始まる。プログラムの実施校は、その翌年度、すなわち実施年度において、申し込みをした小中学校等の中から決定される。平成 16 年度の事業開始からの実績推移は下表のとおりである。

表 65 学校種別実施校内訳

(単位:校、人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
実施校数	6	8	22	52	67	82	79	77	73	92	558
小学校	5	8	22	52	61	76	68	67	63	76	498
中学校	1	-	-	-	4	4	7	5	4	8	33
特別支援学校	-	-	-	-	2	2	4	5	6	8	27
参加・児童生徒数	319	434	1,500	9,956	11,802	13,432	8,706	9,945	7,623	9,025	72,742
応募校数	-	-	24	52	76	86	85	94	90	96	603

(出典:横浜市芸術文化教育プラットフォーム 学校プログラム事例集)

表 66 取組ジャンル別実施校内訳

(単位:校)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
実施校数	6	8	22	52	67	82	79	77	73	92	558
音楽	4	-	7	34	40	38	36	34	27	35	255
演劇	1	2	4	8	9	11	10	7	10	9	71
ダンス	1	3	3	3	4	6	6	7	11	14	58
美術	-	3	5	3	8	11	15	15	13	16	89
伝統芸能	-	-	3	4	6	16	12	14	12	18	85

(出典:横浜市芸術文化教育プラットフォーム 学校プログラム事例集)

上表より、本事業の実施校は年々増加の一途である。ちなみに、平成 26 年度はさらに増加している。しかし、横浜市内の小中学校等は 500 校以上もあるため、未だプログラムに参加していない学校もある。参加機会は全ての小中学校等に与えられており、公平性が害されているとは考えられないが、市はより多くの小中学校等に参加してもらうよう努める必要がある。

本事業によるプログラムにおいては、長く参加している学校では 8 年くらい継続しているところもあるが、一方で 1 年でやめてしまう学校もある。何らかの理由で参加していない学校があるとなれば事業の実施方法を改善していく必要があるが、このようなすぐにやめてしまう学校から率直な意見を聞いて、課題や問題点を発見し、事業の改善に役立てるべきである。

また、今後もますます参加校が増加すると考えられるが、それに対応するためには1校に掛けられる時間やコストは現在より切り詰める必要が生じる。この点についても、実施方法や対象学年の見直しなどにより趣旨を損なわない形で事業を継続していく方法を考える必要がある。

3. 地域文化サポート事業

(1) 事業の概要

市民や NPO 団体等が主体となって、市内各地域の地域資源を活用し、地域住民と協力して継続的な活動を行っていく文化芸術活動を支援することで、市全域のネットワークづくりやコミュニティの活性化を図ることを目的とした事業であり、対外的には、「ヨコハマアートサイト」の名称で知られる。

横浜市芸術文化振興財団が事務局となり、補助対象事業団体の選定及び活動の支援を行う形態を採っており、横浜市から横浜市芸術文化振興財団に対して、一括して補助金を交付した上で、横浜市芸術文化振興財団が各対象事業団体に助成金を交付する。なお、平成 26 年度からは、事務局が、横浜市芸術文化振興財団から特定非営利活動法人STスポット横浜に変更されている。

対象となる活動は、以下の①～③のいずれかの項目を満たし、横浜市内で実施される美術、映像、音楽、舞台芸術などに関わる芸術文化活動である。

- ① 地域の歴史や自然、景観などを活用し、アートを通じてその魅力を引き出し、地域に寄与するもの。また、開催地域外からも含めた集客を見込めるフェスティバル性を有するもの。
- ② 福祉・環境・まちづくり・国際交流などに取り組む地域やコミュニティの活動において、アートを通じて課題解決や活性化を目指すもの。また、アートに触れる機会を広げ、参加者間におけるコミュニケーションの醸成や感性を育むことを目的としたもの。
- ③ ヨコハマ独自の魅力を創出することを趣旨に含む芸術作品の創造を行う、市内外への発信力のある活動。

【実施時期】

2013 年 7 月～2013 年 1

【助成金額】

- ① 新規活動助成:1 件あたり 10 万円～200 万円
- ② 継続活動助成:1 件あたり 10 万円～200 万円
(原則、助成対象経費の 2 分の 1 以内)

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	5,100	10,000	30,000
決算額	5,100	9,590	22,891

(事業費の財源:横浜市一般財源 100%)

平成 25 年度の予算額及び執行額が大幅に増加しているが、新たに採択事業の支援及び評価等を行う専門スタッフを配置することとし、当該人件費相当額を補助対象としたことによるものである。

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	22,891	横浜市芸術文化振興財団への補助金
合計	22,891	

③ 執行実績

平成 25 年度においては、37 事業の応募があり、選考委員会による選考を経て、19 事業が採択されている。なお、採択事業のうち、新規活動助成が 4 事業、継続活動助成が 15 事業である。

名称	実施区	継続年数 (年)	入場者数 (人)	補助金額 (千円)
第 15 回金沢文庫芸術祭	金沢区	16	22,000	500
都筑アートプロジェクト ニュータウン幻想動物園	都筑区	8	118,442	1,080
長者町アート☆プラネタリウム	中区	2	311	975
森ラボ 2013「横浜の森美術展 6」	緑区	17	15,724	400
大岡川アートプロジェクト「光のふるむなあど 2013」～アートライアングル～	南区	6	9,920	500
AOBA+ART《青葉食堂》 わたしのお庭であいましょうツアー	青葉区	6	160	270
本牧アートプロジェクト 2013	中区	新規	1,814	2,000

名称	実施区	継続年数 (年)	入場者数 (人)	補助金額 (千円)
エイブルフレンドネットワーク	港北区	12	1,040	1,221
School of Dance Project 2013	中区	新規	172	900
ホームステイ ～アフリカからのお客さんプロジェクト～2013	保土ケ 谷区	3	26	315
こころに響く打楽器作っちゃおう	中区	12	880	300
カドベヤ・オープン DAY ーつどおう・かたろう・つながろう	中区	3	412	260
さかえ de つながるアート 2013	栄区	6	611	250
ほっとたつはな亭	旭区	7	312	200
会社まるごとギャラリー2013「OPEN THE DOOR」展	金沢区	新規	123	200
DANCE TRUCK PROJECT:2013	中区	3	161	1,000
舞台芸術活動活性化支援事業	西区	4	3,200	1,000
横浜夢座プロジェクト「俣野町 700 番地夢の国 ～ドリームランドへの手紙～」	西区	新規	1,675	750
劇団 空(Utsubo) 番外公演 #1～3	中区	5	300	350
事務局経費	—	—	—	10,420
合計				22,891

(3) 監査の結果及び意見

① 事業目的に沿った事業評価の実施について(監査の意見)

地域文化サポート事業は、平成 23 年度に、それまでの地域文化サポート事業とアートサイト連携事業とを統合した事業であるが、年々、補助対象件数及び金額は増加しつつある。また、平成 26 年 8 月にとりまとめられた次期の横浜市中期 4 か年計画(2014～2017)素案においても、地域文化サポート事業の想定事業量を、採択事業・連携事業数を 4 か年で 120 件(年平均 30 件)としており、より一層の拡充が志向されている。

【採択事業数と助成金額の推移】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
採択事業数	11	17	19
助成金額(千円)	3,250	4,947	12,471

(注)助成金額は、横浜市芸術文化振興財団から採択団体への助成金の額。

一方、平成25年度の実績で見た場合、参加者数は最大の118,442人から最小の26人まで大きな差がある。事業の性質や会期等によって参加者数が大きく異なることは当然であり、参加者数のみが当該事業の成果とは、一概にいえないものではあるものの、百名程度の参加者数の事業において、本事業の目的である「市全域のネットワークづくりやコミュニティの活性化を図る」ことに、どのように寄与できたのか疑問を持たないわけではない。今後、事業の拡充を図るのであれば、参加者数といった定量的な情報に加えて、事業を実施したことにより、アートを通じて、どのように地域に寄与したのか、どのように地域の課題解決や活性化が図られたのか、横浜独自の魅力をいかに発信できたのか等、地域文化サポート事業の目的に沿った観点から各事業の選定及び評価を行い、その結果を総括する等、芸術活動に対する公費助成の意義を、より明確にする枠組みを構築することが必要なものとする。本事業は、横浜市が事務局を務める団体（平成25年度は横浜市芸術文化振興財団、平成26年度は特定非営利活動法人STスポット横浜。）に対して、一括して補助金を交付し、事務局を務める団体が助成対象事業の選定等を行う形態であり、事業の有効性を高めるべく、平成25年度より配置された専門スタッフ（プログラムオフィサー：補助金を財源として、事務局を務める団体に配置）を活用し、PDCAサイクルの確立をはかっているところであるが、より地域文化サポート事業の目的に沿った選定及び評価となるよう、選定及び評価基準の設定方法や事業の効果を測定する手法等も含めて、事務局を務める団体から実情を聴取した上で、検討する必要がある。

加えて、平成25年度に採択された事業の開催地区を見ると、横浜市全18区のうち11区での実施であり、特に、中区が7事業を占めている。事業の拡充にあたっては、この地域的な偏在をどの程度まで容認するのかについても、あらためて検討することが望ましい。

【専門スタッフ（プログラムオフィサー）を活用したPDCAサイクル確立の考え方】

1. PDCAサイクルの確立

①申請時（PLAN）

- 専門スタッフ（プログラムオフィサー）が、申請内容について調査を行い、選定委員会に参考情報として提供する。
- 新規申請団体の掘り起こしも行う。
- 専門スタッフは採択された事業に対して、プロフェッショナルなアーティストが効果的に関わっているかどうか、地域との連携はできているか等を確認し、必要に応じて助言を行う。

②事業実施時（DO）

- 交付決定を受けた団体が事業を実施。
- 専門スタッフが実施事業について現地を訪問・調査（必要に応じてヒアリング）

③評価（CHECK）

- 専門スタッフが、現地訪問等を元に評価を行い、実施団体にフィードバックする。
- 報告会を開催し、事業実施結果を参加団体や関係者と共有する。
- 選定委員会にも報告し、次年度審査において、継続支援するかどうかの判断材料とする。

④次年度実施

- 本事業の継続年数の上限は設けないが、自立ができてきた、当初目的の達成が見込めない、などの評価があれば、次年度の申請があっても補助を継続しない。
- 評価結果から、補助金が効果をあげてきており、引き続き支援が必要であるとの判断があれば継続する。

※「地域文化サポート事業(ヨコハマアートサイト) 平成 26 年度実施体制の考え方について」より抜粋。

4. 芸術文化支援事業

(1) 事業の概要

芸術分野における芸術文化振興基盤事業として、芸術文化団体が行う公益的事業に対して補助金を交付するものであり、以下の5つの事業から構成される。

- ① 総合美術公募展事業費補助(ハマ展)
- ② 神奈川フィルハーモニー管弦楽団運営費補助
- ③ 神奈川フィルハーモニー管弦楽団ブルーダル基金
- ④ STスポット運営費補助
- ⑤ 市民広間演奏会事業費補助

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	37,450	49,933	96,867
決算額	37,600	49,933	96,867

(事業費の財源:横浜市一般財源 100%)

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	38,400	神奈川フィルハーモニー管弦楽団運営費補助、STスポット運営費等。
寄附金	58,467	神奈川フィルハーモニー管弦楽団ブルーダル基金への拠出。
合計	96,867	

③ 執行実績

名称	補助/寄附金額 (千円)	内容
総合美術公募展事業費補助(ハマ展)	1,000	第 69 回ハマ展の開催 平成 25 年 10 月 27 日～11 月 10 日(14 日間) 出品:1,146 点、入場者数:20,581 人
神奈川フィルハーモニー管弦楽団運営費補助	30,000	定期演奏会(9 回)、ブルーダル基金コンサート等各種コンサートの実施。
神奈川フィルハーモニー管弦楽団ブルーダル基金	58,467	神奈川フィルハーモニー管弦楽団ブルーダル基金への拠出
ST スポット運営費	6,100	ST スポットの管理運営
市民広間演奏会	1,300	春の部 23 回、秋の部 22 回、特別演奏会の実施

(3) 監査の結果及び意見

① 事業費補助金額の継続的な見直し等について

ア. 神奈川フィルハーモニー管弦楽団に対する補助金交付額の推移

神奈川フィルハーモニー管弦楽団は神奈川県内唯一のプロ・オーケストラであり、平成 26 年 4 月に公益財団法人に移行している。当該団体の運営を補助するため、昭和 59 年度より、横浜市も、神奈川県及び川崎市とともに、毎年、運営費補助金を交付してきている。なお、公益財団法人化に伴い、平成 26 年度からは、これまでの運営費補助の形態から、事業費補助の形態に変更しており、補助金額は従前通り 30,000 千円である。

【過去 5 ヶ年における補助金交付実績の推移】

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
横浜市	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
神奈川県	223,000	205,000	235,000	195,000	195,000
川崎市	10,000	10,000	10,000	9,500	9,000

(注)この他に、文化庁からの事業費補助金等も存在する。

イ. 神奈川フィルハーモニー管弦楽団の財政状況

過去 5 年間に於ける財団法人神奈川県フィルハーモニー管弦楽団の財政状況は次表のとおりである。一般企業の利益にあたる当期一般正味財産増減は、平成 22 年度を除き、おおむね黒字化しているが、チケット収入を始めとする事業収益等については、東日本大震災の影響を

受けた平成22年度を除き、おおむね4億円から5億円の水準であり、神奈川県及び横浜市等から交付される補助金が、例年、経常収益の35%から45%程度を占めている。

従前、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の財政状況に問題のある時期があり、平成22年度末(平成23年3月)においては、正味財産期末残高が△313,237千円と債務超過の状況にあったが、後述するブルーダル基金を通じた個人、企業及び行政(神奈川県及び県内市町村)からの寄附金により、平成25年度末には解消されている。

【財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団の財政状況の推移】 (単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益計	759,232	669,748	792,049	752,080	1,148,362
(うち補助金)	(319,403)	(300,002)	(299,302)	(273,402)	(291,374)
(うち寄附金)	(23)	(376)	(23)	(25,030)	(355,000)
(うち事業収益等)	(439,806)	(369,370)	(492,724)	(453,648)	(501,988)
経常費用計	737,226	689,605	744,525	752,461	757,736
当期一般正味財産増減(注)	18,290	△17,932	42,817	△501	388,903
正味財産期末残高	△297,527	△313,237	△217,575	△112,255	202,374

(注) 当期一般正味財産増減=経常収益計-経常費用計。

ウ. ブルーダル基金

先般の公益法人制度改革に伴い、従前の特例民法法人(財団法人)は、認定を受けることにより公益財団法人に移行することが可能となったが、債務超過の法人の場合、認定後2年で純資産額が300万円に達する見込みがない場合には、経理的基礎を有しないものとして、公益財団法人としての認定を受けることはできない。また、平成25年11月までに移行できない特例民法法人は解散せざるを得ないことから、神奈川フィルハーモニー管弦楽団は、債務超過を解消し、経営の安定化を図ることを目的として、個人、企業及び行政からの寄附金を募る「ブルーダル基金」を平成23年2月に設立した。

ブルーダル基金は目標総額5億円とし、このうち、企業からの寄附金2億円、個人からの寄附金1億円、行政からの拠出金2億円を目標とした。行政からの拠出金は、個人からの寄附金1億円と同額の資金を、神奈川県と県内市町村が各々拠出する方式(マッチング方式)とされ、このうち、横浜市は県内市町村拠出額の7割(70,000千円)とされた。平成25年7月時点において、個人からの寄附金は目標額の1億円を達成したことから、横浜市においても、その約7割に相当する70,000千円(平成24年度に11,533千円、平成25年度に58,467千円)を拠出した。ブルーダル基金による寄附金により、公益財団法人神奈川県フィルハーモニー管弦楽団の債務超過は解消(平成25年度末の純資産額は202,374千円)され、平成26年4月1日付けにて公益財団法人に移行している。

【ブルーダル基金の積立額:平成 26 年 3 月 31 日時点】

	目標額	実際額
法人(企業)	200,000 千円	143,760 千円
個人	100,000 千円	121,143 千円
神奈川県	100,000 千円	100,000 千円
横浜市	70,000 千円	70,000 千円
その他県内市町村	30,000 千円	30,000 千円
合計	500,000 千円	464,903 千円

エ. 事業費補助金額の継続的な見直しについて(監査の意見)

神奈川フィルハーモニー管弦楽団の公益財団法人化に伴い、平成 26 年度からは、これまでの運営費補助の形態から、事業費補助の形態に変更しており、補助金額は従前通り 30,000 千円である。また、補助対象事業は、定期演奏会、ポップスオーケストラ及び特別支援学級への出張演奏とされている。

平成 27 年 4 月以降、公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団より、平成 26 年度の実績報告等がなされることになるが、あくまでも事業費補助金であることから、補助対象事業の事業量の必要性及び補助対象事業費の水準の妥当性を慎重に検討し、30,000 千円というこれまでの補助金額にとらわれることなく、毎年度、補助金額を精査し見直していく必要がある。

オ. 継続的な損益状況のモニタリングについて(監査の意見)

神奈川フィルハーモニー管弦楽団の公益財団法人化に伴う自立度の向上を踏まえて、毎年度の補助金を運営費補助の形態から、事業費補助の形態に変更したものの、今後、ブルーダル基金のような補助金以外の形態であれ、経営上の損失を市費で補填するような事態は避けなければならない。平成 25 年度の決算における当期一般正味財産増減は 388,903 千円と大幅な黒字であるが、平成 25 年度においてはブルーダル基金を主とする寄附金が 355,000 千円計上されており、これを差し引くと 33,903 千円程度である。これは、過去 5 年間の水準からみても特に大きく改善されたわけではない。確かに、神奈川フィルハーモニー管弦楽団自身、ブルーダル・サポーターズを設立し、演奏会や企業訪問等の機会に PR を行い、法人及び個人からの寄附金を募る(平成 26 年度の目標額:14,000 千円)等、運営財源確保のための自助努力を行っているものの、将来的に安定的な運営が可能かどうかは不透明である。

このため、たとえ公益財団法人化により自立化の程度が高まったとは言え、毎年度の決算状況等を注視し、損益状況の悪化が見込まれる場合には、適宜、情報の提供を受け、対応策の速やかな検討を促すことが必要である。また、債務超過の状態を解消するために一定の市費負担を行った経緯から、単年度の事業計画だけではなく、5 年程度の中期的な損益計画(もしくは収支計画)を作成し、これを目標とした安定的な事業経営を行うことも、併せて求めることが望まれる。

5. 美術資料収集事業（文化基金）

(1) 事業の概要

横浜市文化基金は、横浜美術館に収蔵する美術資料の収集及び文化施設の建設に資することを目的に、昭和56年に設置された基金である。毎年1回程度、美術資料収集審査委員会を開催し、横浜市美術資料収集方針に合う資料を購入、寄贈及び寄託の受け入れを行っている。基金の現金残額は、大口定期預金等により運用しており、毎年度、その利子を積み立てている。

なお、美術資料収集事業の事業費は、横浜市文化基金に対する積立額（市費、寄附金、利子）である。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	5,030	5,030	5,030
決算額	524	818	793

（事業費の財源：横浜市特定財源 100%）

② 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	平成25年度 決算額	主な内容
積立金	793	横浜市文化基金への積立金

平成25年度末までにおける横浜市文化基金に対する積立額の累計額は9,454,919千円であり、うち市費が6,784,728千円と全体の71.7%を占めている。寄附金は累計で1,710,537千円と18.0%を占めている。財政状況が厳しい中、直近の3ヶ年における市費の投入はなく、毎年度、寄附金と利子を合わせて、百万円に満たない金額の積立額が続いている。

【横浜市文化基金に対する積立額の推移】

(単位:千円)

年度	積立額	内訳		
		市費	寄附金	利子
平成 23 年度	524	—	205	319
平成 24 年度	818	—	625	192
平成 25 年度	793	—	759	33
累計	9,454,919	6,784,728	1,710,537	959,653

③ 横浜市文化基金の推移

平成 25 年度末までに累計で 9,429,644 千円の収蔵品を購入してきている。なお、新たな積み立てがほぼなされていない現状において、平成 25 年度中に、55,082 千円の収蔵品の購入を行った結果、基金の現金残高は、平成 25 年度末において 25,275 千円となっている。

【横浜市文化基金の推移】

(単位:千円)

年度	現金残高 (年度当初)	積立額	執行額(購入額)	現金残高 (年度末)
平成 23 年度	141,065	524	41,425	100,165
平成 24 年度	100,165	818	21,420	79,564
平成 25 年度	79,564	793	55,082	25,275
累計	—	9,454,919	9,429,644	25,275

④ 平成 25 年度における購入作品

平成 25 年度の購入作品は 5 点であり、合計で 55,082 千円であった。特に、奈良美智の作品 1 点(53,000 千円)が、金額的にはその大半を占める。また、これ以外に、寄贈作品として 14 点、作品外資料 50 点の寄贈を受けている。

【平成 25 年度における購入作品】

	作者	画題等	作成年	購入額(千円)
日本画	中島亨斎	迎後醍醐帝楠子図	1888 年	189
日本洋画	奈良美智	春少女	2012 年	53,000
写真・映像	蔡佳蔵	円 I	2009 年	313
写真・映像	蔡佳蔵	洗礼	2009 年	342
写真・映像	Peter Coffin	無題	2011 年	1,237

(3) 監査の結果及び意見

① 寄附金拡充策の検討について（監査の意見）

平成25年度末の横浜市文化基金の現金残高は25,275千円であり、一定額以上の収蔵品を購入することが困難な状況にある。このため、平成26年度の収蔵品の購入は、監査時点（平成26年11月）においては実施されていない。

市財政が厳しい中、横浜市文化基金を財源として収蔵品の購入を行うためには、これまでよりも一層、寄附金を募る努力が必要とされるものといえる。今後、例えば、トリエンナーレ等の文化芸術関連のイベントと連携する等し、より広く市民に対して、横浜市文化基金の存在や意義の周知を図るとともに、大口の寄附を期待できる企業に対しては、美術館の館内案内板やパンフレット等に企業名やロゴ等を掲載する等、寄附者側が拠出するインセンティブを有するような枠組みを積極的に検討することが望まれる。

Ⅲ 観光・コンベンション振興費

観光振興課は、横浜のブランド力向上、観光プロモーション、国内及び海外からの誘客、案内・受入環境の向上等の事業を所管している。

観光コンベンション振興費のうち、観光振興課が担当する事業は次のとおりである。

表 67 平成 25 年度の観光振興課担当事業(監査対象事業)

監査対象事業名	内容
企業連携観光プロモーション事業	民間企業とのタイアップによる観光振興及び公募・認定による観光プロモーションを行う事業
「武家の古都・鎌倉」世界遺産活用事業	「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を契機に民間企業とのタイアップによる観光振興を図る事業
国内誘客事業	横浜の観光情報を全国各地へ発信することで、国内からの誘客増加に結びつける事業
ニューツーリズム推進事業	市の有するさまざまな資源や強みを新たな観光資源として掘り起こし、民間事業者との連携による観光事業化に取り組む事業
フィルムコミッション事業	横浜への観光誘客に効果のある映像作品のロケ支援及びロケ受入の環境整備を行う事業
横浜おもてなし事業	観光案内所の運営、地図の作成等を行い、観光客受入環境の向上を図る事業
ヨコハマ・グッズ「横濱 001」育成支援事業	地域ブランドの育成・販路拡大を委託する事業
三溪園施設整備等支援事業	公益財団法人三溪園保勝会に対して三溪園の建造物や庭園の保存修理等に伴う経費を補助する事業
観光施設維持管理費	横浜人形の家及び横浜マリンタワーの管理・運営等を支援するとともに、施設の修繕及び機能強化を実施する事業
海外集客プロモーション事業	アジア 7 地域を主な対象として観光プロモーションを行い、横浜への集客増加を図る事業

コンベンション振興課は、大型国際コンベンションの誘致・開催支援や大規模集客イベントの支援、株式会社横浜国際平和会議場などのコンベンション関係の団体や施設を所管している。

観光コンベンション振興費のうち、コンベンション振興課が担当する事業は次のとおりである。

表 68 平成 25 年度のコンベンション振興課担当事業(監査対象事業)

監査対象事業名	内容
MICE 誘致・開催支援事業	国際的な MICE 拠点都市の確立を目指して、MICE の誘致及び開催支援を行う事業
新たな MICE 拠点整備検討事業	パシフィコ横浜の隣接地に新たなコンベンション施設等を整備するために、整備計画や事業手法の検討を委託する事業
MICE 施設管理等事業	国立横浜国際会議場のスタンドグラスの管理運営や省エネ化推進等を委託する事業
大型国際コンベンション誘致等事業	政府系の大型国際コンベンションを誘致するための取組を行う事業
アフリカ開発会議横浜開催推進事業	第5回アフリカ開発会議の横浜開催を支援し、市民等の交流・理解を促進する事業
減債基金積立金(パシフィコ)	株式会社横浜国際平和会議場への長期貸付金の利息償還額を減債基金に積み立てる事業

1. 企業連携観光プロモーション事業

(1) 事業の概要

市が民間企業と共同事業（タイアップ）という形で協定を結び、重要かつ重点的に取り組むべき大型の観光振興事業を実施する。

また、民間事業者により企画・実施される、横浜の集客力を高める事業や、横浜の都市としてのブランド力を向上させる事業を外部審査会で認定し、事業費の一部助成や広報などの支援を、市をはじめ公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下、「ビューロー」という。）とその賛助会員など、オール横浜体制で行う。

① 企業タイアップ事業

羽田空港に至近の立地を活かしたアジア7地域（重点誘客エリアである中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア）からの集客促進や、市内観光スポット周遊の際の利便性向上につながる事業など、中期計画に掲げる取り組みに資するテーマを設定し、大型の共同事業（タイアップ）を展開する。

タイアップ先は公募型プロポーザル方式により選定している。平成25年度におけるタイアップ先は、延7社から選定した日本航空株式会社、株式会社ファミリーマートの2社である。

② 横浜観光プロモーション認定事業

横浜への集客力及びブランド力を向上させる民間事業者による事業を募集し、外部有識者による委員会が認定した事業に対して、事業に必要な資金の一部を助成するほか、認定マークの使用や広報サポートなどの支援を行う。本事業はビューローへの補助により実施する。

平成25年度における認定事業数は20件である。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	31,000	27,000	43,944
決算額	29,875	20,142	39,050

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	38,494	タイアップ先への負担金 17,910 千円 ビューローへの補助金 20,584 千円
その他	556	
合計	39,050	

(3) 監査の結果及び意見

① 横浜観光プロモーション認定事業の効果について(監査の意見)

横浜観光プロモーション認定事業により認定される事業は次のような事業である(平成 25 年度募集要項より抜粋)。

- ・横浜の集客力を高め宿泊や周遊を促進する事業
- ・横浜への来訪者の満足度を高める事業
- ・横浜の観光・コンベンション都市としてのブランドを向上させる事業

本事業は平成 15 年度に開始されており、年次推移は下表のようになっている。平成 24 年度から 25 年度にかけて認定事業数、助成金交付額ともに減少していることについて所管課から、事業数よりも事業の質を重視したためとの説明があった。

表 69 横浜観光プロモーション認定事業の年次推移

	15～21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
認定事業数(件)A	292	48	43	35	20
助成金交付額(千円)B	112,975	23,000 (内市補助 金 20,000)	29,875	20,142	7,140
B/A	387	479	695	575	357

(出典:所管課提供データ)

平成 25 年度の認定事業 20 件の内訳は下表のとおりである。事業規模の金額は、助成金ありの場合・助成金なしの場合ともに実績値である。

表 70 横浜観光プロモーション認定事業の平成 25 年度実績内訳

(単位:件、千円)

部門			助成金		
			あり	なし	申請なし
旅行商品	定番	件数	5	-	-
		助成金額	2,490	-	-
		事業規模	1,322,688	-	-
	新規	件数	3	-	-
		助成金額	1,950	-	-
		事業規模	18,436	-	-
情報発信	継続	件数	1	2	1
		助成金額	1,250	-	-
		事業規模	7,750	17,920	300
	新規	件数	2	3	-
		助成金額	1,300	-	-
		事業規模	10,016	40,040	-
その他	継続	件数	-	-	1
		助成金額	-	-	-
		事業規模	-	-	12,000
	新規	件数	1	1	-
		助成金額	150	-	-
		事業規模	1,514	532	-
計		件数	12	6	2
		助成金額	7,140	0	0
		事業規模	1,360,404	58,492	12,300

(出典:ビューロー提供データ)

この表からわかるとおり、助成対象は定番旅行が主となっている。助成額に比べて事業規模が大きく、5 件の合計で助成額は事業規模の 0.19%にすぎない。助成先は大手旅行会社ばかりであり、市なりビューローなりの支援がないと事業展開できないような事業者ではなく、助成がなくても十分に事業が成立しているようにも見える。実際、助成金希望額も 1 件あたり 500 千円から 1,000 千円と少額にとどまっている。新規旅行、新規情報発信等の分野のほうが、助成金希望額は 1 件あたり 800 千円から 3,000 千円と大きく、定番旅行分野よりも多額の助成を必要としていることがうかがえる。

この点に関してビューローから“旅行商品事業に対する助成は、事業規模に対する助成金の割合で費用対効果を評価しているわけではなく、一定の額を助成することで、横浜の特集を組んでもらう、あるいは横浜の情報の露出量を増やしてもらおうといったことが実現している。旅行商品に対する助成の一番の効果はこの点にあると考えている”との説明があった。本事業開始以前においては、旅行商品で横浜を大きく取り上げるものは少なく、東京や浅草のついでに横浜にも立ち寄るといった形のものが多かったところ、本助成により横浜の魅力を訴求するような旅行商品が造成されるようになったとの認識である。

ただ、事業開始から 10 年を経過した現在、少額の助成金の意味づけとして、宿泊数や集客規模に及ぼす効果がどの程度であるか検討した上で、見直しを行う時期にきていると考えられる。

ビューローでは、平成 27 年度以降、横浜観光プロモーション認定事業全体の事業内容の見直しを検討しているとのことであるが、市でも認定の趣旨や審査基準、さらに事業効果の測定や評価も含めて見直しを検討することが望まれる。

② 補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果)

横浜観光プロモーション認定事業についてビューローから提出された補助金実績報告書は以下のような記載となっていた。

表 71 横浜観光プロモーション事業補助金の実績報告

(単位:円)

項目	執行額	補助金交付額
横浜観光プロモーション認定事業助成金	7,140,000	7,140,000
横浜観光プロモーション認定事業推進費	13,444,000	13,444,000
事業費総額	20,584,000	20,584,000
うち横浜市補助金	20,584,000	
自主財源	0	

(出典:実績報告書)

ビューローから市への実績報告については、平成 16 年度行政監査結果報告(テーマ「補助金に係る事務事業」)において「報告書類の記載が概括的に過ぎるもの」として改善を要請されている。これに対し平成 17 年度に市長等が講じた措置(平成 18 年2月3日公表分)として、「補助金の使途が本市の補助目的に合致しているか検証できるよう、事業内容や収支等についての詳細な報告を求めるよう改めました。」と公表されている。

しかし、上記実績報告においては、市補助金 20,584,000 円のうち助成金 7,140,000 円については認定時期、旅行商品部門・情報発信部門・その他部門の内訳件数等、ある程度実施内容のわかる記載となっているものの、事業推進費 13,444,000 円については金額のみで内容の

詳細な記載がない。市補助金総額の34.7%を占める助成金について内訳内容が記載されているのに対して、65.3%を占める事業推進費について内訳が不明なのは不十分とも見える。段階的に実績報告書の内容を改善しているようではあるが、補助金の使途が本市の補助目的に合致しているか検証できるような記載とはいえず、行政監査結果に対する措置として不十分であり、改善の趣旨を全うしていないといわざるをえない。さらに、情報公開制度による開示請求があった場合、これにたえる水準かどうかという観点でも疑問である。

所管課は、措置が実質的に確実になされたことを担保すべく、詳細な報告を求めなければならない。

③ 補助金の事業推進費の算定について（監査の意見）

横浜観光プロモーション認定事業補助金の対象は、②補助金実績報告書の記載の十分性について に記載したとおり助成金と事業推進費である。ビューローにおいて事業推進費の算定手順は次のとおりである。

表 72 ビューローの事業推進費の算定手順

算定手順	本事業に関する算定結果 (平成 25 年度)
1)ビューローの全職員(市派遣職員を除く、以下同様)のうち、各事業に直接的、間接的に関わる人数を設定する。	1.90 人
2)ビューローの職員の平均人件費を算出する。	約 6,645 千円
3)各事業の職員人件費を算出する。	約 12,627 千円
4)管理部門人件費の一部を各事業に配賦する。	約 247 千円
5)管理部門経費の一部を各事業に配賦する。	570 千円
6)3)～5)を合計する。	13,444 千円

算定手順には、各事業に関わる職員数の設定や管理部門の人件費・経費の配賦など、必ずしも算定ルールが明確ではなく、算定者の裁量に任されている部分が見られる。各事業の状況を総合的に判断して妥当な数字となるように設定しているとのことであるが、算定結果に客観性を持たせ、市あるいは第三者が検証できるようにするためには、明確な算定ルールが必要である。各事業の状況を踏まえた柔軟な判断や設定が求められることもありうるが、その妥当性は一定の算定ルールがあつてこそ検証できることとなる。

特に、管理部門の人件費や経費をどれだけ各事業に配賦することが妥当であるかについては慎重な検討が必要である。過大に配賦した場合、結果的に、基本財産運用益や会費収入などビューローの自主財源で賄うべき法人運営費を市が補助することになりかねない。

ビューローは事業推進費の算定ルールを従来よりも明確にしておく必要がある。

④ 補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)

市は、横浜観光プロモーション認定事業補助金の実績報告に際して、領収書等の支出根拠資料の提出を求めている。

横浜市補助金等の交付に関する規則第 14 条第 5 項第 3 号に基づき、ビューローが「地方公共団体による財務又は会計に関する調査、監査、監察等を定期的に受けていることにより補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める補助事業者等」に該当するためである。

市は、外郭団体等の指導・調整に関する要綱第 11 条に基づいて、定期的にビューローへの業務監察を行っている。また、市の担当者はビューローと定期的に打合せや情報交換、資料のやりとりを行うことにより、補助金の執行状況を把握できる立場にある。

ただし、業務監察はビューローの経営全般を幅広くチェックすることが目的であり、それをもって個々の補助金の収支決算報告が根拠に基づき正確であることを確かめたとはいえない。また、市の担当者が期間中にビューローからどのような情報を得て、補助金の実績報告を適正と判断したかなどの記録はない。実際、前述のようにビューローに対して適正な実績報告を求める余地があったにもかかわらず、そのままとなっている。さらに、平成 25 年度にビューローでは一部職員の人件費の過払いが見つかり、過年度分を含めて市補助金の一部が返還されているが、業務監察や市担当課のチェックで見つかったわけではない。

補助金の収支決算報告の根拠資料をすべて提出させて確認することは現実的ではないが、例えば、収支決算報告の明細を提出させるとともに、そのうち金額的に重要性の高い支出や予算との差が大きい支出、あるいは事業推進費のように内容が複雑で計算を要するものなど、重要なもの、誤りやすいものについて、根拠資料を提出させる。そして、根拠資料を確認し、収支決算報告を適正と判断した記録として残しておくことが考えられる。

補助金の収支決算報告の根拠の確認について見直す必要がある。

⑤ 補助金交付要綱の見直しについて(監査の意見)

横浜観光プロモーション認定事業補助金は、「横浜市「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー」補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。

市は、前述②、③、④に関連して、収支決算報告の在り方(収支決算書の書式等)や事業推進費の算定ルール、支出根拠資料の提出や確認など、補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。

2. 「武家の古都・鎌倉」世界遺産活用事業

(1) 事業の概要

「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を契機に、関係省庁や近隣自治体、民間事業者と連携して宿泊客の増加を図るための施策を立案していた。具体的には、宿泊客向けのパンフレット製作や宿泊施設・交通事業者等と連携したプロモーションを想定していた。

しかし、平成25年4月30日にイコモス(国際記念物遺跡会議。世界文化遺産候補地について登録の可否を事前審査する、ユネスコの諮問機関)から「不記載」の勧告を受けて、同5月27日には、神奈川県知事、鎌倉市長、横浜市長、逗子市長が国に対し、推薦の取下げを要請した。そして、6月4日には関係省庁連絡会議(主催外務省)において推薦の取下げが決定された。

そこで、市としては観光地としての横浜の魅力や、鎌倉をはじめとした近隣観光地との周遊・宿泊拠点としての横浜の利便性を活かして、民間事業者との共同事業により横浜への観光客増加を図ることとした。平成25年度の実績としては株式会社リクルートライフスタイルとのタイアップにより、横浜宿泊キャンペーンを行った。タイアップ先は、企業連携観光プロモーション事業における企業タイアップ事業と同様、公募型プロポーザル方式によっており、応募5社から1社を選定している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	5,000	-	15,000
決算額	4,275	-	7,382

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	7,382	タイアップ先への負担金 7,382千円
合計	7,382	

(3) 監査の結果及び意見

① 実績の評価について(監査の意見)

株式会社リクルートライフスタイルは「恋する横浜でロマンティックな冬を楽しもう 宿泊キャンペーン」を中心に、平成25年11月から26年3月にかけて事業を展開した。市と株式会社リク

ルートライフスタイルとの間で結んだ「横浜への観光客等の集客促進に向けて共同事業実施に関する協定書」では、事業の実施により達成すべき目標として、誘客人数(宿泊者数)10,000人泊とされた。この目標に対し、実績宿泊者数は7,417人泊であった。協定書に基づき、市から株式会社リクルートライフスタイルへ支払う負担金は、目標達成率を反映して決定されている。

目標誘客人数(宿泊者数)10,000人泊という数字は、販売チャンネル別や月別の内訳、あるいは過去の経験からの推定値を含んでいるはずであり、内訳ごとの見込みと実績を比較した分析がなされてしかるべきと考えられる。株式会社リクルートライフスタイルから市へ提出された実施報告書を閲覧したところ、今後の展開に向けた課題と提案はさまざま記述されているものの、実績が目標を下回ったことについての事業者自身による直接的な分析がほとんどみられなかった。

この点所管課からは、目標は相手方の提案書や相手方との協議をもとに決めており妥当としていること、平成26年2月の大雪の影響もあって実績が伸びなかったと考えていることが説明された。大雪の影響については実施報告書の中では言及されていない。目標の未達について事業者と市とで完全に見解が一致することまでは必要ないともいえるが、事業者による未達原因の把握は今後の事業に活かすためにぜひとも必要な知見と考えられるので、実施報告書への記載を要請することが必要である。

3. 国内誘客事業

(1) 事業の概要

観光関連事業者等との連携による旅行代理店向けの直接セールスや、インターネットを活用した消費者向け PR など、さまざまな手法により横浜の観光情報を全国各地へ積極的に発信することで、横浜への観光客の 98%を占める国内からの誘客増加に結びつける。その際、羽田空港再拡張による国内航空便の増加や、北陸新幹線の延伸など、横浜へのアクセスが向上するエリアを対象としたセールスを強化するなど、時宜をとらえた戦略的なプロモーションを展開する。

平成 25 年度は次の 3 事業を、いずれもビューローへの補助により実施する。

① 修学旅行誘致強化事業

鹿児島、北海道、北陸、仙台、岡山・広島、四国、栃木、山梨にて、旅行会社に対し横浜への旅行商品造成を働きかけるとともに、旅行代理店・教育委員会を対象とした商談会・説明会を開催した。修学旅行の誘致は、平日の団体宿泊が見込め、将来的な横浜観光のリピーター確保にもつながると期待されるので、重点的に取り組み、市内での宿泊・周遊を促す助成制度を活用する。また、ビューローの運営する横浜観光情報ウェブサイト内の修学旅行情報発信サイトの内容拡充も行った。

② インターネットによる情報発信事業

ビューローの運営する横浜観光情報ウェブサイトで、横浜観光を誘発する情報の発信を実施した（日本語のみ）。

③ 国内誘客事業の推進

国内向け旅行代理店セールス(60 回、訪問先数206ヶ所)等を実施した。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	62,098	56,229	45,647
決算額	60,778	55,443	45,263

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	45,018	ビューローへの補助金
その他	245	
合計	45,263	

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果)

国内誘客事業についてビューローから提出された実績報告書で、執行額は以下のように報告されていた。

表 73 国内誘客事業補助金の実績報告

(単位:円)

項目	執行額	補助金交付額
修学旅行強化	4,730,053	4,700,000
重点エリア向けセールス等	3,200,053	3,200,000
修学旅行誘致促進事業助成金の活用	1,530,000	1,500,000
インターネットによる情報発信(国内)	5,174,142	5,150,000
国内誘客推進費	35,167,556	35,167,556
事業費総額	45,071,751	45,017,556
うち横浜市補助金	45,017,556	
自主財源	54,195	

(出典:実績報告書)

横浜観光プロモーション認定事業と同様、事業費総額の 78.0%を占める推進費について詳細な内容が不明である。これについては 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ②補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果)と同様であるため、記載を省略する。

② 国内誘客事業補助金収支決算報告の正確性について(監査の結果)

国内誘客事業について、ビューローにおいて実績報告書の収支決算の根拠資料として事業費支出明細や証憑類を確認したところ、次のような問題点が見られた。

表 74 国内誘客事業費支出明細の問題点

ア 他の事業に負担させるべきもの			
事業コード	勘定科目	金額(円)	内容等
001	通信運搬費	149,535	電話使用料12ヶ月分。横浜駅観光案内所の電話回線であるから、横浜おもてなし事業の支出とすべきである
001	印刷製本費	439,000	横浜ビジターズガイド改訂版製作業務委託費。総額4,389,000円のうち3,950,000円をおもてなし事業に、439,000円を国内誘客事業に負担させている。全額おもてなし事業に負担させるべきである
063	委託費	210,000	横浜市観光公式サイト(英語)のドメイン変更に係るウェブサーバ設定。海外集客プロモーション事業に負担させるべきである
イ 共通経費として一定の基準により按分すべきもの			
063	委託費	346,500	ウェブサーバ(日本語・英語・韓国語)ホスティングサービス業務委託。外国語部分は海外集客プロモーション事業に按分すべきである
066	印刷製本費	242,536	ビューロー全体で使用するコピー機パフォーマンスチャージ8月分、2月分。共通経費として全事業に按分すべきである

ビューローの担当者から、各支出は事業への直接の関連性によって集計しているが、補助金交付額に合わせるため調整を行っていること、ビューローの法人としての全体的な共通経費についても、法人全体で法人全体の事業を実施しているとの観点で、個々の補助事業に集計しているとの説明を受けた。

このような集計方法は、各事業での真に必要な経費の額を把握し難いこと、特に、

補助事業費と法人運営のための経費との区別があいまいになること、担当者の裁量すなわち恣意性が介入する余地があること、などの点で適切とはいえない。

補助事業に要した経費の集計にあたっては、その事業の遂行に直接要した経費をまず集計し、各事業にまたがる共通経費や間接的経費については客観的な基準を設けた上でその基準に基づき配賦して、法人運営のために必要な経費はビューローの自己財源で充当すべきである。

③ 補助金の事業推進費の算定について(監査の意見)

国内誘客事業補助金の対象は、①補助金実績報告書の記載の十分性についてに記載したとおり事業費と推進費(以下、「事業推進費」という。)である。ビューローにおいて事業推進費の

算定手順は次のとおりである。

表 75 ビューローの事業推進費の算定手順

算定手順	本事業に関する算定結果 (平成 25 年度)
1)ビューローの全職員(市派遣職員を除く、以下同様)のうち、各事業に直接的、間接的に関わる人数を設定する。	5.00 人
2)ビューローの職員の平均人件費を算出する。	約 6,645 千円
3)各事業の職員人件費を算出する。	約 33,229 千円
4)管理部門人件費の一部を各事業に配賦する。	約 569 千円
5)管理部門経費の一部を各事業に配賦する。	1,500 千円
6)3)～5)を合計する。	35,298 千円

この算定手順についての意見は 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 (3)補助金の事業推進費の算定について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

④ 補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)

市は、国内誘客事業補助金の実績報告に際して、領収書等の支出根拠資料の提出を求めている。これについての意見は、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 (4)補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

⑤ 補助金交付要綱の見直しについて(監査の意見)

国内誘客事業補助金は、「横浜市「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー」補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。

市は、前述①～④に関連して、収支決算報告の在り方(収支決算書の書式等)や事業推進費の算定ルール、支出根拠資料の提出や確認など、補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。

4. ニューツーリズム推進事業

(1) 事業の概要

横浜市の有するさまざまな資源や強みを、新たな観光資源として掘り起こし、民間事業者との連携による観光事業化に取り組むことで、「横浜ならではのニューツーリズム」の振興を図る。

平成25年度は次のような事業を実施した。

① 観光資源開発とニューツーリズム振興

平成23・24年度に育成した地産地消ツアーガイドを活用し、「地産地消モデルツアー」を公募により実施した。3コースにつき全8回開催し、延202人の参加があった。

また、横浜らしさと特別感を強調した「この冬限定！秘密の思い出チケット」事業をビューローへの補助事業として実施した。チケットは2,606枚販売され、うち2,440枚(93.6%)が購入者により実際に使用された。

② フィルムツーリズム推進事業

横浜が舞台となった映像作品「コクリコ坂から」(平成23年アニメ映画封切)を活用したフィルムツーリズムの推進として、ガイドマップの改訂を行った。

③ 京浜臨海部産業観光推進協議会負担金

京浜臨海部の産業観光の活性化を推進するため、神奈川県、川崎市とともに協議会を構成している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	6,000	13,000	10,650
決算額	2,618	9,904	9,187

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	7,250	ビューロー等への補助金
委託料	1,800	ガイドマップ改訂、ガイドツアー業務委託
その他	137	
合計	9,187	

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金実績報告書の事業区分について(監査の結果)

市はビューローに対し、ニューツーリズム推進事業補助金 7,000 千円を交付している。ビューローから提出された実績報告書には事業費総額 7,001,945 円(うち横浜市補助金 7,000,000 円、自主財源 1,945 円)との記載がある。しかし、国内誘客事業補助金・企業連携観光プロモーション事業補助金・横浜おもてなし事業補助金・海外集客プロモーション事業補助金の実績報告書に記載のある、事業推進費が記載されていない。ビューローにおいて事業費総額 7,001,945 円について事業費支出明細を閲覧したが、その中に事業推進費は計上されていなかった。

ニューツーリズム推進事業に限って事業推進費がまったく発生しないことは考えにくいので、本補助事業に要した人件費等が他の事業に負担させられている可能性がある。ビューローの説明によると、ニューツーリズムについて国内誘客の一部と捉えているため、この事業単体の事業推進費は計上しておらず、国内誘客事業補助金の実績報告のうちの国内誘客推進費 35,167,556 円の中に、ニューツーリズム推進事業に要した事業推進費が含まれているとのことである。国内誘客事業とニューツーリズム推進事業との全体的な合計額で見れば交付金額と執行額が整合するものの、所管課の事業区分とビューローの事業区分が一致していないことになり、所管課の事業区分から見れば国内誘客事業の交付額が過多、ニューツーリズム推進事業の交付額が過少ということになる。またこの状態が継続すると、各事業に真に必要な経費の金額が不明となる恐れがあり、事業の拡大あるいは縮小の必要が生じた場合にどのくらい予算を増加あるいは減少すればよいかかわからなくなってしまうことにつながる。例えばニューツーリズム推進事業を廃止すると仮定した場合、ニューツーリズム推進事業に対して交付している補助金額 7 百万円が不要となるだけでなく国内誘客事業補助金も減額する必要があるが、いくら減額すべきか現状では不明である。

ビューローは補助事業に要した経費を適切に集計した上で所管課の事業区分とビューローの事業区分が異なる場合はそれを明示する必要がある。また、所管課は実績報告書の内容につき補助金の執行内容に矛盾や不自然な点がないかを十分に調査して、必要に応じてビューローに説明を求めるべきである。

5. 横浜おもてなし事業

(1) 事業の概要

観光客受入環境の向上を図り、観光客へのおもてなしの質の向上を図るため、次の各事業を行う。

① 羽田空港6 縣市観光情報センター運営負担金

羽田空港国際線ターミナルに他都市と共同で観光情報センターを開設し、情報提供を行って誘客を図る。

② 市内観光案内所の運営支援及び連携強化

市内には4ヶ所の観光案内所が設置されている。このうち横浜駅、桜木町駅(みなとみらい駅から移転)、横浜人形の家をビューローへの補助により、新横浜駅の運営を一般社団法人 YOKOHAMAGOODS001(以下、「一般社団法人ヨコハマグッズ 001」という。)への業務委託により実施している。

③ 山下・関内地区歩行者用案内地図(42基)の全面更新

山下・関内地区に設置されている歩行者用案内地図を、現況に合わせて毎年度更新している。

④ 観光客受入環境整備事業、人材育成・事業者支援事業

ビジターズガイドの作成、ガイドマップの作成支援、横浜観光関連事業者等への情報提供・研修の実施、横浜観光親善大使の活用等をビューローへの補助により実施している。また、ムスリム旅行者受入のための研修を観光庁主催、市の共催で行った。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	100,229	144,655	131,905
決算額	99,691	142,290	127,476

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	113,120	ビューロー等への補助金
委託料	14,041	新横浜駅観光案内所運營業務委託
その他	315	
合計	127,476	

(3) 監査の結果及び意見

① 歩行者用案内地図の更新について(監査の意見)

歩行者用案内地図は、文化観光局観光振興課が所管する 42 基以外にも下表のとおり多数設置されているが、所管課により仕様、更新頻度や最終更新がまちまちとなっている。

表 76 歩行者用案内地図の更新状況

地区名	基数	所管	更新頻度	最終更新
山下・関内	42	文化観光局観光振興課	毎年度末	26 年 3 月
みなとみらい 21	30	都市整備局みなとみらい 21 推進課	同上	26 年 3 月
新港	34	港湾局賑わい振興課	定期更新なし	24 年 12 月
関外	7	道路局施設課	同上	20 年
新横浜	28		同上	一部 20 年
山手・根岸・本牧	14	中区区政推進課	同上	21 年
	8	建築局建築企画課	更新予定なし	不明
合計	163			

(出典:市作成資料)

観光振興課の担当者によると、観光振興課以外が所管する案内地図については、各所管の予算や優先順位により、必ずしも毎年度更新できる状況にないとのことである。しかし、案内地図は多くの人々の目に直接触れるものである。横浜を訪れる人々にとっては、案内地図の情報が更新されていないことはたいへん不便であり、いかに他の面で観光振興に注力したとしても、案内板が不親切というだけで市の印象を損ねてしまう恐れがある。

市が中期 4 か年計画の中で横浜版成長戦略の 1 つに「観光・創造都市戦略」を掲げる以上、このような場面でこそ、局レベルでの調整を発揮して、適切に更新を実施することが望まれる。

② 補助金収支決算報告の事業内容と補助金の対応について（監査の結果）

横浜人形の家にある観光案内所の運営は、ビューローから㈱相鉄エージェンシーへ委託されている。ビューローにて事業費支出明細や支出根拠資料を確認したところ、年間委託料 4,000 千円のうち半額 2,000 千円を横浜おもてなし事業補助金で、残り 2,000 千円を別の補助事業（観光施設維持管理費）で支出していた。このような処理とする理由につき、ビューローの担当者から、従来横浜人形の家事業として案内機能の強化（観光施設維持管理費 2,000 千円）があったが、それとは別に平成 25 年度から新たに横浜人形の家が外国語対応を行う観光案内所と位置付けられたことに伴う経費 2,000 千円（横浜おもてなし事業）が交付されたもので、それぞれ別財源となっているとの説明があった。所管課は、事業内容と補助金の対応を整理する必要がある。横浜人形の家観光案内所運営に関する経費は施設の維持管理とは異なる性質のものであり、全額を横浜おもてなし事業補助金で支出すべきである。

③ 横浜人形の家観光案内所の運営管理事務費の追加負担について（監査の結果）

横浜人形の家にある観光案内所の運営に関して、ビューローにて事業費支出明細や支出根拠資料を確認したところ、8ヶ月分の光熱水費として 252,000 円の支出が計上されていた。しかしその内容は横浜人形の家観光案内所の運営管理事務費とのことである。支出の証憑としては㈱相鉄エージェンシーからの請求書が保管されているが、光熱水費には該当しないので、他の適切な勘定科目（委託費ないし負担金）で計上する必要がある。

次に、12ヶ月分のうち8ヶ月分を横浜おもてなし事業補助金で、残り4ヶ月分を別の補助事業（観光施設維持管理費）で支出しているが、横浜人形の家観光案内所運営に関する経費であれば全額を横浜おもてなし事業補助金で支出すべきである。

さらに、運営管理事務費の内容について質問したところ、ビューローの担当者から次のような説明があった。

“ 横浜人形の家観光案内所の運営にあたっては、英語で接客できるスタッフを配置する（派遣を予定）ことが必要である。運営委託先である㈱相鉄エージェンシーで、委託期間開始までにその要件を満たすスタッフが確保できなかったため、ビューローがスタッフを紹介して、㈱相鉄エージェンシーが直接雇用した。採用に伴い、㈱相鉄エージェンシーとの間で労務管理に要する経費の部分をビューローが負担することで合意した。ビューローでは 1,000 千円未満の契約について契約の履行に必要な事項を記載した見積書をもって契約書の作成を省略できることとなっているため、委託契約書の作成は省略している。また、当該追加負担については市補助金ではなく、当財団の自主財源で措置することとしている。”

㈱相鉄エージェンシーはビューローの賛助会員である。業務委託仕様書の条件を満たす提案が㈱相鉄エージェンシーから出され、ビューロー内の選定委員会での審議を経て、単独随契となった。ビューローは㈱相鉄エージェンシーを仕様書の要求水準を満たす者として選定したが、直前になってスタッフの労務管理事務が業務委託仕様書に含まれていなかったことが明らかになり、追加負担を受け入れることとなった。追加負担額は年間 378 千円と原契約の 9%にのぼる。

今後は業務委託の内容にもれないよう仕様書を作成する必要がある。

④ 新横浜駅観光案内所の運営委託先について(監査の意見)

新横浜駅観光案内所の運営については、業務委託先を入札により選定しているが、平成 22 年度から一般社団法人ヨコハマグッズ 001 が継続的に受注している。25 年度は当初 4 社による指名競争入札としたが、落札者以外の 3 社が辞退したため改めて 7 社で入札としたが、5 社が辞退し、2 社での入札となり落札者が決定した。26 年度も辞退が相次ぎ、一般社団法人ヨコハマグッズ 001 の単独随契となっている。辞退が多いことについて所管課では、民間企業に受注のメリットがないのではないかと、また年中無休で運営するには知識や経験が不足しているのではないかとの見方を示している。27 年度以降の業者選定についてはビューローに運営管理を任せる方向で検討中とのことである。

仕様書によると観光案内所の運営業務以外に地域ブランド推進業務が盛り込まれている。地域ブランドの推進(特産品の紹介、広告宣伝)を行いつつも、観光案内所において販売行為ができないという契約では、確かに民間企業には取り組みにくい面があると考えられる。結果的に、地域ブランド商品の認定を主な事業とする一般社団法人ヨコハマグッズ 001 が継続的に受注していることなど、これまでの入札結果を踏まえ、委託業務の対象から、地域ブランド推進業務を切り離して入札を行うことも含めて、検討する必要がある。

⑤ ビューローからの補助金返還について(監査の結果)

平成 25 年度にビューローから、補助金額確定による減として 4,431,344 円が返還され、所管課は横浜おもてなし事業の雑入として受け入れている。

返還額の内容は、平成 20～24 年度に補助金で充当した人件費の過払い分である。25 年度分については補助金の減額として処理された。人件費の過払いは、ビューロー内で一部の職員の昇給時に給与規定の適用を誤り、給与システムへの入力ミスが生じたことが原因であった。発見の契機は、平成 25 年 6 月に市職員給与について減額措置が実施されたことである。外郭団体も減額措置の対象となったためビューローが職員給与について調査していく中で発見したとのことである。ビューローに事業費補助を行っている所管課も事業費の細かい内訳まで把握できていないことから、6 年にわたり過払いが継続した。ビューロー内では関係者の処分及び再発防止策として給与事務の見直し・マニュアルの作成等を行い、昇給時には本人にも確認を求めようとしたとの説明を受けた。

市は、団体による過払いが 5 年以上発見できなかったこと、市職員給与の減額措置がなければ将来にわたり発見できなかった恐れがあることを踏まえて、今回の再発防止策が今後も継続的かつ有効に機能することを確認するとともに、ビューローの支払事務の適正化に直接的に資するような方策、ないしはミスを適時に発見できる仕組みを講じる必要がある。

⑥ 補助金実績報告書の記載の十分性について（監査の結果）

横浜おもてなし事業についてビューローから提出された実績報告書で、執行額は以下のよう
に報告されていた。

表 77 横浜おもてなし事業補助金の実績報告

（単位：円）

項目	執行額	補助金交付額
市内観光案内所運営	34,768,788	31,590,000
観光案内所事業費	23,477,287	20,000,000
桜木町駅改修に伴う案内所移転経費	11,291,501	11,590,000
来訪者支援・人材育成・事業者支援事業	8,909,136	7,650,000
民間観光案内所	601,699	600,000
民間地図製作支援	800,000	800,000
地図製作	3,950,000	2,950,000
人材育成事業者支援事業費	1,551,590	1,550,000
横浜 PR パーソン	2,005,847	1,750,000
横浜おもてなし事業管理推進費	73,572,640	73,572,640
事業費総額	117,250,564	112,812,640
うち横浜市補助金	112,514,141	
自主財源	4,736,423	
執行残額		298,499

（出典：実績報告書）

横浜観光プロモーション認定事業・国内誘客事業と同様、事業費総額の 62.7%を占める管理
推進費について詳細な内容が不明である。これについては 1. 企業連携観光プロモーション事
業 (3)監査の結果及び意見 ②補助金実績報告書の記載の十分性について（監査の結果）と
同様であるため、記載を省略する。

⑦ 補助金の事業推進費の算定について（監査の意見）

横浜おもてなし事業補助金の対象は、⑥補助金実績報告書の記載の十分性について に記
載したとおり事業費と管理推進費（以下、「事業推進費」という。）である。ビューローにおいて事
業推進費の算定手順は次のとおりである。

表 78 ビューローの事業推進費の算定手順

算定手順	本事業に関する算定結果 (平成 25 年度)
1)ビューローの全職員(市派遣職員を除く、以下同様)のうち、各事業に直接的、間接的に関わる人数を設定する。	10.45 人
2)ビューローの職員の平均人件費を算出する。	約 6,645 千円
3)各事業の職員人件費を算出する。	約 69,477 千円
4)管理部門人件費の一部を各事業に配賦する。	約 1,285 千円
5)管理部門経費の一部を各事業に配賦する。	3,135 千円
6)3)～5)を合計する。	73,868 千円

この算定手順についての意見は 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ③補助金の事業推進費の算定について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

⑧ 横浜おもてなし事業補助金収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)

市は、横浜おもてなし事業補助金の実績報告に際して、領収書等の支出根拠資料の提出を求めている。これについての意見は、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ④補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

⑨ 補助金交付要綱の見直しについて(監査の意見)

横浜おもてなし事業補助金は、「横浜市「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー」補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。

市は、前述①～⑧に関連して、収支決算報告の在り方(収支決算書の書式等)や事業推進費の算定ルール、支出根拠資料の提出や確認など、補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。

6. ヨコハマ・グッズ「横濱 001」育成支援事業

(1) 事業の概要

『ヨコハマ・グッズ「横濱 001」』とは、1989年の横浜博覧会を契機に開始した地域ブランド育成事業である。一般社団法人ヨコハマ・グッズ 001 が、2年に一度の認定審査会において、横浜土産・特産品としてふさわしいグッズを認定し、認定商品の PR を行っている。当初はビューローの前身の団体が事業の担い手となっていたが、平成 21 年度以降、市は上記社団法人に対し補助金を支出することにより、活動を支援している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	19,850	5,000	6,000
決算額	19,849	3,460	4,752

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	4,752	社団法人への補助金
合計	4,752	

(3) 監査の結果及び意見

① 補助事業の成果と市の関与について(監査の意見)

一般社団法人ヨコハマ・グッズ 001 は平成 25 年度に国内 11 回、海外(タイ)1 回の計 12 回のイベント・展示会等において認定商品を展示即売し、販促活動を行った。同法人が市に提出した活動報告書から集計した売上金額は、12 回の合計で 19,856,900 円となったが、そのうち 18,440,000 円、92.9%が高島屋横浜店での催事(横浜グッズフェア、春と秋の年 2 回)での売上である。イベント・展示会等はその規模により、持ち込める商品の量やブースの広さもさまざまであると推測されるが、その点を考慮しても、地元での売上が大部分を占めるのはある意味当然であり、それ以外での販促活動はほとんど売上に結びついていないことがうかがえる。

一方で、イベント・コンベンション等出展料 1,752,180 円、販路拡大経費として出展用品の購入や情報誌への広告掲載、販促のための人件費として計 3,000,000 円を市補助金から支出しているが、これと上記高島屋以外での売上金額 1,416,900 円を比較した場合、成果は投じた経費

を下回っていることになる。認定グッズを生産している企業が独自に販売する分はここでの成果に含まれないため、認定グッズ全体で見ればただちに販促活動が赤字とはいえないかもしれないが、市が補助する事業としては成果が不十分といえる。

所管課では、特産品を通じて横浜のブランド力を高めることが目的であり、必ずしも売上だけを成果の指標とはしていないとのことであるが、何らかの目標管理は必要であり、目標に向けての具体策が求められる。それには一般社団法人ヨコハマ・グッズ001が自立する時期的な目標も盛り込む必要がある。

所管課では、一般社団法人ヨコハマ・グッズ001がさらに事業展開するために必要な自主財源を確保することが課題であると認識している。実際、平成25年度において法人の経常収益39,939千円のうち13,331千円(33.4%)が市からの補助金収入と受託事業収入となっており、自立した運営ができているとはいいがたい。所管課は従来から、自主財源の確保につながるような新たな販路の開拓を支援してきたが、今後も新たな販路となるインターネット販売等を中心に、広報PR、企画立案やイベント等の情報提供を行うなど、認知度向上や販路拡大に向けた支援を継続して行い、法人の自立を目指すとしている。自主財源確保に向けた取組の一つとして、25年度から一部グッズについて委託販売に加えて買取販売も開始したとのことである。

しかし、地域ブランドの育成が市の観光振興につながるという期待があるにしても、認定グッズの販路拡大は、直接的には生産者であり法人の会員でもある中小企業が受益者となるものである。横浜土産・特産品としてふさわしいグッズを認定し、認定商品のPRを行うことは、一般社団法人ヨコハマ・グッズ001のためではなく、中小企業振興のためであることは所管課の事業計画書にも明記されている。したがって、市による法人への補助を見直し、認定グッズの生産者を会員として互助的な活動とすることが適当と考えられる。また中小企業振興を所管する経済局と連携する必要がある。

② 人件費の根拠について(監査の意見)

一般社団法人ヨコハマ・グッズ001の活動報告書に、販売のための人件費が計上されている。人件費単価について給与支給実績との関連は明らかでなく、また実際に作業に要した時間についても根拠が示されず、販売に関わった人件費20,000円、準備及び整理費20,000円といった記載となっている。この点に関して所管課では、給与との整合性は確認しておらず、事業の成果をもって妥当と判断しているとのことである。しかし事業の成果については上記①のとおり、十分な成果が得られているとはいいがたい状況である。

補助金はあくまで実績に対して補助する性質のものであるから、所管課においては助成先からの申請についてその根拠を十分に調査し、実態との乖離が生じていないことを確認することが必要である。

7. 三溪園施設整備等支援事業

(1) 事業の概要

三溪園庭園整備費（名勝維持、重要建造物整備等）、維持管理に伴う経費について補助を行っている。

[三溪園について]

三溪園は、生糸貿易により財を成した実業家 原 三溪によって、1906年（明治39年）5月1日に公開された175,000m²に及ぶ日本庭園である。園内には京都や鎌倉などから移築された歴史的に価値の高い建造物が巧みに配置されている（現在、重要文化財10棟・横浜市指定有形文化財3棟）。三溪園は、外苑と内苑の2つの庭園からなり、外苑は、京都燈明寺から移された室町時代の建築の三重塔が配され、梅、桜、花菖蒲、蓮など、四季折々の花を中心に楽しむ。内苑は、臨春閣を中心に古建築で構成された繊細なつくりの庭が広がっている。

1953年（昭和28年）に、原家から横浜市に譲渡・寄贈されるのを機に、財団法人三溪園保勝会が設立され、平成25年度に公益財団法人へ移行し、重要文化財建造物及び名勝庭園の維持管理等を行っている。

表 79 公益財団法人三溪園保勝会 平成25年度役職員数

（単位：人）

	常勤	非常勤	計
役員	1	7	8
職員	14	0	14
計	15	7	22

表 80 収支計算書（平成25年度の事業活動収入及び事業活動支出

（単位：千円）

項目	決算額	主な内訳
事業活動収入	385,536	事業収入 235,557、横浜市補助金収入 107,201
事業活動支出	393,118	事業費 366,691、管理費 26,427

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	165,047	111,437	112,312
決算額	150,593	102,003	107,210

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	107,210	庭園建造物保存修理支援事業 23,310 建造物・庭園小破修繕支援事業 53,900 来園者支援事業 30,000

(3) 監査の結果及び意見

①入園者数の増加策について(監査の意見)

三溪園は、国の名勝に指定されている横浜市唯一の日本庭園である。しかし、平成 25 年度の入園者数は、横浜市との協約目標(平成 25 年度 485,000 人)に遠く及ばない 380,076 人とどまった。これは、桜の開花時期が 3 月となり平成 25 年度に含まれていないことや、豪雨や積雪などの天候不順であったことも一因であった。近年の入園者数は、桜の開花が 2 回含まれている平成 24 年度を除いて 400,000 人に達していない。

三溪園の入園者数は、平成 10 年度には約 500,000 人であったが、平成 14 年度以降には 400,000 人台となり、平成 23 年度、25 年度は 300,000 人台と低迷している。

三溪園保勝会は平成 25 年度にもさまざまな誘客策を実施しているが効果が出ているとはいえ、抜本的な誘客策が必要であると考えます。

表 81 三溪園の入園者数の推移

年度	入園者数(人)	年度	入園者数(人)
平成 10 年度	508,876	平成 18 年度	494,509
平成 11 年度	505,829	平成 19 年度	451,318
平成 12 年度	519,610	平成 20 年度	481,833
平成 13 年度	510,135	平成 21 年度	469,884
平成 14 年度	446,276	平成 22 年度	405,127
平成 15 年度	478,934	平成 23 年度	348,537
平成 16 年度	412,330	平成 24 年度	413,994
平成 17 年度	435,851	平成 25 年度	380,076

三溪園の月別入園者数を見てみると、入園者数の多い月は三溪園の花暦に対応しており、3 月及び 4 月の桜、11 月の紅葉、5 月及び 6 月のつつじ・花菖蒲となっている。

一方、三溪園は、交通の便が良いとはいえない。バスは直接乗り入れておらず、一番近いバス

停留所(本牧三溪園前)から徒歩5分である。交通の便を改善することにより、多くの入園者を獲得できると考える。このため、花暦によって入園者数の多い月(週)に、バスの三溪園への直接乗り入れを限定して実施してみることによって、より多くの人に入園してもらうことも一案である。抜本的な誘客策を試行して、効果のあった策を継続することにより、入園者数の大幅な増加につなげることが望まれる。

表 82 (参考)平成23年度～25年度の入園者数(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
平成23年度	49,569	34,231	32,896	18,691	11,777	19,436	
平成24年度	65,823	29,295	41,119	17,132	10,399	18,468	
平成25年度	33,284	42,047	47,729	19,237	14,886	22,198	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度	31,356	53,266	28,499	13,025	17,854	37,937	348,537
平成24年度	27,886	48,502	31,023	11,511	27,265	85,571	413,994
平成25年度	23,986	57,315	35,017	14,474	21,880	48,023	380,076

8. 観光施設維持管理費

(1) 事業の概要

横浜市の観光振興のために、観光振興課所管の横浜人形の家及び横浜マリントワーの管理・運営等を支援するとともに、施設の修繕及び機能強化を実施するものである。

なお、財源として、横浜マリントワーと産業貿易センターの貸付収入が充当されている。

① 横浜人形の家運営(平成 25 年度決算額 22,931 千円)

横浜人形の家に関する運営費をビューローに補助している。

② 観光施設維持管理(同 5,793 千円)


横浜人形の家と横浜マリントワーの施設について、来館者等の安全を確保するために、市が直接、修繕を行っている。

③ 横浜マリントワー賃料算定(同 945 千円)

横浜マリントワーに関して平成 21 年度に開始された市と民間事業者との定期建物賃貸借契約(10 年)のうち、平成 26 年度からの 5 年間の貸付料を算定するため、貸付料調査を行っている。

なお、横浜人形の家と横浜マリントワーの施設の概要は次のとおりである。

表 83 横浜人形の家概要

項目	内容	
施設名称	横浜人形の家	
所在地	横浜市中区山下町 18 番地	
開館年月	1986 年 6 月	
土地	市普通財産、敷地面積 3,163.62 m ²	
建物	市普通財産、鉄骨鉄筋コンクリート造4階建、延床面積 4,442 m ²	
施設構成	1 階:店舗、駐車場(普通車 32 台、バス 19 台) 2 階:展示室、多目的室、ギャラリー 3 階:展示室、企画展示室 4 階:あかいくつ劇場、収蔵庫	
管理運営	-ビューロー(市の土地建物を使用貸借) -ビューローから民間事業者に管理運営業務の一部を委託(平成 23~25 年度:株式会社相鉄エージェンシー、平成 26 年度~:株式会社京王エージェンシー)	
営業内容	[開館時間] 9:30~17:00 [休館日] 毎週月曜日 [入館料] 大人 400 円、子供(小中学生)200 円、団体大人 20 人以上 350 円 [駐車場] 24 時間営業、普通車最初 1 時間 500 円、以降 30 分ごと 250 円	

項目	内容
有料入館者数	平成23年度 55,195人、平成24年度 60,011人、平成25年度 52,217人
沿革	1978年9月、1983年9月等 市は個人の人形コレクションの寄贈受入、産業貿易センターで一般公開 1986年6月 横浜人形の家開館、社団法人横浜市観光協会（現ビューロー）に無償貸付 2005年11月 市所有人形約3,000体をビューローに無償譲渡 2006年4月 横浜人形の家リニューアルオープン、民間事業者への運営管理業務委託開始 2011年4月 民間事業者への運営管理業務委託（第二期）開始 2014年4月 民間事業者への運営管理業務委託（第三期）開始

（出所）横浜市、ビューローの資料、HPより

表 84 横浜マリインタワーの概要

項目	内容
施設名称	横浜マリインタワー
所在地	横浜市中区山下町15番地
開業年月	1961年1月
土地	市普通財産、敷地面積 3,680.72 m ²
建物	市普通財産、低層部鉄骨鉄筋コンクリート造4階建、塔体部鉄骨造高さ106m、延床面積 4,389.07 m ²
管理運営	建物を民間事業者に10年の定期賃貸借

（出所）横浜市、ビューローの資料、HPより

（2）事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	48,932	37,828	32,931
決算額	28,952	37,170	29,669

（注）平成25年度事業費の財源：その他 35,979千円（土地建物貸付収入）、横浜市一般財源△6,310千円。なお、平成23年度は震災の影響による工事の設計・着工の遅れで繰越額が生じている。

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
需用費	5,153	横浜マリンタワー修繕料、横浜人形の家修繕料
委託料	1,584	横浜マリンタワー貸付料調査業務委託、横浜人形の家設備保守点検業務委託
負担金、補助及び交付金	22,931	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー補助金(横浜人形の家)
合計	29,669	

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果)

市はビューローの横浜人形の家運営事業に対して補助金(以下の8. 観光施設維持管理費では、補助金は横浜人形の家補助金を示すものとする。)を交付している。平成 25 年度のビューローの実績報告では補助金の決算額が次表のように記載されている。詳細な収支計算書はなく、横浜人形を家の収支決算がわかりやすく報告されているとはいえない。

表 85 横浜人形の家補助金の実績報告(平成 25 年度) (単位:円)

項目	決算額	うち市補助金
人形の家運営費	24,908,538	18,731,000
消火用ハロンガス点検	2,200,000	2,200,000
観光案内機能	2,000,000	2,000,000
計	29,108,538	22,931,000

実績報告の記載のみの場合、予算との対比がなされておらず、予実分析ができない。また、人形の家運営費の詳細が記載されていない。さらに、市補助金以外の財源の内容が不明であり、人形の家事業からの収入の存在もわからない。

なお、ビューロー全体の決算書では収支の詳細が記載されているが、それをもって補助金の収支決算の内容が説明されているとはいえない。ビューロー全体の決算書の中で人形の家が区分して示されている(次表)。しかし、正味財産増減計算書と収支計算の違いはあるものの、補助金実績報告の決算額との関係を理解することは難しく、ビューロー全体の決算書が補助金実績報告の説明資料とはならない。

これについては 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ②補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果) と同様であるため、記載を省略する。

表 86 横浜人形の家に係る平成 25 年度正味財産増減計算書内訳書抜粋（単位：円）

科目	予算	決算
経常増減の部		
(1)経常収益		
事業収益	100,000	800,109
受取補助金等振替額	22,931,000	15,000,000
受取寄付金		5,900,000
経常収益計	23,031,000	21,700,109
(2)経常費用		
給料手当	5,837,000	7,122,321
臨時雇賃金	2,900,000	2,384,380
法定福利費	1,627,000	1,341,094
福利厚生費	40,000	22,856
以下、経常費用詳細記載省略		
経常費用計	23,632,000	21,809,512
当期経常増減額	△601,000	△109,403

(出所)ビューロー資料により作成

②補助金の収支決算報告の正確性について(監査の結果)

ビューローにおいて、収支決算報告のもととなる事業費支出明細や支出根拠資料を確認したところ、次のような問題が見られた。

第一に、実績報告で記載されている消火用ハロンガス点検 2,200 千円の実際の執行額は 1,827 千円であり、実績報告の記載は正確ではない。また、2,200 千円と 1,827 千円の差額 373 千円は人形の家運営費の直接経費に充当されているとのことだが、その経費を特定できない。他の経費に流用したのであれば、そのことがわかるように報告する必要がある。

第二に、横浜人形の家運営費で電気使用料負担額が71千円ほど過大に計上されている。横浜人形を家の運営はビューローが運営管理者に委託して行っているが、ビューローは直接専有している面積分の電気使用料を毎月、運営管理者を通じて支払っている。通常は各年度12か月分の電気使用料が計上されるが、平成25年度は運営管理者との委託契約の最終年度であり、運営管理者に支払うべき電気使用料をすべて含めるため、13か月分の電気使用料を平成25年度の実績としている。1年間に発生した費用の計上としては正確ではない。

第三に、人形の家運営費のうち、補助金額分の 18,731 千円については、予算額がそのまま決算額となっている。

人形の家運営費は直接・間接の人件費及び直接・間接の経費で構成されている。そのうち、直接経費は実際の支出額の積み上げであるが、そのほかの直接人件費＋間接人件費＋間接経費(以下、「事業推進費」という。)については補助金予算額と同額である。

事業推進費の補助金予算額は後述のように、人形を家の運営に関わる予定職員数と平均人件費予算を掛け、さらに間接経費等の予算を各事業に配賦して算定される。その補助金予算額が補助金決算額と同額であるとともに、人形の家運営費の一部を構成しているということは、人

形の家運営費の一部及び補助金の決算額が予算額のままであり、人件費や経費の実績を反映していないことになる。補助金額自体は予算に基づいて算定された金額がそのまま決算額となることもありうるが、少なくとも補助対象事業全体の収支は実績決算額とする必要がある。

補助金に係る収支決算報告は、対象となる事業の実際の収支について、根拠に基づき正確に行う必要がある。

③補助金の事業推進費の算定について(監査の意見)

補助金の対象は、消火用ハロンガス点検と観光案内機能等の直接経費以外は事業推進費である。ビューローにおける市補助金用の事業推進費の算定手順は次のとおりである。

表 87 ビューローの事業推進費の算定手順

算定手順	人形の家に関する算定結果 (平成 25 年度)
1)ビューローの全職員(市派遣職員を除く、以下同様)のうち、各事業に直接的、間接的に関わる人数を設定する。	2.65 人
2)ビューローの職員の平均人件費を算出する。	約 6,645 千円
3)各事業の職員人件費を算出する。	約 17,611 千円
4)管理部門人件費の一部を各事業に配賦する。	約 325 千円
5)管理部門経費の一部を各事業に配賦する。	795 千円
6)3)～5)を合計する。	18,731 千円

(出所)ビューロー資料より作成

算定手順には、各事業に関わる職員数の設定や管理部門の人件費・経費の配賦など、必ずしも算定ルールが明確ではなく、算定者の裁量に任されている部分が見られる。

これについての意見は、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ③補助金の事業推進費の算定について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

④補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)

市は、補助金の実績報告に際して、領収書等の支出根拠資料の提出を求めている。

これについての意見は、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ④補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

⑤ 横浜人形の家管理・運営に関する全体収支の報告について(監査の意見)

横浜人形の家設置されている観光案内所の経費に対する補助金は、横浜人形の家補助金と横浜おもてなし事業からの補助金で構成されている(約2分の1ずつ)。そのため、横浜人形の家補助金の実績報告に、横浜人形の家設置されている観光案内所に係る経費や補助金が

すべて含まれるわけではない。

また、横浜人形の家の一業務はビューローから運営管理者に委託して行われている。原則として、運営管理者は横浜人形の家の入館料収入や駐車場収入等を自らの収入として収受し、その範囲内で業務を行うことが求められており、ビューローから運営管理者に委託料は支払われない。したがって、横浜人形の家に係る収支のうち、運営管理者分はビューロー側の収支としては計上されず、補助金対象事業の収支決算として市にも報告されないことになる。

次表は、横浜おもてなし事業に係る補助金や経費、及び運営管理者の収支を含めて、横浜人形の家に係る全体収支を試算し、横浜人形の家補助金の実績報告の決算額と比較したものである。収支規模は横浜人形の家補助金に比べて約 3.3 倍に拡大し、総支出や総収入に対する市補助金の比重は8割程度から 26%に大きく低下している。

横浜人形の家補助金の交付先はビューローであり、ビューローで計上された収支を実績報告の対象とすること自体は間違いではない。また、運営管理者の収支状況は別途、市にも報告されている。

ただし、本補助金の目的は、ビューローの総合的助言や指導、人形の管理や保存などの業務を支援することによって、横浜人形の家適切な管理・運営を促し、その設置目的を達成することであると考えられる。

そうであれば、市は、本補助金の収支決算報告とは別に、横浜人形の家全体収支についても毎年度報告させ、入館者数などの実績の評価や次年度以降の補助金交付金額の算定、横浜人形の家在り方の検討などに資することが望ましい。

表 88 横浜人形の家に係る全体収支試算(平成 25 年度) (単位:千円)

		収支決算報告	比率	全体収支試算	比率	摘要
収入	自主財源	6,177	21%	70,224	74%	
	人形の家収入	—	—	51,242	54%	ビューロー+運営管理者
	その他	—	—	18,982	20%	同上
	市補助金	22,931	79%	25,183	26%	
	観光施設維持管理費	22,931	79%	22,931	24%	
	横浜おもてなし事業	—	—	2,252	2%	
	計	29,108	100%	95,407	100%	
支出	運営管理者支出	—	—	70,333	74%	
	ビューロー支出	29,108	100%	25,074	26%	
	直接経費	4,200	14%	6,343	7%	
	人件費、間接経費	24,908	86%	18,731	20%	
	計	29,108	100%	95,407	100%	

(出所)ビューロー資料より作成

- (注) 1. 「収支決算報告」はビューローから市に提出された横浜人形の家補助金決算報告を収支の形式に整理したもの。「全体収支試算」は横浜おもてなし事業の補助金や、ビューローが管理運営を委託している運営管理者の収支を含む横浜人形の家全体の収支を試算したもの。
2. ビューローと運営管理者間の取引は相殺済み。
3. 市有土地・建物貸付料免除分及び施設維持管理に係る市直接支出分は考慮していない。

⑥ 補助金交付要綱の見直しについて(監査の意見)

横浜人形の家補助金は、「横浜市「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー」補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。

市は、前述①、③～⑤に関連して、収支決算報告の在り方(収支決算書の書式等)や事業推進費の算定ルール、支出根拠資料の提出や確認、横浜人形の家全体の収支の報告など、補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。

⑦ 横浜人形の家との在り方と整合した補助金交付について(監査の意見)

横浜人形の家の入館者数は、開館直後の昭和62年度の71.1万人をピークに減少しつづけ、平成11年度には20万人を下回る水準になっている。平成18年度のリニューアルオープン後、運営管理者への委託が開始され、平成19年度には一時的に25万人まで回復したが、翌年度以降再び20万人を下回り、ここ3年間は5～6万人(有料入館者のみ)の入館者数にとどまっている。

入館者数が少ないと、運営管理者も入館料収入等で施設の管理費や運営費をまかなえなくなる。平成23年度から3年間、運営管理者はビューローからのさまざまな支援を受けつつも、その収支は各年度1千万円前後の赤字となっている。

平成26年度から新たな運営管理者との委託契約が開始された。その契約書には、契約の意義として、経営の独立採算を念頭に置いた自主・自立の運営管理を目指し、民間事業者たるノウハウを活用し、多様で広範なネットワークや集客企画アイデアにより施設の活性化を図り、魅力ある施設を実現することであると記されている。また、設置目的、運営管理者の指定の意義及び運営管理者が行う業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとするとの記載もある。

運営管理者に対して、入館者数の増加等に向けた取組を行い、独立採算を維持し、さらには施設の活性化を図るように求める一方で、横浜人形の家との設置目的といった公共性を尊重することも求めている。

山下公園に近接した立地などを考慮して横浜人形の家を集客の拠点とし、過去のにぎわいの再現を図る意図は否定されるものではない。ただし、もともと、横浜人形の家に所蔵されている人形の展示だけでは、集客力あるいは収益性が高くない。さまざまな企画展やイベント等を積み重ねて入館者数を確保している状況である。平成25年度の収入構成も入館料収入は22.5%であり、中心となるのは入館者だけの利用ではない駐車場の収入(52.6%)である。

今後、ビューローや運営管理者の運営次第では、入館者数を増やせる可能性はある。しかし、集客や収益性の追求と公共性の尊重は相いれない部分がある。集客や収益性を追求していくと、市に人形コレクションが寄贈された経緯やそれを受けて市が開館した横浜人形の家との設置目的から外れていく可能性も出てくる。たとえば、平成26年度に実施された坂本龍馬展は必ずしも人

形と関わりの深い企画展とはいえない。

平成18年度から運営管理者への委託が開始されたが、運営管理者に企画展の企画・実施をある程度自由に任せる場合や収蔵された人形の展示を中心とする場合など、運営方針が集客と公共性の間で揺れている様子がうかがえる。

横浜人形の家潜在的な可能性を引き出すために試行錯誤することはある程度やむを得ないが、補助金など市の財政支出にあたっては、一定期間、一貫した横浜人形の家在り方と整合した形とする必要がある。

例えば、イベントや広告宣伝に費用をかけて集客を図る「人形テーマパーク」と、人形の収集、収蔵、調査研究、展示を中心とする「人形博物館」では目指すべき目標が異なる。料金や開館日・時間、企画展などの営業内容や必要な人材、運営体制など、目標達成に向けた手段も異なってくる。その結果、収入や費用の規模や構成が大きく変わってくるとともに、実績は異なる指標や目標値に基づき評価されることになる。

目標が明確に設定されないと、その手段が効果的なものかどうか、それに対する財政支出が適正かどうか判断できない。

市及びビューローは、まず、今後の横浜人形の家在り方について検討し、方向性や目標を定めることが必要である。そして、その目標を効果的に達成するための手段を各年度の運営方針や運営体制として具体化していくことになる。市からの財政支出はそれらと整合し、目標の達成をうまく促すものであるかどうか、目標達成に対して効果的であったかを慎重に検討して行うことが重要である。

9. 海外集客プロモーション事業

(1) 事業の概要

アジア 7 地域(羽田空港に国際定期便が就航している中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア)を主な対象として、横浜の観光地としての知名度向上やツアー造成につながるようなプロモーションを実施することにより、横浜への集客増加を図る。平成 25 年度は次のような事業を行っている。

① 海外現地プロモーション等

タイでの現地セミナー開催、中国旅行博への出展のほか、対象 7 地域でのガイドブックで横浜がどのように取り扱われているかの分析を行った。

② 海外誘客セールス等

東南アジアフェイスブックキャンペーン、韓国の音楽グループ招聘による韓国プロモーション等をビューローへの補助により実施した。

③ 海外メディア等招聘事業

メディア招聘、広告宣伝ツールの作成、旅行博への出展、旅行商品造成のためのキーパーソンの招聘等をビューローへの補助により実施した。

④ 海外向け情報発信

インターネットで英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)の情報サイトの運営等をビューローへの補助により実施している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	97,886	59,500	73,485
決算額	95,310	58,515	51,602

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	45,636	ビューロー等への補助金
委託料	5,028	タイでの横浜観光セミナー等業務委託
その他	938	
合計	51,602	

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金実績報告書の記載もれについて(監査の結果)

海外集客プロモーション事業についてビューローから提出された実績報告書で、執行額は以下のように報告されていた。

表 89 海外集客プロモーション事業補助金の実績報告

(単位:円)

項目	執行額	補助金交付額
ビジットジャパン地方連携事業等を活用としたプロモーション	5,427,161	5,427,161
横浜・箱根・鎌倉によるインハウント誘客連携強化	1,004,699	1,000,000
重点地域からのキーパーソン招聘	2,516,547	2,500,000
現地セールス活動	2,006,180	2,000,000
ブランディング事業	321,844	0
セールスツール作成	1,000,000	1,000,000
海外誘客事業管理推進費	26,411,148	26,411,148
事業費総額	44,922,048	38,338,309
うち横浜市補助金	44,338,309	
自主財源	583,739	
執行残額		0

(出典:実績報告書)

(注) 表中内訳には「インターネット情報発信」分が表示されていないが、執行額の事業費総額やその財源はそれを含む金額であるため、整合していない箇所がある。

この実績報告書では、事業費総額の金額とその上の行までの合計が一致していない。ビュー

ローにて実績報告書の根拠資料として事業費支出明細等を確認したところ、ビューローでの海外集客プロモーション事業の内訳には細事業として「インターネット情報発信 6,234,469 円」が集計されており、これが市に提出する実績報告書に記載されていなかった。所管課は、不正確な実績報告書にもとづいて、ビューローへの交付金を支払ったことになる。支払前に内容を十分に調査し、記載もれについてはビューローに対し訂正を求めなければならない。

② 補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果)

実績報告書上、海外誘客事業管理推進費以外の項目については実施時期や業務量の詳細がある程度記載されているが、横浜観光プロモーション認定事業等と同様、事業費総額の 58.8%を占める管理推進費について詳細な内容が不明である。これについては 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ②補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果) と同様であるため、記載を省略する。

③ 海外集客プロモーション事業補助金収支決算報告の正確性について(監査の結果)

海外集客プロモーション事業について、ビューローにおいて実績報告書の収支決算の根拠資料として事業費支出明細や証憑類を確認したところ、次のような問題が見られた。

表 90 海外集客プロモーション事業費支出明細の問題点

ア 他の事業との按分基準が不明なもの			
事業コード	勘定科目	金額(円)	内容等
015	委託費	1,000,000	コンベンション誘致及び訪日外国人誘客用動画製作業務委託費。委託費総額 4,893 千円のうち本事業で 1,000 千円、MICE 誘致・開催支援事業で 3,893 千円を支出している。予算段階では 1:4 とする予定であったが支出額は 1:4 の比例配分でない。
イ 共通経費として一定の基準により按分すべきもの			
012	印刷製本費	232,744	ビューロー全体で使用するコピー機パフォーマンスチャージ 9 月分、10 月分。共通経費として全事業に按分すべき

これらの問題点に関する指摘事項は 3. 国内誘客事業 (3)監査の結果及び意見 ②国内誘客事業補助金収支決算報告の正確性について(監査の結果) と同様であるため、記載を省略する。

④ 支払証憑の保管について(監査の結果)

ビューローにおいて海外現地セールスのため海外出張を行っている。これに要する旅費交通費を出張旅費請求書に基づいて支払っているが、航空券、宿泊代の領収書が保管されてい

いもの(いずれもタイ往復二人分)があった。領収書は支払金額の正確性を担保する証憑として重要であるから、もれなく保管しておくことが必要である。

⑤ 補助金の事業推進費の算定について(監査の意見)

海外集客プロモーション事業補助金の対象は、②補助金実績報告書の記載の十分性について に記載したとおり補助金と管理推進費(以下、「事業推進費」という。)である。ビューローにおいて事業推進費の算定手順は次のとおりである。

表 91 ビューローの事業推進費の算定手順

算定手順	本事業に関する算定結果 (平成 25 年度)
1)ビューローの全職員(市派遣職員を除く、以下同様)のうち、各事業に直接的、間接的に関わる人数を設定する。	3.75 人
2)ビューローの職員の平均人件費を算出する。	約 6,645 千円
3)各事業の職員人件費を算出する。	約 24,921 千円
4)管理部門人件費の一部を各事業に配賦する。	約 439 千円
5)管理部門経費の一部を各事業に配賦する。	1,125 千円
6)3)～5)を合計する。	26,486 千円

この算定手順についての意見は 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ③補助金の事業推進費の算定について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

⑥ 補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)

市は、海外集客プロモーション事業補助金の実績報告に際して、領収書等の支出根拠資料の提出を求めている。これについての意見は、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ④補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)と同様であるため、記載を省略する。

⑦ 補助金交付要綱の見直しについて(監査の意見)

海外集客プロモーション事業補助金は、「横浜市」公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー」補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。

市は、前述①～⑥に関連して、収支決算報告の在り方(収支決算書の書式等)や事業推進費の算定ルール、支出根拠資料の提出や確認など、補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。

10. MICE 誘致・開催支援事業

(1) 事業の概要

MICE(マイス)とは、Meeting(企業等の会議)、Incentive Travel(企業等の行う報奨・研修旅行)、Convention(国際機関・学会等が主催する総会、学術会議等)、Event あるいは Exhibition(イベント・展示会・見本市)の頭文字を表し、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称である(「横浜市中期4か年計画横浜版成長戦略」より)。

本事業は、MICEの誘致及び開催支援のための各種施策を実施し、MICE開催都市としての機能を強化することにより、横浜の特色を活かした国際的なMICE拠点都市の確立を目指すものである。

また、「横浜ならでは」のイベントに対して事業支援を行うことにより、横浜のイメージアップ及び集客を図るとともに、市が参画または後援等を行う集客イベントの開催に対して、負担金・補助金の交付などの事業支援を実施している。

横浜市における平成25年の国際会議開催実績(参加者50人以上かつ日本を含む3か国以上)は目標220件に対して226件、総参加者数は228,559人、うち中大型は目標61件に対して45件であった(JNTO統計)。また、MICE・観光集客等イベント支援の集客は目標505万人に対して、実績は495万人(MICE支援45万人、観光集客支援277万人、その他173万人)であった。

① コンベンション誘致(平成25年度決算額49,959千円)

市及びビューローがコンベンションの誘致活動を行っている。

市は、コンベンション誘致に係る負担金を2件、4,300千円交付するとともに、大型国際コンベンション誘致助成金交付要綱に基づき、国際学会の開催1件に対して2,000千円の助成を行っている。また、市はビューローのコンベンション誘致活動に対して補助金を交付している。

② MICEの新たなターゲットの発掘(同872千円)

現在MICEの主力ターゲットとしている国際会議(C)以外の企業ミーティング(M)やインセンティブ(I)といった新たなターゲットに関して、経済波及効果等の調査業務を委託して実施している。

③ MICE開催支援(同19,750千円)

ビューローは、地元事業者から調達した物品やサービスの現物支給を行う横浜MICE開催応援プランを実施している。市はビューローの当該制度に補助金を交付している。平成25年度の支援件数は57件である。

④ 主要ターゲットに向けたプロモーション活動(同 4,500 千円)

主要ターゲットの誘致力強化のために、プロモーション動画の制作、WEB サイトの改訂を行っている。

⑤ アフターコンベンションの促進(同 987 千円)

新規アフターコンベンションメニューの拡充を行っている。

⑥ MICE を活用した次世代育成(同 3,643 千円)

コンベンションの開催を契機とした次世代育成を行っている。平成 25 年度は2件実施している。

⑦ MICE・観光集客等イベント支援(同 94,500 千円)

イベントを主催する実行委員会等と市の協定等に基づき、9 の実行委員会等に対して、77,500 千円の負担金を交付している。また、大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱等に基づき、6 件の集客イベントに対して、7,100 千円の補助金を交付している。

さらに、ビューローの MICE・観光集客等イベント支援の活動に対して、補助金を交付している。

⑧ 事務費(同 2,651 千円)

MICE 誘致・開催支援事業を実施するための事務費を計上している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	152,952	173,076	190,805
決算額	134,734	161,301	176,863

(注)平成 25 年度事業費の財源:横浜市一般財源 176,863 千円(100%)。なお、平成 23、24 年度は「コンベンション誘致・開催支援事業」と「集客イベント支援事業」の合計。

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
報償費	85	
旅費	1,058	
需用費	570	
役務費	472	
委託料	3,919	グローバル MICE 戦略都市「外部コンサルタントを活用したマーケティング高度化事業」業務委託、MICE 経済波及効果調査業務委託
使用料及び賃借料	1,633	会場使用料
負担金、補助及び交付金	169,124	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー補助金、横浜スパークリングトワイライト 2013 実施負担金、ザよこはまパレード実施負担金 他
合計	176,863	

(3) 監査の結果及び意見

① 負担金・補助金の交付先決定の根拠について(監査の意見)

市は、横浜市中期4か年計画の横浜版成長戦略として「観光・創造都市戦略～観光・MICE・創造都市よこはまの確立」を掲げ、その中で MICE 誘致・開催支援を主な施策と位置づけている。

それに伴い、従来のコンベンション誘致・開催支援事業と集客イベント支援事業を平成 25 年度に MICE 誘致・開催支援事業として統合し、また、MICE 機能強化等事業から横浜 MICE オープンカレッジを移管している。さらに、平成 26 年度は MICE 施設管理等事業も移管されている。その結果、MICE 誘致・開催支援事業は予算・決算額が拡大してきている。

平成25年度決算額の95.6%は、ビューローや国際会議、イベント等に対する負担金、補助金である。そのうち、ビューローへの補助金に関する意見は別途、記載するため、本意見の対象外とする。

平成 25 年度の負担金・補助金の交付先は 19 件(負担金 12 件、補助金 7 件)である。そのうち 15 件は過年度から継続しており、平成 25 年度に新規に交付されたのは4件である。

表 92 MICE 誘致・開催支援事業の負担金、補助金交付先一覧(H25) (単位:千円)

	H22	H23	H24	H25	市負担・補助率	交付先	内容
負担金		○	○	○	—	社団法人横浜青年会議所	サマーコンファレンスウェルカムレセプション負担金
		○	○	○	—	ヨコハマモシツヨ実行委員会	ヨコハマモシツヨ実施負担金
			○	○	—	フォト・ヨコハマ実行委員会	フォト・ヨコハマ実施負担金
				○	—	横浜セントラルタウンフェスティバル実行委員会	横浜セントラルタウンフェスティバル実施負担金
	○	○	○	○	—	国際仮装行列実行委員会	ザよこはまパレード実施負担金
				○	—	J-Pop Culture Festival in YOKOHAMA 実行委員会	ヨコハマカワイイパーク実施負担金
	○	○	○	○	—	横浜開港祭協議会	横浜開港祭実施負担金
			○	○	—	横浜スパークリングトワイライト実行委員会	横浜スパークリングトワイライト実施負担金
	○	○	○	○	—	ワールドフェスタ・ヨコハマ実行委員会	ワールドフェスタ・ヨコハマ実施負担金
		○	○	○	—	独立行政法人国際観光振興機構	MICE推進事業協賛金
		○	○	○	—	日本高等学校吹奏楽連盟	本市共催行事(第14回全日本高等学校吹奏楽大会歓迎レセプション負担金)
			○	—	一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会	本市共催行事(「CEDEC2013×クリエイター育成横浜キャンプ」負担金)	
計	20,800	23,000	65,450	87,052	24.4%		
補助金	○	○	○	○	—	ヨコハマ大道芸実行委員会	集客イベント(横浜市大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱)
	○	○	○	○	—	ディワリンヨコハマ2013実行委員会	集客イベント(横浜市大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱)
	○	○	○	○	—	野毛大道芸実行委員会	集客イベント(横浜市大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱)
	○	○	○	○	—	新横浜パフォーマンス実行委員会	集客イベント(横浜市大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱)
	○	○	○	○	—	みなとみらい21大道芸実行委員会	集客イベント(横浜市大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱)
	○	○	○	○	—	公益社団法人日本青年会議所	集客イベント(サマーコンファレンス補助金交付要綱)
				○	—	第28回国際化学療法学会組織委員会	横浜市大型国際コンベンション誘致助成金(横浜市大型国際コンベンション誘致助成金交付要綱)
	○	○	○	○	—	(公財)横浜観光コンベンション・ビューロー	コンベンション開催誘致支援(横浜観光コンベンション・ビューロー補助金交付要綱)
計	68,488	74,054	78,331	86,772	25.2%		
件数計	11	14	16	20			
金額計	89,288	97,054	143,781	173,824			
指数	59	56	83	100	※指数は H25 金額=100 とするもの		

(出所) 市資料より作成

- (注) 1. 市担当課では個別の負担金や補助金の交付額は公表しない方針であるため、交付が有ることのみを○印で示している。H22～H24 欄は H25 と同一の交付先に交付している場合、○印を記載している。
2. 負担金と補助金の区別は H25 のものであり、H22～H24 については同一交付先でも負担金ではなく補助金となっている場合がある(補助金を網掛けしている)。
3. 負担金、補助金の金額は MICE 誘致・開催支援事業を中心に文化観光局分のみである。
4. 「国際仮装行列実行委員会」と「横浜開港祭協議会」の H25 の金額には、それぞれ、アフリカ開発会議

横浜開催推進事業の負担金が2,000千円と2,700千円含まれている。したがって、表中の金額計はMICE誘致・開催支援事業の負担金、補助及び交付金の決算額よりも4,700千円大きくなっている。

5. 市負担・補助率＝H25 市負担金・補助金／交付対象事業支出計(次年度繰越金を除く)×100。ただし、H25 市負担金・補助金は文化観光局分のみであり、他局分は含めていない。

負担金は交付先と締結した協定書に基づき交付され、補助金は交付要綱に基づき交付されている。ただし、負担金や補助金の交付先の決定については、「本市ならでは」という基準があるものの決定理由が必ずしも明確ではない。

市内で開催される、ある程度集客力のあるイベントは数多くある。市の関わりは本事業以外の他の事業、あるいは文化観光局以外の他局の関与も幅広く想定されるとともに、財政負担だけでなく、市長等のあいさつや情報提供など多様な支援の形態がある中で、本事業の負担金・補助金の交付先を19件とした経緯はわかりづらい。

負担金は市が共催するイベントに対して交付されるが、なぜこれらのイベントが市の共催となり、本事業の対象となったのか、たとえば、歓迎レセプションへの交付がなぜこの2件であるのか、協定書だけではわからない。

一方、補助金は交付要綱で交付対象の要件が定められている。次表の大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱では、おおむね1万人以上の集客力、横浜の魅力を存分に活かした「横浜らしい・横浜ならでは」のものとされているが、交付先を限定する要件としては弱く、選定には一定の判断が必要となる。対象となりうるイベントがどの程度検討の俎上に上り、どういう基準や経緯で選定されたかについて明確とは言い難い。

なお、横浜大型国際コンベンション誘致助成金交付要綱に基づく補助金(平成25年度1件)は、単年度のみ助成であり、また、補助対象等の要件も具体的かつ定量的であるとともに、審査委員会での審査など交付決定過程も明らかとなっている。

表 93 横浜市大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱(抜粋)

項目	内容
目的	・広く横浜市内外から誘客を図り、横浜の賑わいづくりを通じて経済振興に寄与することを目的として、「横浜らしい・横浜ならでは」の大規模集客イベントを実施する団体に対し、その実施経費を補助する
補助対象	・横浜市内で開催される大規模集客イベント ・話題性が高く、集客力(おおむね1万人以上)のあるもの ・横浜の魅力を存分に活かした「横浜らしい・横浜ならでは」のもの
補助対象経費	・集客イベント実施にかかる広報費及び会場設営費の一部
補助金額	・補助対象事業の支出額の1/2の範囲内

交付先決定の根拠がわかりづらい理由の一つが、交付対象となるイベントについて全体の当中的位置づけが明確ではないためと考えられる。

平成25年3月に市は「中長期 MICE 戦略素案」を作成している。そこでは誘致ターゲット(重点誘致対象)として、経済波及効果の高い中大型の国際会議や医学会議を最優先としつつ、バ

イオ等のライフイノベーション、IT 関連、企業インセンティブなどを挙げている。

しかし、イベントについては、平成 25 年度に従来の集客イベント支援事業を MICE として統合したばかりであり、必ずしも MICE におけるイベントの対象範囲が整理されているとはいえない。市民に長年親しまれたイベントを継続的に支援することも重要であるが、本事業としては、国際的な MICE 拠点都市の確立という目標に対して必要なイベントであるかどうかについても、戦略的に負担金・補助金の交付先を決めていく際の重要な視点である。

現状では MICE 関連といえるイベントの数が少なく、発展途上ではあるが、集客力のあるイベントを幅広く洗い出し、その集客力や性格を整理した上で、その中から本事業として関与すべきイベントを選定することが必要になると考える。

継続的に交付するかどうかについても、長年継続しているという理由だけではなく、国際的な MICE 拠点都市の確立という目的の達成のために継続が必要であるのか、新たに育成すべきイベントとのバランスはどうかなどについて検討した上で、判断すべきである。

負担金や補助金の交付先決定の根拠を明らかにする取組の一環として、MICE のイベントの対象範囲やターゲットを明確にして、個々のイベントを位置づけていくことが求められる。

② 負担金額、補助金額の根拠の説明について（監査の意見）

平成 25 年度の負担金や補助金の個々の交付金額についてみると、負担金は 100 千円から 30,000 千円まで幅があり、補助金は 2,000 千円以内である。過年度から継続している補助金は、ほぼ同程度の交付額が続いている。

また、交付対象事業費に占める市負担金や市補助金の割合（以下、「市負担率、市補助率」などという。）は、1.7%～100%であり、イベントによりさまざまである。市が全額負担しているイベントもある。また、同じ大道芸でも、ヨコハマ大道芸と野毛大道芸、大道芸みなとみらいでは市負担率が異なる。

大規模集客イベント開催事業費補助金交付要綱等では、各イベントの支出額の 1/2 の範囲内という上限は定められているが、あとは個別に判断され、あるいは交付先との交渉により金額が決定されている。

負担金や補助金の金額や比率が多様であり、また、同程度の補助金額が継続していることから、金額の決定は客観的な判断の結果であるのか、見直しの余地はないのかなどの懸念が生じる。

判断や交渉時に基準となるのは、まずは、①で提案したように各イベントの位置づけである。各イベントの集客力や特性を踏まえて判断することが必要となる。

次に、各イベントを実施するために必要となる事業費と収入の見込みである。実際にどの程度の財政支出がないと成立しないのかについて正確に把握することが必要となる。単に交付予定先からの収支見通しを鵜呑みにするのではなく、根拠に基づく正確な事業費の見積もりとなっているか、削減努力はどの程度盛り込まれているか、自主財源を確保する最大限の取組が前提となっているか、継続交付の場合、前年度の課題に適切に対応する内容となっているかなど、必

要なチェックを行う必要がある。

特に、補助金は一時的な助成により民間の活動を促進し、市の施策目的を達成しようとするものであるため、一般的に長期の継続的な交付は想定されない。したがって、交付先の自立に向けた計画的な取組の状況を併せて評価していくことが重要である。

これらの手続きは、本事業の予算編成時等に各イベントへの負担金や補助金の積み上げにおいて当然行われているはずであるが、決定された金額のみを見る第三者にはわかりづらい。

たとえば、平成 25 年度に市が適正な手続きにて補助金を支出した後に、野毛大道芸実行委員会において不正経理が見つかった。市は本事業で補助金を交付していたため、担当課は状況の把握や関係資料の確認などを行っている。その結果、市補助金の収支決算外であったため、平成 25 年度の補助金交付自体は問題ないと判断した上で、実行委員会で不正があったことは事実であることから、平成 26 年度の補助金額を減額している。ただし、平成 26 年度の交付関連文書でその減額の理由がわかりやすく説明されているわけではない。

また、イベント関連の予算は他の事業に比べて予算の積み上げが難しい面があるのではないかと推測される。次表で3年間の当初予算の執行状況をみると、100%～130%程度とかなり振れ幅が生じている。予算残や予算超過にはそれぞれ事情が見られるが、予算の正確な積み上げが難しく、実施段階での柔軟な対応も要求されるといったイベントの特性に起因する部分もあると推測される。

金額の根拠や算出過程に関する情報をどの程度詳細に記録すべきかについては議論の余地はあるものの、何らかの形で整理して記載し、負担金や補助金の金額あるいは負担率、補助率の設定の妥当性について、第三者にもある程度説明できるようにしておくことが望ましい。特に、継続交付イベントについては、毎年度、交付金額をゼロベースで見直した状況を記録した方がよいと思われる。

表 94 MICE 誘致・開催支援事業の当初予算執行率 (単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	152,952	173,076	190,805	208,051
コンベンション誘致・開催支援事業	106,152	120,876	—	—
集客イベント支援事業	46,800	52,200	—	—
決算額	134,734	161,301	176,863	—
コンベンション誘致・開催支援事業	87,270	91,817	—	—
集客イベント支援事業	47,464	69,484	—	—
当初予算執行率(決算額/予算額)	88.1%	93.2%	92.7%	—
同コンベンション誘致・開催支援事業	82.2%	76.0%	—	—
同集客イベント支援事業	101.4%	133.1%	—	—

(注) 平成 23、24 年度は統合前の2事業の当初予算執行率を記載。

③ 負担金・補助金の収支決算報告と根拠資料について(監査の意見)

負担金と補助金は、事業終了後、交付先から事業報告書とともに収支決算書を提出させてい

る。市はこの内容を検査し、負担金や補助金の執行状況を確認している。

イベントの中には収支決算書の記載を改善する余地のあるものが見られた。たとえば、「ヨコハマカワイイパーク」の支出は運営費、協力金、運営・広報費の3項目のみであり、もう少し詳細に支出内容を記載することが望ましい。「新横浜パフォーマンス」は収支決算の内容は詳細であるが、予算と照合できる形で整理されていない。また、「横浜セントラルタウンフェスティバル「Y154」」の収支決算書の支出内訳の金額は予算内訳とはほぼ同額であり、実績を積み上げているのか疑問が生じる。さらに、負担金が交付されているイベントの1つの収支決算書では、決算額と比較されている予算額は検討途中のものであり、確定した予算額が正しく記載されていなかった。

支出内容が詳細でない、あるいは予算と正確に対比されていないと、支出の妥当性、計画からの変更や流用をチェックできない。

また、収支決算書の支出金額を裏付ける領収書等の根拠資料については、負担金の場合、提出されている場合と提出されていない場合がある。「ザよこはまパレード」や「横浜開港祭」のように概算払いで支出され、収支決算で精算が必要となるものについては負担金額分の領収書等が提出されている。

それに対して、「横浜スパークリングトワイライト 2013」や「フォト・ヨコハマ 2014」のように前金払いで支出され、精算を要しないものについては領収書等の根拠資料の提出を要求していない。今回、根拠資料を求めているイベントの一つについて、交付先の根拠資料を確認したところ、根拠資料としての請求書は存在するものの、その計算過程に誤りのあるものが見られた。根拠資料として利用できないというわけではないが、交付先のチェックが十分でなかった可能性がある。

一方、補助金についてはすべて支出根拠資料を提出させているが、「野毛大道芸」や「大道芸みなとみらい」では振込受付票が提出されている。振り込んでいるという支出の事実はあるが、支出の用途がわからず、補助対象経費に該当するかの判断ができない。

収支決算書及びその根拠資料は負担金や補助金の執行内容の適正性を確認する書類であり、また、翌年度も継続交付する場合には次年度の交付申請の妥当性を判断する根拠ともなる。市は負担金や補助金の検査を適切に行うために、交付先に対して、収支計算書を適切な形式や詳細さで記載し、また、適切な支出根拠資料を提出するように指導する必要がある。

負担金の前金払いのケースについても金額的に重要な場合は、その用途の妥当性を確認するために、根拠資料を提出させることが望ましい。市が共催しているイベントであるため、本来は市も経理事務の責任の一端を担うべきであるが、事務局機能を実行委員会等に任せているのであれば、その事務の妥当性を確認する責任はあるのではないかと考える。協定書では「不正等の支出があれば返還を求めることができる」とあるが、根拠資料まで確認しないと不正等の支出かどうかわからない。

④補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果)

市は、本事業において、ビューローのMICE誘致・開催支援関連事業に対して補助金(以下、「ビューローへの補助金」あるいは「補助金」という。)を交付している。平成25年度のビューローの実績報告では補助金の決算額が次表のように記載されているが、収支決算がわかりやすく報告されているとはいえない。

実績報告の記載のみの場合、予算との対比がなされておらず、予実分析ができない。また、MICE都市横浜のプロモーションの市補助金充当額は合計と内訳が整合していない。さらに、補助金実績の半分以上(54.7%)を占めるMICE誘致・開催支援事業推進費の内容について説明されていない。

なお、ビューロー全体の決算書では収支の詳細が記載されているが、本補助金の対象となる事業が区分されて示されているわけではない。

これについては 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3)監査の結果及び意見 ②補助金実績報告書の記載の十分性について(監査の結果)と同様であるため、記載を省略する。

表 95 ビューローへの補助金の実績報告(平成25年度)

(単位:円)

事業項目	(円)	うち市補助金充当
1)MICE 誘致	7,962,684	7,950,000
トレードショー出展・キーパーソン受入・視察受入、コンベンション誘致活動	3,360,984	3,350,000
国内・市内主催者向けセールス活動	700,000	700,000
コンベンション統計等調査等市場把握	1,001,700	1,000,000
海外ネットワーク拡充	2,900,000	2,900,000
2)MICE 開催支援	19,752,045	19,750,000
応援プランの運営	19,001,095	19,000,000
コンベンションサポーターの活用	750,950	750,000
3)MICE を通じた人材育成	3,000,087	3,000,000
MICE オープンカレッジ 2013 の企画実施	1,000,015	1,000,000
日本地震学会、高校生を対象とした特別公開事業と深海調査研究船「かいれい」の見学会実施	1,000,030	1,000,000
横浜 MICE シンポジウムの企画実施	1,000,042	1,000,000
4)MICE 都市横浜のプロモーション	5,486,842	4,543,404
コンベンション誘致用動画制作	3,893,000	3,893,000
ブランドプロモーション用シール作成	49,140	49,140
コンベンションウェブサイトの改訂	600,264	600,264
プランナーズガイドの改訂(自主事業)	944,438	—
5)MICE 誘致・開催支援事業推進費	42,471,640	42,471,640
計	78,673,298	77,671,640

⑤ビューローへの補助金の収支決算報告の事業費の分類・計上について（監査の意見）

ビューローにおいて、収支決算報告のもととなる事業費支出明細や支出根拠資料を確認したところ、細かい点ではあるが、恣意的な処理ではないかと誤解されかねない箇所が見られた。

ビューローでは、前述の実績報告の項目に沿った形で事業コードが振られ、各支出を事業項目に紐づける処理が行われている。その中で、MICE 部会経費や ICCA 関連経費、海外 MICE コンサル委託料のように同じ目的の支出が複数の事業コードに分けて計上されているケースが見られた。また、振込手数料のように当初管理費として計上され、決算時にその一部だけが本事業費として振り替えられているケースがあった。

これらは重複して計上されているわけではなく、また、それぞれの事業コードへの計上や振替にはある程度理解できる理由があるものの、書類上、説明がないため、恣意的な処理と誤解されかねない。

あえて補助金の事業項目ごとの金額に合わせるために事業費を調整する必要はなく、むしろ、各事業項目の正確な事業費を積算し、報告することに主眼を置く必要がある。

⑥ ビューローへの補助金の事業推進費の算定について（監査の意見）

本補助金の対象のうち、半分以上を占める MICE 誘致・開催支援事業推進費は、事業に直接関わる職員の人件費、間接的に関わる職員の人件費及び間接経費からなる（以下、「事業推進費」という。）。ビューローにおける市補助金用の事業推進費予算の算定手順は次のとおりである。また、決算も予算に準じた手順で算出される。

表 96 ビューローの事業推進費の予算算定手順

算定手順	MICE に係る補助金における算定結果(平成 25 年度)
1)ビューローの全職員(市派遣職員を除く、以下同様)のうち、各事業に直接的、間接的に関わる予定人数を設定する。	4.25 人
2)ビューローの職員の平均人件費を算出する。	約 6,645 千円
3)各事業の職員人件費を算出する。	約 28,244 千円
4)管理部門人件費の一部を各事業に配賦する。	約 491 千円
5)管理部門経費の一部を各事業に配賦する。	約 1,275 千円
6)3)～5)を合計する。	約 30,010 千円

(出所)ビューロー資料より作成

算定手順には、各事業に関わる職員数の設定や管理部門の人件費・経費の配賦など、必ずしも算定ルールが明確ではなく、算定者の裁量に任されている部分が見られる。また、平成 25 年度はこの算定手順で算出された金額以外に、集客イベント支援として 10,000 千円、MICE 関連活動強化分として 2,500 千円が上乘せされている。市と協議済みではあるが、この上乘せ分の金額の根拠は説明されていない。

この算定手順についての意見は、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3) 監査の結果及び意見 ③ 補助金の事業推進費の算定について(監査の意見) と同様であるため、記載を省略する。

⑦ ビューローへの補助金の横浜 MICE 開催応援プランに係る事務について(監査の意見)

横浜 MICE 開催応援プランでは、コンgresバックやバス借上、看板・横断幕制作費補助など12の支援メニューがある。会議や展示会の主催者は参加者数の規模などに応じて付与されたポイントを使って、支援メニューをビューローに申請できる仕組みとなっている。

特徴は、会議開催等による地域経済への波及効果を目的に、市内事業者からの現物支給によって支援することにある。コンgresバックなど一部メニューではビューローが市内事業者と契約を結んで主催者に提供するが、その他の支援メニューでは、ビューローは主催者に市内事業者を紹介するだけで、主催者と市内事業者の契約となる。そして、その費用の請求だけが市内事業者からビューロー宛になされることになる。

特に現在の仕組みで問題が生じているわけではないが、横浜 MICE 開催応援プランでは関与する市内事業者の拡大が課題となっており、今後新規の事業者との取引が拡大することも想定される。ビューローは直接、契約書等を交わしていない市内事業者に対して債務者となることから、主催者とビューロー、主催者と市内事業者だけでなく、ビューローと主催者、市内事業者の3者間で契約書を交わすなどの対応についても検討の余地があると考えられる。

また、コンgresバックについては、ビューローで受払や在庫の管理が十分ではなく、適時に正確な残数が把握できない状況である。期末には在庫を確認しているとのことであるが、期中で受払や残数の記録を行うなど、適切に在庫管理を行うことが望ましい。

⑧ ビューローへの補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見)

市は、ビューローへの補助金の実績報告に際して、領収書等の支出根拠資料の提出を求めている。

これについての意見は、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3) 監査の結果及び意見 ④ 補助金の収支決算報告の根拠の確認について(監査の意見) と同様であるため、記載を省略する。

⑨ 補助金交付要綱の見直しについて(監査の意見)

ビューローへの補助金は、「横浜市「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー」補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。

市は、前述④、⑥、⑧に関連して、収支決算報告の在り方(収支決算書の書式等)や事業推進費の算定ルール、支出根拠資料の提出や確認など、補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。

11. 新たな MICE 拠点整備検討事業

(1) 事業の概要

MICE施設の機能と質の充実のため、パシフィコ横浜の隣接地であるみなとみらい中央地区20 街区において、民間主体で施設拡充する際の事業の実現性の検証や民間事業者の意向把握のための調査を行っている。

① 整備計画検討業務(平成 25 年度決算額 6,300 千円)

MICE市場の世界的な拡大や横浜での開催需要を踏まえ、必要なMICE施設や周辺基盤の整備計画の在り方について検討を行っている。

② 事業手法検討業務(同 14,857 千円)

民間事業者からの提案募集及び対話結果を受けて、事業スキームについて複数案を検討の上、民間事業者の募集及び選定に必要な項目や実施方針等の検討を行っている。

なお、パシフィコ横浜は、1991 年、民活法(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法)適用の民設民営方式で整備されたコンベンション施設である。施設の概要と所有・運営体制は次表のとおりである。施設の所有・運営は横浜市出資の第三セクターである株式会社横浜国際平和会議場が中心となっている。

図 3 パシフィコ横浜の施設概要と所有・運営

施設名称	概要	土地所有	施設所有	運営主体	
会議センター	大中小約 50 会議室	横浜市	(株)横浜国際平和会議場	(株)横浜国際平和会議場	
ホテル	客室約 600 室			横浜グランドインターコンチネンタルホテル	
横浜国際協力センター	横浜市誘致の国際機関の活動拠点		横浜市(政策局)	(株)横浜国際平和会議場(施設管理業務)	
国立大ホール	国立国際会議場約 5,000 席、マリンロビーに市重要物品のステンドグラス設置	横浜市と国の共有(1/2)	国(財務省)、(株)横浜国際平和会議場(1F マリンロビーのみ)	(株)横浜国際平和会議場	
展示ホール	20,000 m ² 、4分割可能	横浜市	(株)横浜国際平和会議場		
アネックスホール	1,350 m ² 、6 分割可能		横浜市建築助成公社		
みなとみらい公共駐車場	約 1,200 台収容地下駐車場		横浜市(港湾局)		(株)横浜国際平和会議場(指定管理者)
ペデストリアンデッキ、プラザ、臨港パーク等	2 階デッキ、円形広場、船舶発着所、緑地、駐車場		—		(株)横浜国際平和会議場
バス・大型車駐車場	40 台収容大型車駐車場		—		(株)横浜国際平和会議場
20 街区	空地 22,120.48 m ² 、新たな MICE 拠点整備検討事業の検討対象		—		—

(出所)株式会社横浜国際平和会議場アニュアルレポート 2013 より作成

図 4 パシフィコ横浜の施設外観



(出所)株式会社横浜国際平和会議場アニュアルレポート 2013

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	1,242,137	23,901	40,000
決算額	1,242,980	21,737	21,157

(注)平成 25 年度事業費の財源:横浜市一般財源 21,157 千円(100%)。なお、平成 23、24 年度は「MICE 機能強化推進事業」、「MICE 機能強化等事業」の当初予算額、決算額。

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
委託料	21,157	新たなMICE拠点整備に向けた整備計画検討業務委託、新たなMICE拠点整備に向けた事業手法検討業務委託
合計	21,157	

(3) 監査の結果及び意見

① 新たな拠点整備の目的や検討経緯の継続的な共有について（監査の意見）

本事業では、2つの委託により、新たな MICE 拠点整備の整備計画と事業手法の検討が行われている。これを踏まえて、平成 26 年度には事業者の公募が行われ、平成 27 年度に事業者との契約に至る予定である。約5年後の供用開始に向けたスタート段階である。

新たな MICE 拠点整備については、平成 23 年度から具体的な検討が進められている。当初から 10,000 m²程度の多目的ホールや 7,000 m²程度の大中小の会議室、20,000 m²程度の駐車場の必要性が俎上に上っている（次表）。

その背景にあるのは、現状のパシフィコ横浜は稼働率が高く、常に予約で相当程度埋まっているため、年間3～4千件ある問い合わせのうち、4分の1程度しか受け入れることができていないことである。また、コンベンションが大型化しており、展示スペースや会議場が足りなくなるとともに、大型レセプション（着席 2,000 人規模）に対応する施設がないことで、主催者のニーズに応えることができていないことも挙げられている。

パシフィコ横浜の稼働率は、年間平均では 60%程度であるが、開催需要がピークとなる 10 月や 11 月に 8～9割と高くなり、受入れの余地がなくなる。新たに整備予定の多目的ホールは 10,000 m²であり、既存の 20,000 m²の展示ホールの半分程度である。既存の展示ホール並みのコンベンションを誘致して受入れ件数を増やしていくというよりも、施設全体として、より規模が大きく、経済効果の高い大型コンベンションに対応することに主眼があるようである。

市では、展示会等とセットで開催されて参加者が多く、地元経済への波及効果も大きくなる医学系会議を重点的な誘致ターゲットの一つとしている。そのため、展示や会議の施設が規模的に対応可能であるとともに、大型レセプションにも対応できるようにするために、施設整備が検討されてきている。

このような誘致ターゲットを明確にした施設整備の目的については、施設の整備段階だけでなく、運営段階においても重要となる。事業が長期にわたり、また、民間事業者により運営が行われるため、当初設定されていた目的に対する認識が関係者間で薄れていく恐れもある。目的どおりに経済効果の高い大型コンベンションの誘致をはかっているか、収益性を求めて件数の増加や稼働率の向上に傾斜していないかなど、継続的に確認する必要がある。

今後、施設整備の検討の際に掲げた当初目的を定期的に確認し、関係者で共有しつつ進めることが重要である。

一方、事業方式の検討も行われている（次表）。その結果、多目的ホールや会議室、荷捌き駐車場等の MICE 施設は歩行者デッキ等を含めて PFI 事業方式（BTO）で行い、併設されるホテル等の収益施設は民間収益事業として行われることとなっている。MICE 施設等の PFI 事業は施設的设计・建設、維持管理のみであり、運営に関しては別の PFI 事業者が選定される予定であ

る。

平成 25 年度の委託調査報告書では、公共事業として施設整備を発注するケース(公共発注)との比較で、PFI 事業が優位であるとされている。

公共発注(普通財産)の場合は市債発行による資金調達ができず、市の単年度財政負担が大きくなるのが理由となっている。PFI 方式では民間事業者が資金調達を行い、市の負担は供用後のサービス対価の支払いとなるため、財政負担が平準化される。また、公共発注では竣工年度が少し遅れるため、東京オリンピックの開催に間に合わないことが挙げられている。東京オリンピック期間中に本来東京が開催する MICE 需要の受け皿となるねらいもある。

市のトータルの財政負担は、公共発注の 207 億円に対して、PFI 事業は 233 億円と大きくなるが、PFI 事業が優位という評価結果が出ている。市もその結果を踏まえて、PFI 方式を選択している。

今後の事業の具体化や見直しにあたっては、トータルの財政負担は大きくなるものの、単年度負担の平準化や東京オリンピック時の需要対応といった理由で PFI 事業方式が選定された経緯や前提条件等を十分に踏まえて行う必要がある。

表 97 新たな MICE 拠点整備の検討経過・予定の概要

年度	横浜市	市から外部委託等	整備の内容	事業方式
H23	・経営会議(H24年1月):中長期 MICE 戦略の検討やみなとみらい21地区内で MICE 施設拡充をする際の事業手法の検討など、MICE 機能強化のための基本構想の作成を行うことを決定	・横浜市 MICE 機能強化検討委員会提言書 ・横浜市における MICE 機能強化の在り方調査検討業務委託(2,971 千円) ・MICE 施設拡充のための事業手法検討調査業務委託(2,987 千円)	・多目的イベントホール 10,000 m ² ・大会議室 3,000 m ² 、中小会議室 4,000 m ² ・待機場・駐車場 20,000 m ²	
H24	・MICE 機能強化等庁内検討会議:MICE 施設の拡充及び(仮称)中長期 MICE 戦略の策定について検討	・MICE 機能強化に向けた手法の調査・検討業務委託(15,090 千円)	・多目的ホール 10,000 m ² ・会議室 6,500 m ² ・荷捌き・搬出入駐車場 17,853 m ²	・民間事業(施設貸付) +民間収益施設が優位
H25		・新たな MICE 拠点整備に向けた整備計画検討業務委託(6,300,千円) ・新たな MICE 拠点整備に向けた事業手法検討業務(14,857 千円)	・多目的ホール 10,000 m ² ・会議室 6,500 m ² ・荷捌き駐車場 20,000 m ²	・PFI 事業(BTO)が高評価、市負担 233 億円
H26	・8 月:みなとみらい21中央地区 20 街区 MICE 施設整備事業実施方針 ・10 月:PFI 法に基づく特定事業の選定 ・1 月:PFI 事業①入札公告		・20 街区 MICE 施設(多目的ホール 10,000 m ² 以上、会議室 6,500 m ² 以上、荷捌き駐車場等約 14,000 m ²) ・周辺基盤施設①(歩行者デッキ等) ・周辺収益施設(ホテル等)	・PFI 事業① +民間収益事業(周辺収益施設)
H27	・8 月:PFI 事業①落札者決定、基本契約締結 ・12 月:PFI 事業①事業契約締結、設計・建設期間開始			
H28 以降	・H32 年 4 月 PFI 事業①供用開始 ・H52 年 3 月 PFI 事業①事業終了			

さらに、これまでのパシフィコ横浜に対する市の財政負担と、その結果もたらされた実績や成果も併せて評価することが必要である。

パシフィコ横浜は平成3年にI期分が完成し、845億円に上る施設整備と20年以上に及ぶ運営を民設民営方式で行ってきている。株式会社横浜国際平和会議場は民間のノウハウを活用して独立採算で行うことを目指して設立されているが、これまで市がさまざまな支援をして成り立っている（次表）。

整備に係る資金を支援するための出資や補助、あるいは短期、長期の貸付とその期間延長等の優遇、金融機関からの借入れのための損失補償、固定資産税や地代の減免などである。平成25年度末現在、出資は41億円、長期貸付金残高160億円、損失補償対象36.8億円、地代減免累計額171.3億円などである。

一般的に、コンベンション施設の建設、運営の事業については純粋な民間事業として成立しにくく、公益性の面から自治体が財政支援している場合が多い。新たな拠点整備では、民設民営ではなく、施設整備・維持管理と運営を切り離した形のPFI事業としている。従来部分のパシフィコ横浜に対して市が行っている財政負担や支援の全体像を整理し、それによってどのような成果が得られているのかを定期的に整理し、評価しておくことが必要である。

いったん事業がスタートし、具体化してくると、それぞれのスケジュールに従って事業を進めることが第一となるが、事業計画の見直しや運営の在り方の検討など、節目において当初の目的や検討経緯、パシフィコ横浜での経験などを関係者間で共有し、それらを踏まえて行うことが必要である。施設の整備及び運営体制の構築は、長期にわたる市の財政負担を決めてしまうことになるため、市民にわかりやすく説明しつつ、より慎重にかつ柔軟に対応していくことが求められる。

表 98 榑横浜国際平和会議場に対する市の主な関与・支援

年度	施設整備等	出資	補助(当初整備)	貸付、損失補償	地代減額、税減免
S62	・榑国際平和会議場 設立	10 億円	・会議センター・ 展示ホールの 民活法補助金 3.7 億円(～H3)		
S63		10 億円			
H 元		5 億円		・損失補償(H1～H4)	
H3	・会議センター・ホテ ル棟、展示ホール(Ⅰ 期分)竣工	16 億円	・マリンロビーの 補 助 金 (～ H22)		・固定資産税等減免 (～H16) ・地代減額(9割)H3 ～H12 累計 102 億円
H6	・国立大ホール完成				
H11			・展示ホール(Ⅱ 期)の民活法補 助金(～H13)	・損失補償(H11～H36)30.4 億円、 H25 末残高 4.0 億円	
H12				・損失補償(H12～H32)20.6 億円、 H25 末残高 2.7 億円	
H13	・展示ホール(Ⅱ期 分)竣工			・損失補償(H13～H33)31.2 億円、 H25 末残高 2.4 億円	・地代減額 8 割 H13 ～H17 累計 43.3 億円
H18		92.3 億円 無償減資		・短期貸付 160 億円	・地代減額 5 割 H18 ～H22 累計 20.2 億円
H21	・会議センターリニュー ーアル			・長期貸付 160 億円(H22.3～ H39.3、元金返済開始 H29.9) ・損失補償(H21,H22)	
H22				・損失補償(H22～H42)20.6 億円、 H25 末残高 7.9 億円	
H23	・開業 20 周年 ・横浜市 MICE 機能 強化検討委員会の検 討、パシフィコ横浜大 規模改修の庁内検討				・地代減額 2.5 割 H23 ～H25 累計 5.8 億円
H25	・大規模改修工事開 始(～H42)約 180 億 円			・長期貸付期間延長(～H48.3)、 元金返済開始 H38.9 に変更 ・損失補償(H25～H39)15.0 億円、 H25 末残高 15.0 億円	
計等	—	41 億円		・H25 末長期貸付残高 160 億円 ・H25 末損失補償残高 36.8 億円	・H25 末までの地代 減額累計 171.3 億円

12. 大型国際コンベンション誘致等事業

(1) 事業の概要

大型国際コンベンションの誘致・開催により、MICE拠点都市・横浜の国際的発信力の向上と市内経済の活性化を目指している。アフリカ開発会議や2010年日本APEC横浜開催をきっかけとした取組を一過性のものとせず、戦略的に次のような事業に取り組んでいる。

- ・主な政府系大型国際コンベンションの誘致等を行うことにより、国際的なMICE拠点都市の確立を図る。
- ・さらなる大型国際コンベンションの誘致に向けて、開催地視察や誘致対象となりうる会議の調査などを行う。
- ・政府系以外の大型国際コンベンションの誘致に向けた各種調査などを行う。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	20,000	7,795	6,236
決算額	12,496	2,859	690

(注)平成25年度事業費の財源:横浜市一般財源690千円(100%)。

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
需用費	291	アフリカ開発会議英語パンフレット印刷製本費
役務費	20	英語リーフレット和文英訳
委託料	378	英語版PRリーフレット版下制作業務委託
合計	690	

(3) 監査の結果及び意見

① MICE 誘致・開催支援事業との関係について(監査の意見)

平成25年度は6,236千円の予算に対して、690千円の執行(執行率11%)にとどまっている。対象となる国際会議の誘致状況によって、海外出張や誘致協議会関連の経費が不要となる事情はわかるものの、事業の経費実績は縮小してきている。すでに旅費など一部経費はMICE誘

致・開催支援事業に一本化されている。

本事業は政府系の大型会議を誘致することを目的としており、MICE 誘致・開催支援事業とは区別されている。パシフィコ横浜などに対して MICE を幅広く誘致し、あるいは支援する MICE 誘致・開催支援事業とはアプローチは異なるが、国際的な MICE 拠点都市の確立を目指す目的は同じである。

必要な業務ではあるが、担当する体制のみ区別すれば、MICE 誘致・開催支援事業と区別し、別事業とする必然性は小さいのではないかと考えられる。

改めて、本事業の今後の在り方や MICE 誘致・開催支援事業との関係について、検討しておくことが望ましい。

13. アフリカ開発会議横浜開催推進事業

(1) 事業の概要

2013年6月1日～3日、第5回アフリカ開発会議(以下、「TICAD V」という。)が横浜で開催されている。

アフリカ開発会議は、日本政府が国連や世界銀行等と共催で開催するアフリカの開発や環境をテーマとした会議である。1993年に第1回が東京で開催され、横浜での開催は第4回(以下、「TICAD IV」という。)に続いて2度目である。

TICAD Vには、39名の国家元首・首脳級を含むアフリカ51か国、31か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、72の国際機関及び地域機関の代表、民間セクターやNGO等市民社会の代表等、第4回を上回る約4,500名以上が参加している。

市は、アフリカ開発会議の開催を、横浜の優れたコンベンション開催支援能力をアピールする絶好の機会ととらえ、神奈川県や地元の関係団体、市民ボランティア等と連携し、会議の円滑な開催を支援している。また、アフリカに対する市民の理解を深め、第4回会議の開催を契機に継続してきた市民とアフリカとの交流をさらに促進するための取組などを進めている。

事業内容は、次の3つの柱として各種取組を実施している。

① 「ともに成長する」

アフリカと「ともに成長するパートナー」としての関係を築くことを目指し、ビジネスセミナーの開催、アフリカン・フェア2013への出展、一校一国運動などを行っている。

② 「身近に感じる」

市民がアフリカを一層身近に感じるよう、アフリカン・フェスト2013や横浜アフリカ月間2013など、市民の関心・理解を深めるイベントや広報等を実施している。

③ 「おもてなしする」

市民力を活用したボランティアによる会議運営支援やまちの装飾(みなとみらい地区・関内地区フラッグ)の実施など、市をあげて会議関係者をおもてなししている。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	—	90,000	110,756
決算額	—	62,715	86,335

(注)平成25年度事業費の財源:その他4千円(0.01%)、横浜市一般財源86,331千円(99.99%)。

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
社会保険料	148	
賃金	949	
報償費	7,429	首脳級贈呈用記念品、配偶者プログラム参加者記念品、横浜 PR キット風呂敷、ボランティア謝金
需用費	10,269	バスフロント幕製作、コピー機利用
役務費	8,376	市営地下鉄車内掲出広告、みなとみらい地区フラッグ等掲出広告
委託料	33,623	みなとみらい地区フラッグ等掲出関連業務委託、市営地下鉄はまりん号を活用したアフリカ開発会議広報実施業務委託 他
使用料及び賃借料	15,179	担当執務室賃借、プリンタ複合機借入、会場使用料、車両借入
負担金、補助及び交付金	10,358	第5回アフリカ開発会議アフリカ月間事業補助金(公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー)、第5回アフリカ開発会議横浜開催推進協議会事業実施に伴う負担金
合計	86,335	

(3) 監査の結果及び意見

① アフリカ開発会議の次回横浜開催に向けて(監査の意見)

市では、次のアフリカ開発会議(TICAD VI)の横浜誘致に向けて取組が進められている。今回の監査で TICAD Vを中心とする実績を確認した立場から、次回も横浜で開催される場合、次の3つを留意点として提案したい。

1点目は、次回のアフリカ開発会議横浜開催推進事業の内容である。

アフリカ開発会議は日本政府等により開催される国際会議であり、本事業はあくまでその会議の開催を支援し、また、この機会を利用して、市の国際会議開催支援能力のアピールや経済活性化、市民の理解や意識の向上等を図ろうとするものである。

したがって、本事業で、何をどれだけ実施しなければならないといった縛りはそれほどなく、市の政策的な判断で内容が決まってくるものが多い。上位計画としては、横浜市中期4か年計画の横浜版成長戦略「観光・創造都市戦略～観光・MICE・創造都市よこはまの確立」等があるものの、本事業の実施内容を具体的に検討したアクション・プランのようなものが事前に整理されているわけではない。

TICAD Vに係る事業の場合、TICAD IVの際の実施内容をベースとして個々に予算編成を通じて検討され、積み上げられている。TICAD のIVとVに係る事業について、それぞれ開催記録(次表)に取りまとめられているが、実施項目はかなり似通ったものとなっている。

次回も、ⅣやⅤにおける実施内容を踏まえることになるかと推測されるが、その際、これまでの実施内容の効果や課題について、十分に検証することが重要である。市によると、担当ごとには課題や改善点などを取りまとめ、引き継げるようにしているとのことではあるが、開催記録はどちらかと言えば、次の開催や MICE 誘致のためにアピールするツールとして作成されているため、次につながる課題や改善点等が分析されているわけではない。開催記録以外にも総括した文書は取りまとめられているが、課題や改善点の分析という意味では同様である。全体的な視点から TICAD V に係る事業や取組を評価し、次のアクション・プランの策定に活用するには十分といえない。TICAD VI の事業の際には、前回までの事業の中から本当に必要なもの、事業の目的に合致するもの、十分な効果があるもののみを取り上げて、プランを策定することが期待される。

表 99 「第5回アフリカ開発会議横浜開催の記録」目次の一部抜粋

<p>2 開催概要</p>	<p>開催概要 第5回アフリカ開発会議開催概要 TICAD V ロゴ 一般参加イベント 宿泊関連業務 会期中に横浜市が関わった主なプログラム 総理・横浜市長共催歓迎レセプション 第2回野口英世アフリカ賞横浜市長主催昼食会 第2回野口英世アフリカ賞受賞者歓迎式典 第2回野口英世アフリカ賞 授賞式・記念晩餐会 配偶者プログラム テーマ別会合4「ジェンダー平等と女性のエンパワメントを通じたアフリカ開発の推進」 横浜市の取組の基本的考え方 取組のテーマと3つの柱 推進体制 第5回アフリカ開発会議横浜開催推進協議会 第5回アフリカ開発会議横浜市開催推進本部 危機管理体制</p>	<p>4 身近に感じる</p> <p>第5回アフリカ開発会議キックオフ・ウィーク 秋のイベント よこはま国際フェスタ 2012 新横浜パフォーマンス 2012 ホッチポッチミュージックフェスティバル 野口英世フェア 各区局イベント 各区でのイベント ズーラシア「アフリカのサバンナ」開園式 日食グラスをアフリカへ 夏休み企画@ JICA 横浜 事業者との連携 写真展「アフリカ、ともに成長するパートナーへ。」 宝くじでの図柄使用 日本郵政グループとの連携 横浜ビー・コルセアーズによる応援 イオンとの連携 セブン&アイとの連携 一駅一国運動 アフリカ各国紹介コーナー アフリカトラベルスタンプラリー 特別電車「アフリカ号」 ミニコンサート「地下鉄の旅！素晴らしいアフリカの大地へ」 アフリカン・フェスタ 2013 横浜アフリカ月間 2013 横浜アフリカ月間 2013 の概要 期間中に開催された主なイベント 広報・PR 活動 広報媒体を活用した PR 市長による講演 第5回アフリカ開発会議(TICAD V) パートナー事業</p>
<p>3 ともに成長する</p>	<p>ビジネス機会の提供 セミナー等の開催 アフリカン・フェア 2013 アフリカン・フェア 2013 への横浜市ブース出展 技術協力 動物飼育、上下水道、港湾分野等の技術協力 アフリカ応援キャンペーン アフリカ応援キャンペーン「ヨコハマ for アフリカ」 レッドカップ for アフリカ 「レッドカップ for アフリカ」キャンペーン感謝状贈呈式 WFP ウォーク・ザ・ワールド for アフリカ 「はまっ子どうし THE WATER」TICAD V 支援ボトル シンポジウム「女性の活躍と経済成長」 一校一国運動 一校一国運動 学習成果の発表・展示 各国首席代表・駐日大使からのサイン色紙贈呈</p>	<p>5 おもてなしする</p> <p>市民ボランティアとの協働 市民ボランティア ユニフォーム オリエンテーション ボランティアによる活動 会議参加者の歓迎 各国首脳を横浜の子どもたちがお出迎え</p>

観光・視察プログラム まちの装飾 クリーンアップ活動 記念品の贈呈 ウェルカムカード 横浜 PR キット アフリカ関係者の来訪

2点目は事業予算の積算である。

内容とともに予算も前回 TICAD IVの事業をベースとして設定されている。前回は平成 19～20 年度の2か年で 172 百万円の予算であり、今回は平成 24～25 年度で 200 百万円の予算となっている。予算額は 16%程度拡大している(次表)。

一方で決算額は予算を下回っており、前回の予算執行率は2年間で 79.5%、今回の2年間は 74.2%と、どちらも7～8割程度にとどまっている。次々表で、平成 25 年度の節別の予算執行率を見ても、6～8割程度の科目が多くなっている。

これは、本事業内容の多様性やイベント・広告宣伝の特性などから、予算の正確な積算が難しい面があり、また、執行段階で内容の変更等、柔軟な対応が求められるケースもあることによるものと推測される。別の見方をすれば、やるべき内容が必ずしも固定的ではなく、また、予算に応じて工夫できる余地が大きいともいえる。執行率だけを見ると、本当に必要な最低限の予算となっていたのか、余裕を持たせた予算となっていたのではないかなどの懸念が生じる。

この傾向は次回も続くと考えられるが、前回までとの予算対比だけではなく、執行状況も十分に分析した上で、より慎重な予算の積算が求められる。今回の予算額を前回の決算額と比較した場合、146.3%となり、1.5 倍近い予算規模となっている。

表 100 TICAD IVとVのアフリカ開発会議横浜推進事業費比較 (単位:千円)

	TICAD IV			TICAD V			TICAD V /IV×100
	H19	H20	計	H24	H25	計	
予算	55,000	117,641	172,641	90,000	110,756	200,756	116.3%
決算	58,302	78,920	137,223	62,715	86,335	149,051	106.4%
執行率	106.0%	67.1%	79.5%	69.7%	78.0%	74.2%	—

(注) 執行率=決算/予算×100。TICAD IVの予算は現計予算。

表 101 平成 25 年度アフリカ開発会議横浜推進事業費の執行率（単位：千円）

科目	予算	決算	執行率
社会保険料	260	148	57.0%
賃金	1,600	949	59.4%
報償費	10,811	7,429	68.7%
旅費	1,160	0	0.0%
需用費	15,965	10,269	64.3%
役務費	8,044	8,376	104.1%
委託料	39,078	33,623	86.0%
使用料及び賃借料	20,738	15,179	73.2%
備品購入費	100	0	0.0%
負担金、補助及び交付金	13,000	10,358	79.7%
計	110,756	86,335	78.0%

3点目は、予算執行段階の特に委託等で外部に発注する場合の事務手続きである。

本事業では、フラッグやポスターの掲出、各種会場やブースの設営・運営、映像や記録集の制作など多様な業務を外部に委託している。市はこれらを一括して代理店等の民間事業者に委託して実施する形をとっていない。細かい発注を含めて、できるだけ市が直接発注するようにしている。

それによって、市が、より直接的に各業務の内容を企画・管理することができるとともに、その経験が市職員あるいは市のノウハウとなって蓄積され、次のアフリカ開発会議に係る事業や他の MICE 開催支援に活かせるという利点がある。

一方で、特にアフリカ開発会議の開催年度では限られた期間内に数多くの発注事務をこなさなければならないことも確かである。TICAD Vは平成 25 年6月1日～3日に開催されたが、本事業の執行はその前後に集中することになる。コンベンション振興課から発注された 52 件の委託契約の多くは、契約期間が4月～6月である。

次表は、52 件の委託契約について契約方法等を整理したものである。実際にいくつかの契約について相手先選定や契約書等の書類を確認したが、予定価格が書類上明確ではないケースが多いこと以外、特に重要な問題は見られなかった。予定価格については、実際には別途予定価格を設定しているものの、書類の該当欄に記載がない場合や契約額がそのまま記載されている場合である。平成 26 年度から改善しているとのことである。

次表では予定価格が判明した委託契約 17 件について、予定価格と契約額・決算額との比率も示している。全体で 71.2%であり、予定価格をかなり下回った契約額となっている。特に入札や見積合せのように競争性のある契約方式の方が低い比率となっており、入札の契約額は予定価格の 63.6%となっている。

前述したように内容が固定的ではない、工夫の余地があるといったイベントの特性を反映しており、民間事業者の競争により、契約額を低く抑えることができる可能性を示している。今回の事業の執行に際しては、忙しい中でも、経済性には十分留意して行うことが求められる。

表 102 平成 25 年度委託契約の決算額区分別・契約方式別の件数、金額（単位：件、千円）

		決算額区分								計	比率	予定 価格 判明	決算額 ／予定 価格
		10万円 以下	比率	10万 円超	比率	50万 円超	比率	100万 円超	比率				
入札	件数	—	—	—	—	2	12.5%	5	71.4%	7	13.5%	7	63.6%
	金額	—	—	—	—	1,424	12.4%	11,507	71.1%	12,932	40.7%	—	
見積 合せ	件数	—	—	5	45.5%	13	81.3%	—	—	18	34.6%	7	83.2%
	金額	—	—	1,597	56.1%	9,501	82.4%	—	—	11,098	34.9%	—	
単独 随契	件数	18	100.0%	6	54.5%	1	6.3%	2	28.6%	27	51.9%	3	86.1%
	金額	1,201	100.0%	1,249	43.9%	609	5.3%	4,677	28.9%	7,737	24.4%	—	
計	件数	18	100.0%	11	100.0%	16	100.0%	7	100.0%	52	100.0%	17	71.2%
	金額	1,201	100.0%	2,846	100.0%	11,535	100.0%	16,184	100.0%	31,768	100.0%	—	

- (注) 1) H25 委託料決算額 33,623 千円のうち、区執行分 1,854 千円を除いている。
 2) 見積合せは2者以上から見積書を徴し、また、単独随契は1者のみで見積書で随意契約するもの。
 3) 予定価格がはっきりしないものが多いため、予定価格ではなく、決算額の金額で区分している。
 4) 予定価格判明欄は書類に予定価格の記載がない、あるいは契約額と同額の予定価格となっている場合以外で予定価格の記載があるものの件数。決算額／予定価格は予定価格判明分について計算。

また、「市営地下鉄はまりん号を活用したアフリカ開発会議広報実施業務委託」では、地下鉄車両へのラッピングがメインの事業であったが、途中で車両外面へのラッピングが取りやめられ、その代わり、別途発注予定だったスタンプラリー用のスタンプや台紙の作成が加わっている。仕様書の変更は行われているが、スタンプラリー関連であることが明記されておらず、変更契約の妥当性を判断しづらい。

状況に応じて柔軟な対応を行うことも求められると考えられるが、その顛末を後でみてもわかるように関係書類上にわかりやすく記載しておくことが必要である。

次回のアフリカ開発会議が横浜で開催される場合、本事業の計画策定、予算の積算及び執行においては、2回の経験を十分に活かして行うことが期待される。

② ビューローへの補助金の収支決算報告について(監査の意見)

本事業では、第5回アフリカ開発会議アフリカ月間事業補助金交付要綱に基づき、ビューローに補助金を交付している。平成 25 年度のビューローの実績報告では補助金の収支決算書が提出されているが、収支決算がわかりやすく報告されているとはいえない。

予算との対比がなされておらず、予実分析ができない。特に事務費は 600 千円の予算から 1,576 千円と 2.6 倍に増えているがその内容が記載されていない。実際は、本事業で予定していたビューローの職員が対応できなくなり、代わりに臨時職員を使っており、その賃金分である。補助金の収支決算報告は、対象事業の収支について、わかりやすく行うことが求められる。

また、ビューローにおいて、収支決算報告のもととなる事業費支出明細や支出根拠資料を確認した。ビューローでは本補助金用に事業コードが振られ、各支出を本補助金に紐づける処理

が行われているが、通信費の一部のみを本補助金に振り替えたり、臨時職員の賃金は計上しているが通勤手当は計上しないなどの処理が行われている。

いずれも事業費の実績を補助金額に合わせるための処理であるが、本補助金の対象となる事業費の全体を正確に報告することが必要である。

③ ビューローへの補助金の事業推進費の算定について（監査の意見）

ビューローに対する他の補助金では、前述のように、事業に直接関わる職員の人件費、間接的に関わる職員の人件費及び間接経費（以下、「事業推進費」という。）を算定して含めている。しかし、本補助金の対象は直接経費のみであり、事業推進費は含まれていない。

本補助金は単年度のみであり、別の交付要綱に基づくものであるとは言え、市からビューローに交付される補助金で算定方法が異なることは望ましくない。あるいは異なる算定方法を適用せざるを得ない場合、その合理的な説明をしておく必要がある。

他の事業の意見として記述したように、事業推進費の算定ルールの明確化の中で、併せて検討していくことが必要である。

IV 横浜市の文化施設

1. 横浜市の文化施設の概要

横浜市では、横浜美術館等の専門文化施設 5 館の運営を通じて、質の高い展覧会や公演を開催するとともに、関内ホール等の文化施設の運営を通じて、市民に文化芸術を身近に親しむ機会を提供し、さまざまな情報を発信している。

横浜市では、文化施設を行政財産と普通財産に分け、現在行政財産は全て指定管理者制度が導入されており、また、普通財産は全て横浜市芸術文化振興財団へ無償貸付が行われている。横浜市の文化施設と今回の監査の対象とした施設は以下のとおりである。

○IV横浜市の文化施設において、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団は横浜市芸術文化振興財団という。

表 103 横浜市の文化施設(行政財産)

施設名	現在の指定管理者	指定期間	公募・ 非公募	監査 対象
横浜美術館	横浜市芸術文化振興財団	H25.4.1～H35.3.31 (10年)	非公募	○
横浜みなとみらいホール	横浜市芸術文化振興財団	H24.4.1～H34.3.31 (10年)	非公募	○
横浜能楽堂	横浜市芸術文化振興財団	H24.4.1～H29.3.31 (5年)	非公募	○
横浜市芸能センター (横浜にぎわい座)	横浜市芸術文化振興財団	H23.4.1～H28.3.31 (5年)	非公募	○
横浜市民ギャラリー (旧)	—	—	—	—
横浜市民ギャラリー あざみ野	横浜市芸術文化振興財団	H22.4.1～H27.3.31 (5年)	公募	○
横浜市市民文化会館 関内ホール	(株)tvk コミュニケーションズ・(株)テレビ神奈川・(株)相鉄エージェンシー・(株)清光社・横浜市芸術文化振興財団 共同事業体	H23.4.1～H28.3.31 (5年)	公募	○

施設名	現在の指定管理者	指定期間	公募・ 非公募	監査 対象
大倉山記念館	相鉄 共同事業体	H23.4.1～H28.3.31 (5年)	公募	—
横浜市長浜ホール	相鉄・神奈川共立 共 同事業体	H23.4.1～H28.3.31 (5年)	公募	—
久良岐能舞台	株式会社シグマコミュ ニケーションズ	H23.4.1～H28.3.31 (5年)	公募	—
横浜市陶芸センター	シンリュウ株式会社	H23.4.1～H28.3.31 (5年)	公募	—

表 104 横浜市の文化施設(普通財産)

施設名	管理方式	貸付先	監査 対象
吉野町市民プラザ	普通財産の貸付け方式	横浜市芸術文化振 興財団	○
岩間市民プラザ	普通財産の貸付け方式	横浜市芸術文化振 興財団	○
大佛次郎記念館	普通財産の貸付け方式	横浜市芸術文化振 興財団	○
横浜赤レンガ倉庫 1 号 館	普通財産の貸付け方式	横浜市芸術文化振 興財団	○

2. 横浜市の文化施設(普通財産)

(1) 概要

横浜市では、一部の文化施設について、普通財産とした上で横浜市芸術文化振興財団へ無償貸付けを行って管理している。横浜市芸術文化振興財団は市の外郭団体であり純粋な民間団体ではないが、一種の公設民営方式を採用していることになる。

一般的に、施設を民営化する方法は、施設の所有との関係で譲渡と貸付、譲渡料又は貸付料の発生の有無によって有償方式と無償方式がある。横浜市では、無償貸付の方法が行われている。

横浜市では、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」第4条第1項第1号において、公共団体または公共的団体において、公用、公共用または公益事業の用に供するときに限り、普通財産の無償貸付けができるとしており、普通財産の無償貸付けが行われている吉野町市民プラザ、岩間市民プラザ、大佛次郎記念館及び赤レンガ倉庫一号館の4施設はいずれもこの要件が満たされているとしている。

横浜市 財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例

(普通財産の無償貸付け等)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用、公共用または公益事業の用に供するとき。

(2)(3) (省略)

3. 横浜美術館

(1) 施設の概要

- ① 開館…平成元年
- ② 所在地…横浜市西区みなとみらい3-4-1
- ③ 面積…敷地 19,803 m²、延床面積 26,829 m²
(鉄骨・鉄筋コンクリート造り8階建て 一部3階建て)
- ④ 設備…常設・企画展示室、子ども・市民のアトリエ、アートギャラリー、レクチャーホール 他

(2) 施設の特徴

「観る」、「創る」、「学ぶ」の機能を併せ持つ総合美術館であり、次のような方針に基づき作品を収集している。平成26年2月現在、11,139件を所蔵している。

- ① 西洋文化の流入窓口であった横浜港の開港当時のヨーロッパ近代美術と日本近代美術の相互影響の足跡がたどれる作品
- ② (1) 現代美術の展開と流れの鳥瞰に役立つ作品
(2) 今日の美術が内包する問題点を明確に表している作品
(3) 近代美術の一分野として写真の代表作品
(4) 現代の市民生活に密着した分野(デザイン、工芸、建築、ビデオ)の代表作品
- ③ 横浜ゆかりの代表的作家の作品
 - (1) 岡倉天心との関係を含めて、原三溪に庇護された、日本近代美術の発展に寄与した作家の作品
 - (2) その他、横浜ゆかりの代表的作家の作品
- ④ 以上の美術に関する資料

(3) 指定管理者

横浜市芸術文化振興財団

(4) 指定管理者の選定手続きの概要

- ① 非公募
- ② 非公募の理由

横浜市は、前指定期間である第一期(指定期間5年:平成20年4月1日～平成25年3月31日)においては、公募にて指定管理者を選定したところであるが、その後、平成25年4月から

始まる第二期指定期間(現指定期間)における指定管理者の指定にあたり、指定期間を 10 年とするとともに、横浜市芸術文化振興財団を、指定候補者として非公募にて選定することに変更している。

非公募にて横浜市芸術文化振興財団を選定する理由及び指定期間を 10 年とする理由は、以下のとおりである。

[選定理由]

横浜美術館は、専門文化施設としてのポテンシャルを十分に発揮し、発信性の高い事業を展開することが期待される等、市施策と連動した運営や、芸術家とのネットワークの構築等、高度な専門性が求められる施設である。

また、横浜市芸術文化振興財団は、その前身の一つである財団法人横浜市芸術振興財団として、設立当初から横浜美術館の運営に携わってきており、高度な専門性や芸術家・所蔵家を含む美術関係者とのネットワーク等の蓄積があることから、指定候補者として非公募で選定する。

[指定期間を 10 年とする理由]

準備に 5 年程度を必要とする国際的な展覧会の実施や、横浜を代表する文化施設を担う人材の長期的な育成を実現するため、指定期間を 10 年とする。

(5) 指定管理の内容

- ① 指定期間・・・10 年(平成 25 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日)
- ② 指定管理料及び利用料金制併用
- ③ 指定管理者が行う業務の内容

業務に関する基本協定書において、指定管理者の業務の範囲は、次のように定められている。

- (1) 条例第 5 条第 1 項に規定する事項に関すること
- (2) 管理施設及び附帯設備に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 事業に関する業務
 - ア 条例第 2 条に規定する事項に関すること
 - イ 横浜市が行う美術品等の収集に関する調査研究及び調整業務に関すること
 - ウ 美術に関する教育普及に関すること
 - エ 創造活動の支援に関すること
 - オ その他美術の振興に関すること

(4) 施設の運営に関する業務

- ア 施設の提供に関すること
- イ 施設の利用促進及び利用者へのサービスの向上に関すること
- ウ その他施設の運営に関すること

(5) その他業務

- ア 業務計画書及び収支予算書の作成
- イ 業務報告書及び収支決算書の作成
- ウ 自己評価の実施
- エ 指定期間終了にあたっての引継業務
- オ その他日常業務の調整

横浜美術館条例 抜粋

第 2 条 美術館は、次の事業を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する資料(以下「美術品等」という。)の保管、調査研究、展示及び利用に関すること。
- (2) 美術に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 美術に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 美術に関する市民の創作活動等の指導及び助言に関すること。
- (5) 美術に関する講演会、講習会、講座等の開催に関すること。
- (6) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (7) その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

第 5 条 次に掲げる美術館の管理に関する業務は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 美術館の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 特別利用の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

(6) 最近の業務の概況

利用者の状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入場者数	459,716 人	662,159 人	1,058,689 人

収支の状況

(単位:千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入計		894,053	1,282,004	1,273,559
内 訳	指定管理料	519,375	637,500	700,000
	利用料金収入	73,903	68,289	94,754
	事業収入	160,150	238,625	374,136
	助成金等収入	27,509	15,772	14,145
	その他収入	113,116	321,818	90,524
支出計		823,120	1,139,599	1,214,639
内 訳	人件費	271,113	322,407	322,232
	人件費以外	652,007	817,192	892,407
差引		70,933	142,405	58,920

(7) 監査の結果及び意見

① 利益配分制度の検討について(監査の意見)

現在、横浜美術館の指定管理業務から発生した利益について、特段、配分方法を定めておらず、全額が指定管理者である横浜市芸術文化振興財団の利益となっている。指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用することを目的とした制度である。このため、当該事業から生じた利益については、効率的かつ効果的な事業運営に向けた指定管理者たる事業者のインセンティブとなるものであり、原則として、指定管理者の利益となるべきものである。

しかし、横浜美術館の指定管理業務に関しては、平成 25 年 4 月から始まる第二期指定管理期間より、高い専門性をもつ人材の確保及び中長期的な育成を可能とすること等を理由として、非公募(指定管理期間 10 年)とされている。公募による場合と異なり、非公募による場合には、指定管理料の設定に競争性が発揮されないことから、より慎重な積算が必要となる。一方、横浜美術館は利用料金制との併用となっており、かつ、企画展の内容によっては、年度により大きく損益が変動することから、妥当な水準の指定管理料を事前に見積もるには困難が伴うものと考えられる。

このため、事前における指定管理料の積算と併せて、事後的な利益配分制度を導入し、調整することを検討することが望ましいものとする。その際には、指定管理者のインセンティブを損なわず、かつ、横浜美術館の充実に直接的に寄与する形態とすることが必要である。例えば、指定管理業務から生じた利益の一定割合について市に返還させるような枠組みでなく、指定管理者に留保させたまま、指定管理期間内における横浜美術館の備品・収蔵品の購入や専門的な人材育成費用に充当することとし、横浜市芸術文化振興財団の会計上も、目的積立金として別掲する等の方法が考えられる。いずれにしても、横浜美術館及び財団の実態に合った、事後

的な利益配分方法を検討することが望ましい。

② 大規模改修工事の計画的な執行について（監査の意見）

横浜美術館は開館から26年が経過し、老朽化による施設及び設備等の更新工事が必要とされる時期となっている。美術館のような大規模施設の場合、更新工事等も大がかりなものとなり、財源確保の問題のみならず、工事自体も複数年度にわたる可能性があることから、時期によっては、一部休館等が必要となり、美術館の営業自体にも影響が出ることが想定される。

このため、大規模改修工事にあたっては、施設及び設備等の現状把握、工事の必要箇所の検討から設計、工事完了までのスケジューリングを行い、財源措置の選択肢や美術館の営業自体への影響の有無等を洗い出し、具体的な対応策を検討しておくことが重要である。

現在、横浜美術館所管の文化振興課においては、美術館が築31年目となる平成31年度の竣工を目的に大規模改修工事の計画を策定している。これは、財政局や建築局と合議する前段階のものであり、実現には、関係各局との調整・合議が必要であるが、所管局として、事前にスケジュール案を作成し明確化している点は評価できる。平成26年度においては、大規模改修工事の前提となる基礎調査業務委託が実施されているところであるが、この結果を受けて、今後、改修工事の必要箇所の検討、予算規模の推計、美術館の営業自体への影響の有無等を、より具体的に検討し、計画的に実行することが望ましい。また、大規模改修工事の計画を具体化していくにあたっては、平成32年に東京にて予定されている夏季オリンピック等を念頭に、大規模改修工事後の横浜美術館の将来像を明確にすることが望まれる。

③ 収蔵品にかかる管理原簿の送付の徹底について（監査の結果）

横浜美術館の収蔵品については、所有者である横浜市が、管理用の台帳として管理原簿を作成する一方、指定管理者である横浜市芸術文化振興財団は、収蔵品管理用のデータベースを作成し、現物管理を行っている。本来、横浜市より、毎年度、購入等により増加した分の管理原簿を、管理受託者に送付していたところであるが、平成20年度以降、実施されていなかった。

確かに、毎年度の収蔵品の購入や寄贈にあたっては、横浜市の所管課と指定管理者である横浜市芸術文化振興財団とが協議した上でっており、両者の認識に齟齬が生じる可能性は少ないものと考えられる。しかし、本来、所有者である横浜市の管理原簿と、現場管理を行う指定管理者側のデータベースとの整合性を定期的に確認することは重要な手続きであり、速やかに対応を図ることが必要である。

④ 他の美術館との人的交流等による専門性の向上策について（監査の意見）

横浜美術館は立地条件も良く、今後、より一層、集客力のある魅力的な企画展の実施や常設展の工夫等が求められるところであるが、その前提として、学芸員資格を有する者を始めとする職員が高い専門性を有することが必要である。そのためには、横浜市芸術文化振興財団において、職員の専門性向上策を継続的に実施することが必要である。

現在、横浜市芸術文化振興財団においては、職種・職階等ごとに求められる人材像を設定した上で、そのような人材を育成するための計画を作成しているところであり、平成 27 年度における横浜市との協約においても、その旨、含めることを検討しているとのことである。今後、より実効性のある計画とするとともに、その着実な実行を求めるものであるが、その際、他の美術館との人的交流等についても、その可否を検討することが望ましいものとする。

美術館の職員の場合、美術品に対する知識や管理方法等の技術的なノウハウに加えて、効率的かつ効果的な組織管理や、魅力的かつ実現可能な展覧会等を実行する能力も併せて求められる。例えば、横浜美術館における事業収益の柱となる企画展は、テレビ局や新聞社等との共催展が中心となるが、その契約条件には種々多様なものがある。共催展の契約条件は外部的には公開されないことが多いが、他の美術館での類似の知見を有することにより、当該条件の妥当性等については、よりの確な判断が下せるようになる。また、交流先の選定にあたっては、国内の公立美術館だけでなく、海外の美術館や国内の民間美術館等、広く対象範囲を検討することが望ましい。仮に、収集目的や規模等が異なっても、他の美術館にて経験を積むことにより、自らの現状における管理運営方法や企画等に対して、客観的に見直す契機にもなり得るものと考えられる。

横浜美術館の指定管理者を非公募とし、横浜市芸術文化振興財団をその担い手とするのであれば、横浜市芸術文化振興財団は、他の美術館との人的交流等も含めた専門性の向上策を検討し、着実に実行することが望ましい。

4. 横浜みなとみらいホール

(1) 施設の概要

- ① 開館…平成10年
- ② 所在地…西区
- ③ 面積…敷地 2,164 m²、延床 18,688 m²
- ④ 設備…大ホール(2,020席)、小ホール(440席)、音楽練習室、リハーサル室 他

(2) 施設の特徴

理想的な音響、美しい音色のパイプオルガンなどを備えた国内有数のコンサートホール

(3) 指定管理者

横浜市芸術文化振興財団

(4) 指定管理者の選定手続きの概要

- ① 非公募
- ② 非公募の理由

専門施設としてのポテンシャルを十分に発揮し、発信性の高い事業を展開することが期待されるなど、市の施策と連動した運営や、芸術家とのネットワークなど高度な専門性が求められる施設となっている。

横浜市芸術文化振興財団は、市内の文化状況を熟知し、市の施策を高い水準で実現してきた実績があることや、高度な専門性や芸術家とのネットワークなどの蓄積があることから、非公募となっている。

(5) 指定管理の内容

- ① 指定期間…10年(平成24年4月1日～平成34年3月31日)

準備に3～4年を要する国際的な公演の円滑な実施や、横浜を代表する文化施設を担う人材の長期的な育成を実現するため10年としている。

なお、指定管理者が作成した10年間の事業計画書については、指定管理業務委員会の審議を経て承認されている。

② 指定管理料及び利用料金制併用

③ 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者が行う業務の範囲は、「横浜みなとみらいホール指定管理者業務の基準」に詳細に記載されている。業務の項目としては、1)文化事業に関する業務、2)施設の運営に関する業務、3)施設の管理に関する業務、4)日報及び月報の作成、5)業務計画書及び業務報告書の作成、6)業務評価に関する業務、7)指定期間終了にあたっての業務、8)その他日常業務の調整に分かれている。

(6) 業務の概況

開館から平成 25 年度までの利用者数の推移は以下のとおりである。

表 105 利用者数の推移

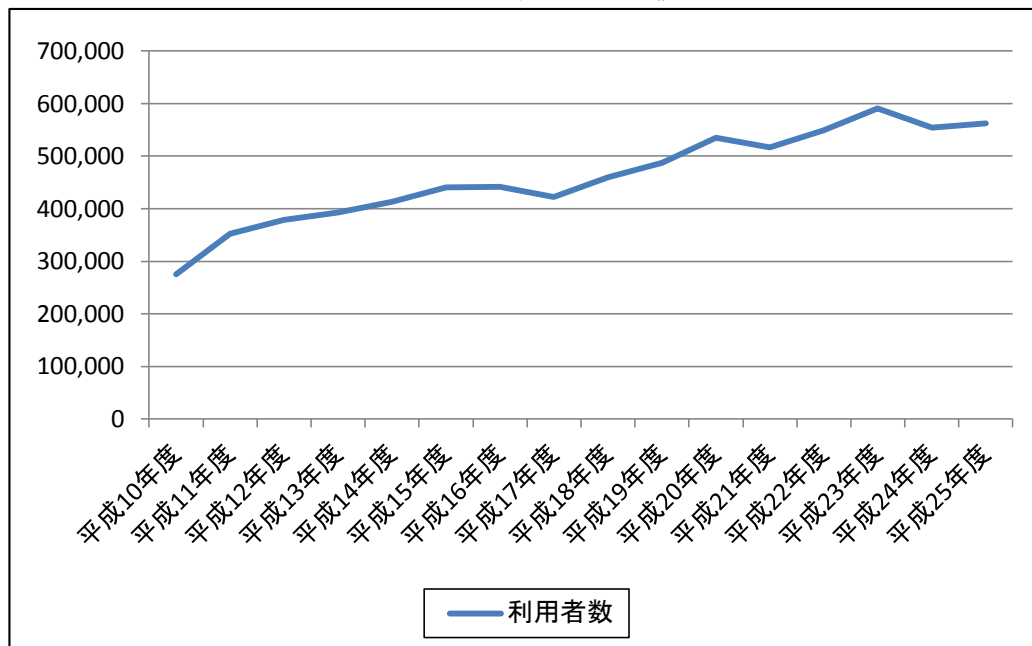
年度	利用者数 (人)
平成 10 年度	274,867
平成 11 年度	352,426
平成 12 年度	378,923
平成 13 年度	393,273
平成 14 年度	412,954
平成 15 年度	440,636
平成 16 年度	441,503
平成 17 年度	422,187
平成 18 年度	460,286
平成 19 年度	487,674
平成 20 年度	534,841
平成 21 年度	516,859
平成 22 年度	548,844
平成 23 年度	590,379
平成 24 年度	554,110
平成 25 年度	562,894
	7,372,656

指定管理者制度導入前の利用者平均
397,451 人

指定管理者制度導入後(第Ⅰ期)の利用者平均
535,719 人

指定管理者制度導入後(第Ⅱ期)の利用者平均
558,502 人

図 5 利用者の推移



表及び図が示す通り、利用者は開館以来順調に増えていることがわかる。また、指定管理者制度導入前と導入後と比較しても増加している。これは、開館以来認知度が高まったことなどの要因が考えられる。

次に、平成 23 年度から 3 年間の施設ごとの利用者数と利用率は次のとおりである。

表 106 3 年間の利用者数と利用率

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	利用人数 (人)	利用率 (※1)	利用人数 (人)	利用率	利用人数 (人)	利用率
大ホール	416,351	98%	417,501	99%	418,276	91%
小ホール	91,847	90%	85,780	91%	85,327	89%
リハーサル室	24,064	45%	16,767	51%	22,680	46%
練習室(6つの合計)	40,421	73%	22,217	75%	21,893	72%
レセプションルーム	11,348	24%	7,417	23%	10,156	25%
合計	584,031	—	539,682	—	558,332	—

(※1) 時間帯を考慮した利用率である。(1日3区分の内2回利用があれば67%となる。)

(※2) 「表 105 利用者数の推移」と合計額が異なるのは、本表では6階応接室及び6階事務室を除いているためである。これら 2 室については、利用料金表に記載がないため除いている。

表 107 収支の状況

(単位:千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入計		889,763	965,958	1,045,137
内 訳	指定管理料	448,010	477,010	507,010
	利用料収入	214,045	209,797	208,029
	その他収入	227,708	279,151	330,098
支出計		865,021	963,075	1,079,276
内 訳	人件費	194,060	210,552	196,997
	人件費以外	670,961	752,523	882,279
差引		24,742	2,883	△34,139

(7) 監査の結果及び意見

① 事業の実施状況について

1) 概要

前述の利用者の推移が示すとおり、平成 10 年の開館以来着実に利用者の実績を伸ばしている。これは、ホールの認知度が開館当時と比べて高まったことや、各種企画の効果などが考えられる。利用率においてもホールについてはおおむね 90%を超えており、利用頻度は高いことがわかる。

2) レセプションルームの利用について(監査の意見)

おおむね利用率が高い中で、レセプションルームのみは、利用率が 20% 台となっている。

レセプションルームは、6 階の横浜港に面する位置にあり、広さは 176 m²となっている。したがって、今以上に利用率が向上する可能性はあるものと思われる。



6 階レセプションルーム

現在は、主にコンサート後のパーティーや記者会見などに利用されているが、これは、横浜みなとみらいホール条例の第 2 条において、ホールが行う事業として音楽鑑賞や音楽文化の提供など、音楽を通じた国際文化交流の促進その他市民文化の振興を図るためとされており、レセプションルームにおいても音楽に関する用途のみで使用されているためである。

ただし、レセプションルームは、市民文化の振興というホールの設置目的の解釈次第では、もっと多くの用途に活用でき、結果的に利用率の向上にもつながるものと思われる。市としては、条例との関係を踏まえながら、レセプションルームの更なる活用方法を検討する必要がある。

3) 施設利用料金について(監査の意見)

横浜みなとみらいホール条例によると、大ホール及び小ホールの利用料金は以下のとおりとなっている。

表 108 みなとみらいホールの利用料金

種別			利用料金(円)		
			午前	午後	夜間
大ホール	平日	5,000 円を超える入場料等を徴収する場合	269,000	417,000	597,000
		2,000 円を超え 5,000 円以下の入場料等を徴収する場合	216,000	333,000	477,000
		2,000 円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	162,000	250,000	358,000
	日曜日 土曜日 及び 休日等	5,000 円を超える入場料等を徴収する場合	317,000	490,000	702,000
		2,000 円を超え 5,000 円以下の入場料等を徴収する場合	254,000	392,000	561,000
		2,000 円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	190,000	294,000	421,000
小ホール	平日	3,000 円を超える入場料等を徴収する場合	37,000	57,000	81,000
		3,000 円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	22,000	34,000	49,000
	日曜日 土曜日 及び 休日等	3,000 円を超える入場料等を徴収する場合	43,000	67,000	96,000
		3,000 円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	26,000	40,000	58,000

条例の第 14 条第 2 項によると、利用料金は、上表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。実際の利用料金も同じものとなっている。利用料金の設定は、市が文化施策をどのように考えているかを示す重要なものである。一方、状況の変化が

生じた場合には料金の改定も柔軟に行う必要もある。たとえば、平日よりも日曜日土曜日及び休日等が高く設定してあるのは当然である。また、午前、午後、夜間の順に高く設定されていることも当然である。しかし、平日の夜間と日曜日土曜日及び休日等の午後を比べどちらを高く設定するかは検討の余地がある。また、平日の午後と日曜日土曜日及び休日等の午前も同様である。現状は、平日の夜間及び午後の方が高く設定しているが、日曜日土曜日及び休日等の午後や午前の方の需要があるのであれば、料金体系を変更することも検討が必要である。

また、需要の動向によっては、日曜日土曜日及び休日の午後と夜間の料金の設定も検討の余地がある。現状では、平日の午後と夜間の金額の差以上に、日曜日土曜日及び休日の午後と夜間の料金に差を設けている。たとえば、5,000円を超える入場料等を徴収する場合平日の午後と夜間の金額の差は180千円(597千円－417千円)であるのに対して、日曜日土曜日及び休日の午後と夜間の金額の差は212千円(702千円－490千円)である。しかしながら、平日の午後と夜の差ほどは、日曜日土曜日及び休日の午後と夜間の需要の差はないと思われる。このようなことなどを考慮して金額を設定することも必要である。

②指定管理者の選定・評価について

1)概要

横浜みなとみらいホールは、平成19年度に指定管理者制度を導入以来、現在2期目の指定管理期間となっている。第1期は平成19年度から平成23年度までの5年間であり、公募によって選定された横浜市芸術文化振興財団などからなるJVによって管理されていた。第2期は平成24年度から平成33年度までの10年間となっており、非公募により横浜市芸術文化振興財団が選定されている。

現在、文化観光局が管理している施設の中では、横浜みなとみらいホールと横浜美術館のみが非公募で指定期間10年が認められている。前述したとおり、選定方法を非公募とし、財団を指名した理由及び指定期間を10年とする理由は明確であり、特に問題はないものと思われる。

2)市民サービスの向上と経費の節減の検証について(監査の意見)

指定管理者制度の目的は、市民サービスの向上と経費の節減を実現することにある。また、市民サービスの向上と経費の節減のどちらか1つが達成されるものではなく、両者が同時に達成される必要がある。

横浜みなとみらいホールにおいては、指定管理者制度が導入されて以降着実に利用者は増えており、市民サービスの向上については指定管理者制度導入効果があったものと推測できる。一方、費用の削減については、表107で示すとおり、表面上は実現されていない。つまり、平成23年度以降においては事業の拡大等によって、人件費、人件費以外ともに増加しており、さらに指定管理料も増加しているのである。

ここで、市民サービスの向上と費用の増加は、両者のバランスで見ると必要がある。つまり、指定管理者制度の導入効果としての経費の節減は、経費そのものの絶対値の減少をみるのでは

なく、費用対効果の面から判断する必要があると考える。経費が増加してもそれ以上に市民サービスの向上が図られているのであれば、指定管理者制度導入の効果があったと判断できるからである。

以上の点も踏まえ、横浜みなとみらいホールにおいても、人件費及び人件費以外の経費の増加原因を追究し、その増加が市民サービスの向上に見合うものかどうかについてを確認し、指定管理者制度が導入されたことにより費用対効果が向上したことを検証する必要がある。

費用対効果が向上したことを検証するためには、まず年度毎の効果指標（計画）を設定する必要がある。効果指標（計画）の例としては来場者数があるが、その他にも利用率、イベント数（事業数）、満足度調査の結果、専門家による評価などが考えられる。効果指標（計画）は年度毎に比較されることになるが、年々経費が増加するのであれば、効果指標（計画）も前年度よりも高い指標の設定が求められる。また、年度終了後には、効果指標（実績）が算定され効果指標（計画）と比較されることになる。また、費用対効果との関係も検証が求められるであろう。

たとえば、平成 23 年度以降の経費と来場者の関係に基づいて計算した来場者 1 人当たり経費の推移は以下のとおりとなっている。必ずしも来場者数が施設の有効性を判断する唯一の指標ではない。前述のように効果指標には入場者の他にも満足度調査の結果、専門家による評価など定量的な効果だけでは測れないものもあるからである。しかしながら、定量化できない定性的な評価は、ほぼ 9 割方定量的な評価結果と平行の関係にあると考えるのが妥当である。つまり、定性的な評価が高ければ、通常であれば来場者に反映されるであろう。

下表のとおり来場者 1 人当たり経費・指定管理料は年々増加していることがわかる。

表 109 来場者 1 人当たり経費・指定管理料

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総経費(千円)	865,021	963,075	1,079,276
うち指定管理料(千円)	448,010	477,010	507,010
来場者(人)	584,031	539,682	558,332
来場者 1 人当たり経費(円)	1,481	1,784	1,933
来場者 1 人当たり指定管理料(円)	767	884	908

この表のとおり、年々来場者 1 人あたりの効果は低下している。みなとみらいホールの目的が来場者数だけでは測ることができないというのであれば、市は来場者数以外の効果指標によって費用対効果が低下していないことを示す必要がある。そして、この効果指標によって、年々増加している経費の合理性を明確に示す必要があると考える。

この点、平成 25 年度の総経費が増えている要因として自主事業を多く実施したことがあげられる。そこで、経費を施設運営事業費と自主事業費に分けて分析すると次のとおりとなる。

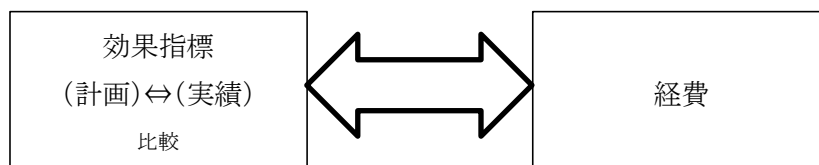


表 110 来場者 1 人当たり経費(施設運営事業費)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設運営事業費 (千円)	560,232	571,233	560,585
利用者 (人)	584,031	539,682	558,332
利用者 1 人当たり経費 (円)	959	1,058	1,004

上表は、来場者 1 人当たり経費(施設運営事業費)である。本来であれば、施設運営事業費は芸術文化事業以外の経費なので、芸術文化事業参加者以外の利用者と経費を比較すべきであるが、施設運営事業費は全ての事業に関係することから利用者と比較している。この表では、利用者 1 人当たり経費において、平成 25 年度は平成 24 年度と比較し下がっていることがわかる。

次に、芸術文化事業費とその利用者を比較する。

表 111 来場者 1 人当たり経費(芸術文化事業費)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
芸術文化事業費 (千円)	304,787	391,841	518,690
芸術文化事業参加者 (人)	174,505	256,842	232,992
来場者 1 人当たり経費 (円)	1,747	1,526	2,226

この表が示すとおり、みなとみらいホールでは、芸術文化事業における来場者 1 人当たり経費が増加していることがわかる。みなとみらいホールのようにすでに利用率が一定程度高いホールにおいては今以上の利用者増加は限られる一方、事業に多くの経費をかければ、来場者 1 人当たり経費は大きくなる。事業にどの程度の経費をかけること自体は問題とはならないが、少なくともこのような分析を行うことが必要である。

3) 指定管理者選定評価委員会の役割について(監査の意見)

横浜みなとみらいホールにおいては、指定期間が 10 年と長いため、政策経営協議会与指定管理者選定評価委員会(設置当初の名称は指定管理評議委員会)を設置し、指定管理の効果が最大限発揮される仕組みを構築している。特に、指定管理者選定評価委員会は、5 名の外部委員で構成され、公平性・公正性や適正な審査・評価の確保に貢献しており、この点は非常に評価ができる。

指定管理者選定評価委員会の役割は、10 年間の事業計画書の審議に加え、毎年度の運営実績の評価、3 年毎に指定管理者が作成する中期計画の審議を行うこととなっている。

市の長期的な視点に立つ文化政策の実現のためには、長期の事業計画書の作成は不可欠である。長期計画の策定だけでは十分ではなく、その後毎年度の PDCA サイクルの中で当該計画が着実に達成されているか判断しその結果を次年度に繋げているか、また長期計画の修正は必要ないかなどの判断は重要となっており、そのためにも指定管理者選定評価委員会の役割は大きいものと思われる。

2) で述べたとおり、指定管理者制度の目的は、市民サービスの向上と経費の節減にあることから、指定管理者選定評価委員会の委員構成も重要である。この点、当初は音楽専門家等 4 名で構成されていたが、その後会計の専門家が加わっており委員の構成についても問題はないと考える。

表 112 指定管理者選定評価委員会の委員

所属等	専門
音楽評論家	音楽に関する有識者
税理士	会計・税務の有識者
元音楽大学教授	ホールの施設運営の有識者
大学教授(経営学)	経営に関する有識者
大学教授(オルガニスト)	パイプオルガンに関する有識者

いずれにしても、横浜みなとみらいホールは市の予算だけでも年間 5 億円強、全体の事業規模で 10 億円強の事業であることから、指定管理者を評価するにあたっては、市民サービスの向上の視点に偏るのではなく、その事業を如何に効率的・効果的に達成したか、つまり経費を節減しつつ費用対効果が高い事業となっているかの視点からも検証することが必要である。

③収支報告について

1) 概要

業務計画及び業務報告によると、平成 25 年度の収支予算と決算額は以下のとおりである。

表 113 平成 25 年度の収支予算・決算

(単位:千円)

科目	予算	決算	内容
収入	1,058,686	1,045,136	
指定管理料収入	507,010	507,010	
市からの委託料収入	18,370	18,521	「心の教育ふれあいコンサート」事業(教育委員会)
利用料金収入	207,500	208,029	施設利用料収入
事業収入	287,535	253,424	入場料収入等
助成金・協賛金	35,460	54,699	
その他収入	2,811	3,452	
支出	1,067,978	1,079,275	
人件費	211,390	196,996	文化事業、施設運営事業人件費
事務費	103,534	87,328	
管理費	311,534	324,635	
負担金	29,962	23,427	
事業費	386,936	427,764	
その他支出	25,014	19,122	
収支差額	△9,292	△34,138	

今回の監査においては、業務報告による決算額と指定管理者である横浜市芸術文化振興財団の監理帳簿を突合したが、帳簿の数値は全て業務報告による決算額に反映されており、特に問題はなかった。

2) 収支報告のひな形について(監査の意見)

平成 25 年度の指定管理料 507,010 千円は、さらに文化施設運営事業として支出している 437,010 千円分と、横浜芸術アクション事業として支出している 70,000 千円分に分けられる。

指定管理料の支出元を考慮して収支の状況を再整理すると次のとおりとなる。

表 114 収支決算の内容

(単位:千円)

収入	施設運営	芸術文化事業 (文化施設運営事業)	芸術文化事業 (芸術アクション事業)	合計
指定管理料	437,010		70,000	507,010
その他収入	(※)304,231		233,895	538,126
収入計	741,241		303,895	1,045,136

支出	施設運営管理	芸術文化事業 (文化施設運営事業)	芸術文化事業 (芸術アクション事業)	合計
芸術文化事業費	—	203,892	303,895	507,787
施設運営管理費	548,801	—	—	548,801
事務局繰入金支出	20,940	—	—	20,940
退職給付支出	1,747	—	—	1,747
支出計	571,488	203,892	303,895	1,079,275
収支差額		△34,138	0	△34,138

(※) その他収入 304,231 千円には、横浜市教育委員会から支出されている委託料 18,521 千円が含まれている。

上表のとおり、横浜みなとみらいホールの指定管理料の収支決算の中には、施設そのものの運営管理に関する部分と芸術文化事業に関する部分に分けられる。また、芸術文化事業においても、文化施設運営事業に関する部分と芸術アクション事業に関する部分に分けられる。さらに、その他収入の中には、横浜市教育委員会から支出されている「心の教育ふれあいコンサート」(委託料)に関するものも含まれている。

市としては、このような事情を考慮して、それぞれの収支がわかるようにするなど、指定管理者に提出させる収支報告のひな形に工夫が必要と考えられる。

3)本部間接経費の考え方について(監査の意見)

指定管理者である横浜市芸術文化振興財団は、支出予算額(1,047,038 千円)の2%(20,940 千円)を本部間接経費として計算し、同額を支出決算額に計上している。

市は本部間接経費を認めるか、また認めるとした場合どの程度とするかについて明確にしておく必要がある。

また、当該本部間接経費は、職員の給与計算等を本部が行うことによる人件費等ということであるが、横浜市芸術文化振興財団へは市から運営費補助金も交付されていることから、市としては、当該本部間接経費と運営費補助金が充当される経費が重複しないことを確認する必要がある。

5. 横浜能楽堂

(1) 施設の概要

- ① 開館…平成 8 年
- ② 所在地…横浜市西区紅葉ヶ丘 27-2
- ③ 面積…建築面積 1,771 m²、延床面積 5,862.53 m²
(鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 2 階建)
- ④ 設備…(1 階)本舞台、見所、同時通訳室、楽屋(4 室)、鏡の間、装束の間、焙じ室、他
(2階)見所、展示廊、研修室(4室)

(2) 施設の特徴

横浜能楽堂の本舞台は、明治8年(1875年)、東京・根岸の旧加賀藩主・前田齊泰邸に建築されたものである。大正 8 年(1919 年)、東京・染井の松平頼寿邸に移築され、昭和 40 年(1965 年)に解体されるまで「染井能舞台」と呼ばれ親しまれていた。本舞台は、保存されていた部材を復元、活用したものである。

鏡板には松だけが描かれているのが一般的であるが、この舞台の鏡板には松に加え、梅が描かれており非常に珍しいもので、前田家の祖・菅公(菅原道真)の梅にちなんだとされている。

平成 8 年 5 月 20 日、本舞台は横浜市指定有形文化財に指定された。

(3) 指定管理者

横浜市芸術文化振興財団

(4) 指定管理者の選定手続きの概要

- ① 非公募
- ② 非公募の理由
 - i) 能、狂言その他の古典芸能の専門施設として、演者団体等との協力体制を継続していく必要があること
 - ii) 古典芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること

以上の理由から横浜市芸術文化振興財団を指定管理者とした。

(5) 指定管理の内容

- ① 指定期間・・・5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日）
- ② 指定管理料及び利用料金制併用
- ③ 指定管理者が行う業務の内容

業務に関する基本協定書において、指定管理者の業務の範囲は、次のように定められている。

- (1) 条例第6条第1項に規定する事項に関すること
- (2) 文化事業に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 施設の管理に関する業務
- (5) 日報及び月報の作成
- (6) 業務計画書（収支予算書を含む。以下同じ。）及び業務報告書（収支決算書を含む。以下同じ。）の作成
- (7) 業務評価に関する業務
- (8) 指定期間終了にあたっての業務
- (9) その他甲が定める業務及び日常業務に調整

横浜市能楽堂条例 抜粋

第3条 能楽堂は、次の事業を行う。

- (1) 能楽等の公演、講座その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 能楽等の公演、練習その他の活動のための施設の提供に関すること。
- (3) 能楽等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 能楽等の活動に関する相談に関すること。
- (5) その他能楽堂の設置の目的を達成するために必要な事業

第6条 次に掲げる能楽堂の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 能楽堂の施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
 - (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (3) 能楽堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- (略)

(6) 最近の業務の概況

利用者の状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入場者数	39,668 人	44,294 人	46,667 人

収支の状況

(単位:千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入計		221,291	231,575	224,496
内 訳	指定管理料	168,422	170,000	170,000
	利用料金収入	14,284	14,197	16,099
	事業収入	37,465	41,050	35,979
	その他収入	1,120	6,328	2,418
支出計		208,207	221,322	209,864
内 訳	人件費	70,148	66,942	68,322
	人件費以外	138,059	154,380	141,542
差引		13,084	10,253	14,632

(7) 監査の結果及び意見

① 駐車場設備について(監査の意見)

横浜能楽堂の設備は、「(1)施設の概要 ④設備」に記載したものの他に地下2階に、出演者用の機械式立体駐車場がある。

この駐車設備は、平成8年の開館当初から備えられていたが、平成20年以降利用しなくなってしまったものである。利用しなくなった理由は、出演者用の駐車設備ゆえに入出庫(特に出庫)が一時に集中してしまい、自動車の出し入れに時間がかかりすぎ、自然と利用を控えるようになったということである。能楽堂の地下スペースには、同駐車設備以外にも若干の駐車スペースがあるため、障害者用の駐車スペースも含めてこれで足りるのが実情である。

現状において市は、同駐車設備を全く使っていないにもかかわらず、その管理業務については指定管理者の業務として定め、毎年度一定のコストを掛けている。これは、横浜市駐車場条例(附置義務駐車場)により建物の床面積に応じて駐車場の台数が定められており、そのため同駐車設備を常に使えるように維持しなければならないためである。

条例により同駐車設備も含めて一定以上の台数を駐車できるような状態を維持する必要があるため、現状における市の対応には止むを得ない部分があると認められる。しかし、そもそも施設を建設しその附属設備について考える際に、設備の使い勝手やメリット・デメリット、そして建設コストや維持管理コスト、陳腐化リスクなどについて複数の案を検討して決定していれば、この

ような事態にはならなかったと考えられる。

能楽堂の建替えやリニューアルなどは何年も先のことであろうが、今後行われる他の施設の建設などを考える際には、市として同様の事態が起きない様留意することを強く要望するものである。

② 利用者層の拡大と将来計画について（監査の意見）

下表は、最近 5 年間における横浜能楽堂の有料公演（講座・ワークショップを含む。）の入場者数と横浜能楽堂友の会の会員数の推移である。横浜能楽堂友の会は名称を「かもん会」といい、会員になると催物案内やちらしが送付されてきたり、ショップでの割引が受けられるなどの特典がある。年会費は 2 千円である。

表 115 横浜能楽堂 有料公演入場者数の推移

（単位：人）

区分	H21	H22	H23	H24	H25
定員総数	15,176	12,928	12,869	13,842	11,743
入場・参加者数	12,671	10,746	10,672	11,815	10,397
平均券売率	84.1%	86.8%	83.2%	81.9%	93.1%
友の会会員数 ※	1,151	1,057	938	852	803

※各年度末の人数である。

（出典：指定管理者提供データ）

表 115 を参照すると、入場・参加者数の最近 5 年間のトレンドは、ほぼ横ばいである。しかし、一方で、友の会の会員数は減少傾向が明瞭である。友の会の会員数が減少しても、入場・参加者数が減少しないのは、それだけ根強いファンが多いためと考えられる。しかし他方で、そういったファンの方は、比較的高い年齢層に偏っており、将来的には減少傾向を呈することとなるのは想像に難くない。

市及び指定管理者である横浜市芸術文化振興財団においてもそのような認識はもっており、自主事業では主に子どもを対象とした催しも盛んに開かれている。下表は平成 25 年度における子ども対象事業と最近 5 年間の子ども対象事業の入場者数の推移である。

表 116 平成 25 年度開催の子ども対象事業

● 普及公演－夏休み親子能楽ワンダーランド
● こども狂言ワークショップ ～入門編
● こども狂言ワークショップ ～卒業編
● 横浜こども狂言会

（出典：平成 25 年度業務計画 横浜能楽堂）

表 117 子ども対象事業における入場者数の推移

(単位:人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25
定員総数	511	511	513	514	525
入場・参加者数	306	357	469	476	490

(出典:指定管理者提供データ)

上表のとおり横浜能楽堂における子どもを対象とした事業は、少しずつではあるがその規模を拡大させている。しかし、それでも規模として数百人である。現状の入場者数等の総人数が10,000人を超えていることを考え、かつ将来的にもこの規模を維持したい、あるいはこれ以上の規模にしたいと考えるならば、若い世代に能や狂言に対する理解と関心をもってもらうような試みをもっと思い切って実施していく必要がある。

横浜能楽堂については、これだけの施設を自前で所有している自治体は横浜市以外に数団体しかないものである。また、市は文化芸術政策に関する中間方針として、文化芸術創造都市・横浜を掲げている。そのような点から見ると、若い人に日本の古典芸能への関心の土台をつくるために、この横浜能楽堂をもっと利用して然るべきであると考ええる。しかし、現在、市立の学校では、横浜能楽堂を利用して能や狂言などを鑑賞する課外授業は行われていない。

横浜能楽堂に限らないことかもしれないが、日本の古典芸能の将来像まで視野に入れて文化芸術教育を考え、もって文化芸術施設の有効活用を考えるべきであり、そのことがそもそも横浜能楽堂を建設した企図とも合致すると考えられる。

6. 横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）

(1) 施設の概要

① 開館…平成14年

② 所在地…横浜市中区野毛3-110-1

③ 面積…4,358.97 m²

（鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階（一部）地下3階）

④ 設備…舞台：プロセニウム形式（間口10m、奥行8.5m、プロセニウム高4.5m）

客席：391席（1階席280席、2階席111席 棧敷席、ベンチ席含む。車椅子対応可。親子室）

楽屋等（4室）他

(2) 施設の特徴

○芸能ホール

芸能ホールは、やぐらをイメージした舞台廻りや棧敷、仮設花道など大衆芸能の雰囲気を出した空間である。話芸に適した音響や寄席囲いなどの設備は、大衆芸能は勿論、広く古典芸能などにも対応可能である。

○のげシャレー（小ホール）

地下2階ののげシャレー（小ホール）は、小規模な公演にも対応できる自由な創造空間である。高い天井と広々としたコンクリート床は、ジャグリングや一輪車の稽古も可能である。フラットな空間で練習を重ねた成果の発表には、仮設舞台と移動式客席を組み合わせ多様に展開できる。

○練習室

レッスン・バーと鏡を備え付けたフローリング床の設えは、舞踊などの練習に最適である。（面積52.53 m² 定員20名）

○制作室

工作機と水場を備えた部屋で、小道具や衣裳の製作など、舞台創りを支える部屋である。（面積34.82 m² 定員12名）

(3) 指定管理者

横浜市芸術文化振興財団

(4) 指定管理者の選定手続きの概要

① 非公募

② 非公募の理由

- i) 落語、漫才、大道芸など「大衆芸能」の専門施設として、演者団体等との協力体制を継続していく必要があること
- ii) 大衆芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること

以上の理由から横浜市芸術文化振興財団を指定管理者とした。

(5) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5年(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

② 指定管理料及び利用料金制併用

③ 指定管理者が行う業務の内容

業務に関する基本協定書において、指定管理者の業務の範囲は、次のように定められている。

- (1) 条例第5条に規定する事項に関すること
- (2) 文化事業に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 施設の管理に関する業務
- (5) 日報及び月報の作成
- (6) 業務計画書(収支予算書を含む。以下同じ。)及び業務報告書(収支決算書を含む。以下同じ。)の作成
- (7) 業務評価に関する業務
- (8) 指定期間終了にあたっての業務
- (9) その他甲が定める業務及び日常業務に調整

横浜市芸能センター条例 抜粋

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 大衆芸能の公演、講座その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 大衆芸能の公演、練習、創作その他の活動のための施設の提供に関すること。
- (3) 大衆芸能に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

第5条 次に掲げる能楽堂の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定に

より、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
 - (2) 指定団体等(第 18 条第 2 項に規定する指定団体等をいう。)の指定に関すること。
 - (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
 - (4) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (5) その他市長が定める業務
- (略)

(6)最近の業務の概況

利用者の状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入場者数	90,469 人	92,951 人	89,342 人

収支の状況

(単位:千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入計		350,178	352,864	335,548
内 訳	指定管理料	190,901	194,501	190,901
	利用料金収入	18,603	18,527	19,227
	事業収入	139,070	138,175	122,889
	その他収入	1,604	1,661	2,531
支出計		367,078	366,548	349,055
内 訳	人件費	90,116	91,881	88,919
	人件費以外	276,962	274,667	260,136
差引		△16,900	△13,684	△13,507

(7) 監査の結果及び意見

① 収支の状況について(監査の意見)

下表は、横浜にぎわい座における最近3年間の収支計算書の内容である。

表 118 横浜にぎわい座 収支計算書の内容

(単位:千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入の部			
芸術文化事業収入	139,070	138,175	122,889
うち 入場料収入	137,364	136,083	120,910
施設運営事業収入	190,901	194,501	190,901
うち 指定管理料収入	190,901	194,501	190,901
利用料収入	18,603	18,527	19,227
補助金等収入	831	1,019	562
負担金収入	540	472	1,414
寄附金収入	—	5	8
雑収入	233	166	181
特定資産取崩収入	—	—	366
合計	350,177	352,864	335,548
支出の部			
芸術文化事業費支出	162,042	167,729	150,848
施設運営事業費支出	194,004	186,709	189,316
他会計への繰入金支出	7,354	7,354	7,425
特定資産取得支出	3,678	4,755	1,465
合計	367,077	366,547	349,055
当期収支差額	△16,900	△13,683	△13,507

最近3年間の当期収支差額は、いずれの年度においても13百万から16百万の赤字という結果になっている。各年度の収支の内容を検討してみると、収入が増加した年度においては支出も膨らみ、収入が減少した年度では支出も抑えられている。その結果、当期収支差額は、各年度においてほぼ一定額の赤字となっている。施設を永続的に運営することを前提にした場合、赤字の固定化・常態化は避けなければならない。

無論、恒常的な赤字を改善するには収入を増加するか、支出を削減するかしかない。収支の状況を改善するには、収入及び支出としての規模(金額)が大きい項目をまず検討すべきである

が、収支計算書の内容を見る限り、芸術文化事業収入における「入場料収入」の増加と「委託費支出」の削減をまず検討しなければならない。

入場料収入については、次の項目「② 広報宣伝の効果について（監査の意見）」に記載することとし、ここでは委託費支出の削減について論及する。

下表は、横浜にぎわい座において計上されている支出の内訳である。

表 119 横浜にぎわい座 支出の内訳

(単位:千円)

支出項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
芸術文化事業費支出			
給与手当支出	17,963	22,205	18,441
印刷製本費支出	11,718	9,895	8,963
委託費支出	119,843	121,071	110,946
その他	12,518	14,559	12,499
芸術文化事業費支出合計	162,042	167,729	150,848
施設運営事業費			
給与手当支出	27,821	30,087	35,896
非常勤職員報酬支出	18,968	18,976	17,255
光熱水費支出	16,365	19,272	17,979
負担金支出	18,087	18,062	18,013
委託費支出	80,863	75,037	74,458
その他	31,900	25,276	25,715
施設運営事業費支出合計	194,004	186,709	189,316
他会計への繰入金支出	7,354	7,354	7,425
特定資産取得支出	3,678	4,755	1,465
当期支出合計	367,077	366,547	349,055

(出典:収支計算書)

この支出の内訳を見るともともと金額的インパクトがある項目が委託費支出であることがわかる。しかし、施設運営事業費支出の中にある委託費支出は施設の管理や運営にかかる委託業務に関する費用であり、当面の削減可能性や削減効果は低くなる。一方、芸術文化事業費支出の中にある委託費支出は、ほとんどが公演における出演料及び公演委託にかかる委託料である。

この委託費支出については削減余地があると考えられる。なぜなら、現状では、この入場料収入と芸術文化事業費支出の委託費支出がほぼ同額になっているからである。横浜にぎわい座における収入の柱は各種公演による入場料収入である。このような場合、個々の公演における

収支をプラスに持っていく努力や工夫を怠ると、結局どこにも稼ぎ場がなくなり、収支は永遠に改善されない。

この点、横浜市芸術文化振興財団(指定管理者)においても、客入りの状況などによって、出演者のその後の出演回数を調整したりすることなどはしているが、一方で公の施設であるため、若手落語家の育成などに配慮しており、多少客入りが少なくとも若手ならばその後も出演させることはある。「横浜市芸能センター指定管理者が扱う業務に関する基本協定書」第9条(3)によると本業務の実施により達成すべき目標として、「次代の大衆芸能を担う、落語家等の若手芸人が横浜から輩出するための取組みを行うとともに、市民と大衆芸能をつなぐ人材の育成、支援を行う。そのことにより、横浜から新たな大衆芸能を育まれていくことを目指す。」と記載されている。したがって、このような配慮は必要であろう。

しかし、それでもこの公演による入場料収入で稼がなければならないことに変わりはない。若手以外の出演者については、一定程度集客との関連から点数を付け、序列化することによって、その後の出演回数を調整し、もって入場料収入の改善を図ることを検討すべきである。

② 広報宣伝の効果について(監査の意見)

ここでは入場料収入の増加について論及する。横浜市芸術文化振興財団では、入場料収入の改善策として、入場券の販売促進について今後も検討を続けていく方針である。一方で、実際に施設を訪問した際に最も気がかりであったのが、チラシ(宣伝用印刷物)の多さであった。これは、売上向上のために前売期間を伸ばした結果、一時点で置かれているチラシの量が増えてしまったことが主な要因である。

広報宣伝方法としてのチラシの配布は、高齢の来館者が多いことを考慮すれば、当然効果が大きいといえる。しかし、他の施設などに比べてチラシが多くなるのは、大衆芸能であるためなのか、それとも単に公演内容の記載をまとめられないからなのか判然としないところである。もっと効率的な方法がないか、少なくともチラシの印刷枚数及び種類を削減する方法については検討されてよいと考える。

広報宣伝方法の研究については、試行錯誤にならざるを得ないが、今後の分析が可能になるように、方法(媒体、宣伝対象等)と効果(売上高、入場者数、入場者の属性等)と印刷製本費の額の関係データを収集し、より効果的な広報宣伝方法を追求することが望まれる。

7. 横浜市民ギャラリーあざみ野

(1) 施設の概要

- ① 開館…平成17年
- ② 所在地…横浜市青葉区あざみ野南1-17-3
- ③ 面積…敷地面積4,281 m²、延床面積7,899 m²（展示室610 m²）
（鉄筋コンクリート造地上3階地下1階）
- ④ 設備…展示室1、展示室2、アトリエ 他

(2) 施設の特徴

市民に美術作品の創作・発表の場と鑑賞の機会を提供し、美術の奨励を図るための施設であり、特に、横浜市北部地域における美術を核とした文化芸術活動の拠点施設として位置付けられている。また、男女共同参画センター横浜北との複合施設となっており、共有諸室の管理については、男女共同参画センター横浜北の指定管理者が行うこととされている。

(3) 指定管理者

横浜市芸術文化振興財団

(4) 指定管理者の選定手続きの概要

- ① 公募
- ② 審査の方法（申請資格の制限、選定委員の構成、その他）

応募資格に、施設特有の制限は無く、横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者審査委員会にて、候補者が選定される。

[審査委員会の構成:全4名]

委員長 横浜市立大学准教授
委員 武蔵野美術大学准教授
特定非営利活動法人アクションポート横浜理事
東京都写真美術館学芸員

平成21年5月に公募要項を公開して以降、4名の外部有識者によって指定管理者を選定している。

(5) 指定管理の内容

- ① 指定期間・・・5年(平成22年4月1日～平成27年3月31日)
- ② 指定管理料及び利用料金制併用
- ③ 指定管理者が行う業務の内容

業務に関する基本協定書において、指定管理者の業務の範囲は次のように定められている。

- (1) 管理施設及び附帯設備の利用の許可等に関する業務
- (2) 管理施設及び附帯設備に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 文化事業に関する業務
- (4) 施設の運営に関する業務
- (5) 施設の管理に関する業務
- (6) 日報及び月報の作成
- (7) 業務計画書及び業務報告書の作成
- (8) その他業務
 - ア 指定期間終了にあたっての引継業務
 - イ その他日常業務の調整

(6) 最近の業務の概況

利用者の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入場者数	88,652人	87,721人	121,181人

収支の状況

(単位:千円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
収入計		180,966	183,671	180,851
内 訳	指定管理料	164,200	164,200	164,200
	利用料金収入	9,232	8,989	8,625
	事業収入	2,666	2,742	2,756
	その他収入	4,868	7,740	5,270
支出計		168,096	167,347	165,064
内 訳	人件費	63,737	64,104	62,079
	人件費以外	104,359	103,243	102,985
差引		12,870	16,324	15,787

(7) 監査の結果及び意見

① アトリエ(夜間)の利用率向上策について(監査の意見)

市民ギャラリーあざみ野における室場別利用状況を見ると、展示室は通年で 99%の利用率と、ほぼ満杯の状況であるが、アトリエは、時間帯別で見た場合には 60%程度の利用率に止まる。特に、夜間(17:00～20:30)においては、3割程度の利用率である。東京のベッドタウンである東急田園都市線沿線の住宅地の中に立地しているという場所柄、夜間の時間帯は、特に、近隣住民の利用が中心になってしまっているものと考えられるが、今後、田園都市線沿線以外の市民への PR をより積極的に行い、認知度を向上させる等、より利用の向上を図ることが望ましい。

表 120 平成 25 年度における室場別利用状況

(単位:人)

室場名		区分	利用可能数	利用数	利用率	利用団体数	利用人数
展示室 1 階	1A	日	342	339	99%	33	55,605
	1B	日	342	340	99%	32	1,075
展示室 2 階	2A	日	341	339	99%	34	43,420
	2B	日	341	339	99%	35	749
アトリエ		日	346	318	92%	506	20,332
		時間帯	1,038	621	60%		
合計			1,712	1,675	98%	640	121,181

表 121 アトリエの時間帯別利用状況

(単位:人)

	時間帯	利用可能数	利用数	利用率	利用人数
アトリエ	午前	346	233	68%	12,705
	午後	346	274	79%	5,206
	夜間	346	114	33%	2,421

8. 横浜市市民文化会館関内ホール

(1) 施設の概要

- ① 開館…昭和 61 年
- ② 所在地…中区住吉町 4-42-1
- ③ 面積…敷地 2,208 m²、延床 10,097 m²
- ④ 設備…大ホール(1,102 席)、小ホール(264 席)他

(2) 施設の特徴

大ホール、小ホール等の多目的ホールである。1,000 席規模のホールを有する唯一の市民文化会館である。かつては、市民ホールが存在していたが、昭和 61 年に老朽化などを理由に建て替えが行われ、現在の関内ホールが完成した。平成 18 年度からは指定管理者制度が導入されており、現在第 2 期目の指定となっている。

(3) 指定管理者

(株)tvk コミュニケーションズ・(株)テレビ神奈川・(株)相鉄エージェンシー・(株)清光社・横浜市芸術文化振興財団 共同事業体

(なお、社名を変更している組織もあるが、第 1 期も同じ共同事業体)

(4) 指定管理者の選定手続きの概要

- ① 公募
- ② 審査の方法

平成 21 年 11 月に公募要項を公開して以降、4 名の外部有識者によって指定管理者を選定している。

(5) 指定管理の内容

- ① 指定期間…5 年(平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)
- ② 指定管理料及び利用料金制併用

(6) 最近の業務の概況

利用者の状況

(単位:人)

	大ホール		小ホール		リハーサル室		合計	
	利用人数 (千人)	利用率	利用人数 (千人)	利用率	利用人数 (千人)	利用率	利用人数 (千人)	利用率
平成17年度	252	79%	42	69%	13	45%	306	55%
平成18年度	254	81%	51	74%	15	48%	323	58%
平成19年度	239	80%	49	78%	17	51%	307	57%
平成20年度	231	82%	46	80%	18	53%	296	62%
平成21年度	237	79%	54	75%	16	46%	308	56%
平成22年度	244	79%	52	71%	19	50%	316	58%
平成23年度	228	81%	51	74%	15	44%	295	55%
平成24年度	242	80%	56	72%	16	43%	315	54%
平成25年度	243	81%	55	70%	18	49%	317	58%

(注)利用率は時間帯を考慮したものとなっている。

収支の状況

(単位:千円)

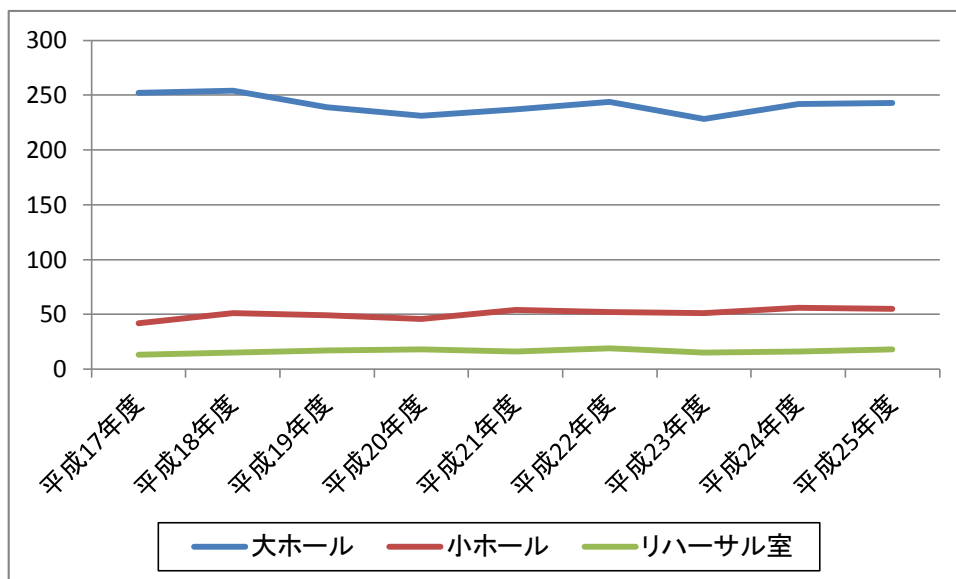
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
収入計		245,061	249,792	257,185
内 訳	指定管理料	128,406	127,000	127,000
	利用料収入	75,048	72,216	78,414
	その他収入	41,607	50,576	51,771
支出計		244,768	251,130	256,815
内 訳	人件費	40,732	43,074	44,628
	人件費以外	204,036	208,056	212,187
差引		293	△1,338	370

(7) 監査の結果及び意見

① 利用者の推移について(監査の意見)

利用者の推移の状況は以下のとおりである。

図 6 利用者の状況



上記のとおり、指定管理者制度が導入された平成 18 年度以降利用者数は横ばいとなっている。特に、大ホールと小ホールは利用率がおおむね 70%を超えており、今以上に利用率を高めることは多くの努力が必要であることも事実である。ただし、指定管理者制度導入効果の 1 つの指標が利用者数の増加、利用率の向上である以上、今後も今以上の利用者数の増加、利用率の向上に向けた何らかの対応が必要である。

②平成 28 年 4 月以降の指定管理者の指定方法について(監査の意見)

現在、関内ホールは 5 年毎に公募により指定管理者を決定している。今後平成 28 年 4 月からの業務に向け指定管理者を決定しなければならない。その際には、公募とするか非公募とするか及び指定期間は 5 年とするか 5 年より長くするかについて慎重に決定することが求められる。公募とする場合には、少しでも競争性を確保するため複数者が公募するための検討も必要である。また、指定管理者の選定においては、みなとみらいホールとの違いも明確にしなければならない。

③物品のチェックについて(監査の意見)

関内ホールの物品については物品管理簿に基づいて管理している。物品の減少又は増加が生じた場合には、その都度物品管理簿を更新し、年度末在高を更新している。

しかしながら、物品管理簿と現物のチェックは行われていない。今後、物品の一斉点検又はローテーションによる定期的な点検が必要である。なお、平成 27 年 1 月 6 日から 3 月 6 日までメンテナンスのために休業となる。このような機会を利用し一斉点検を行うことも検討の余地がある。

④利用料金の設定について（監査の意見）

平成22年3月に作成された「横浜市市民文化会館関内ホール第2期指定管理者審査委員会審査報告書」では、「II その他」として、「公共ホールの性格上貸館料金が低廉です。受益者負担の考え方の中で特に商業的利用に際しての貸館料金については検討の余地があります。」とのコメントがある。この点を、類似の施設と比較すると以下のとおりである。

表 122 横浜市市民文化会館関内ホール

種別		午前(AM9時～12時)	午後(PM1時～5時)	夜間(6時～10時)
平日	入場料等を徴収しない場合	40,000円	53,000円	59,000円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	54,400円	71,500円	76,000円
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	68,000円	90,000円	97,000円
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	80,000円	106,000円	121,000円
日曜日等	入場料等を徴収しない場合	45,000円	66,500円	66,500円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	59,000円	90,000円	90,000円
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	75,000円	113,000円	113,000円
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	91,000円	135,000円	135,000円

表 123 横浜みなとみらいホール利用料金

種別		午前(AM9時～12時)	午後(PM1時～16時半)	夜間(PM5時半～10時)
平日	2,000円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	162,000円	250,000円	358,000円
	2,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合	216,000円	333,000円	477,000円
	5,000円を超える入場料等を徴収する場合	269,000円	417,000円	597,000円
日曜日等	2,000円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	190,000円	294,000円	421,000円
	2,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合	254,000円	392,000円	561,000円
	5,000円を超える入場料等を徴収する場合	317,000円	490,000円	702,000円

表 124 神奈川県民ホール利用料金

種別		午前(AM9時～12時半)	午後(PM1時～4時半)	夜間(5時半～9時)
平日	入場料等を徴収しない場合	95,040円	130,680円	142,560円
	入場料が3,000円以下の場合	142,560円	190,080円	201,960円
	入場料が3,000円を超える場合	190,080円	249,480円	279,180円
日曜日等	入場料等を徴収しない場合	112,860円	166,320円	166,320円
	入場料が3,000円以下の場合	154,440円	237,600円	237,600円
	入場料が3,000円を超える場合	213,840円	320,760円	320,760円

各施設の1時間当たりの利用料金は以下のとおりである。

表 125 横浜市市民文化会館関内ホール(1時間当たり)

種別		午前(AM9時～12時)	午後(PM1時～5時)	夜間(6時～10時)
平日	入場料等を徴収しない場合	13,333円	13,250円	14,750円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	18,133円	17,875円	19,000円
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	22,667円	22,500円	24,250円
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	26,667円	26,500円	30,250円
日曜日等	入場料等を徴収しない場合	15,000円	16,625円	16,625円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	19,667円	22,500円	22,500円
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	25,000円	28,250円	28,250円
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	30,333円	33,750円	33,750円

表 126 横浜みなとみらいホール利用料金(1時間当たり)

種別		午前(AM9時～12時)	午後(PM1時～16時半)	夜間(PM5時半～10時)
平日	2,000円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	54,000円	71,429円	79,556円
	2,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合	72,000円	95,143円	106,000円
	5,000円を超える入場料等を徴収する場合	89,667円	119,143円	132,667円
日曜日 土曜日 休日等	2,000円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	63,333円	84,000円	93,556円
	2,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合	84,667円	112,000円	124,667円
	5,000円を超える入場料等を徴収する場合	105,667円	140,000円	156,000円

表 127 神奈川県民ホール利用料金(1時間当たり)

種別		午前(AM9時～12時半)	午後(PM1時～4時半)	夜間(5時半～9時)
平日	入場料等を徴収しない場合	27,154円	37,337円	40,731円
	入場料が3,000円以下の場合	40,731円	54,309円	57,703円
	入場料が3,000円を超える場合	54,309円	71,280円	79,766円
日曜日 土曜日 休日等	入場料等を徴収しない場合	32,246円	47,520円	47,520円
	入場料が3,000円以下の場合	44,126円	67,886円	67,886円
	入場料が3,000円を超える場合	61,097円	91,646円	91,646円

上記のとおり、関内ホールは他の施設よりも利用料金が低い価格となっている。関内ホールは多目的ホールなのに対して横浜みなとみらいホールはコンサートホールという違いはある。また、関内ホールの収容人数は1,102席なのに対して神奈川県民ホールは2,433席という違いがある。しかしながら、類似施設の利用料金を参考としながら適正な利用料金を決めることは必要であると考える。

⑤老朽化対策について(監査の意見)

関内ホールは昭和 61 年開館以降 30 年近くが経過しており、老朽化が進んでいる。躯体については建築局が長寿化対策を行っているが、多目的ホールという性質上照明器具その他多くの部材も有している。これらへの対応は文化観光局が行うこととなっている。今後も、大規模改修も含め計画的な老朽化対策が望まれる。

9. 吉野町市民プラザ、岩間市民プラザ

(1) 市民プラザの概要

① 吉野町市民プラザの概要

ア. 開館…平成元年度

イ. 所在地…南区吉野町 5-26

ウ. 貸与財産(土地)… 679.90 m²(ポンプ場敷地全体は 1,494.72 m²)

(建物)…2,760.08 m²(その他、下水道施設分が 2,760.11 m²)

鉄骨鉄筋コンクリート造り

エ. 設備

階数	設備	定員等
1 階	事務室、 受付カウンター、エントランスホール	
2 階	ギャラリー	140 m ² (壁面全長 71.8 m ²)
3 階	スタジオA	66 m ² (定員 25 名)、更衣室有
	スタジオB	14 m ² (定員 6 名)
	スタジオC	18 m ² (定員 8 名)
4 階	ホール	185 m ² (200 席:可動席 196 席、 車椅子対応 4 席)
	楽屋、控室	
5 階	ホール調整室	

② 岩間市民プラザの概要

ア. 開館…平成 3 年度

イ. 所在地…保土ヶ谷区岩間町 1-7-15

ウ. 貸与財産(土地)… 831.83 m²

(建物)…3,298.80 m²

鉄骨鉄筋コンクリート造り

エ. 設備

階数	設備	定員等
3 階	事務室、 受付カウンター、ホワイエ	
	スタジオA	52 m ² (定員 20 名)
	スタジオB	23 m ² (定員 6 名)
	スタジオC	40 m ² (定員 12 名)

	スタジオD	6.3 m ² (定員 3 名)
	レクチャールーム	79 m ² (定員 38 名)
	ギャラリー	9585 m ²
4 階	ホール	平土間 145 m ² (185 席:親子室 4 名含む。)
	楽屋(2 室)	
	リハーサル室	54 m ² (定員 20 名)
5 階	ホール調整室、親子室	

(2) 施設の特徴

市民プラザは、ホール、ギャラリー、会議室及び各種スタジオ等の貸出施設を備えた施設であり、市民の文化活動の振興と交流を図ることを目的としている。

現在、吉野町市民プラザと岩間市民プラザの 2 館が設置されている。吉野町市民プラザは、吉野町ポンプ場下水処理施設の上部空間の有効利用することを目的として設置されたものであり、平成元年度に設置されている。岩間市民プラザは、旧保土ヶ谷区役所跡地の有効利用を図ることを目的として設置されたものである。いずれも、施設の設置以後、横浜市芸術文化振興財団が土地及び建物の無償貸与を受け、その管理運営を行っている。

横浜市芸術文化振興財団が普通財産を借り受ける形態を採っていることから、具体的な開館時間や利用料金等については、横浜市の承認の下、横浜市芸術文化振興財団が「横浜市市民プラザ規則」を内規として策定し、その中において定めている。横浜市市民プラザ規則において、市民プラザは、以下の事業を行うものとしている。

- (1) 市民の芸術文化活動及び集会のための施設の提供
- (2) 市民の音楽、演劇その他の芸術文化の向上を図るための事業
- (3) その他市民プラザの利用の目的を達成するための事業

また、横浜市芸術文化振興財団は、市民プラザ利用者からの利用料金収入や各種講座等の事業収入以外に、横浜市から毎年度、施設運営のための補助金の交付を受けている。

(3) 普通財産の借受人

横浜市芸術文化振興財団

(4) 最近の業務の概況

利用者の状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
吉野町市民プラザ	64,267 人	63,596 人	65,970 人
岩間市民プラザ	64,570 人	63,398 人	58,599 人

(注) 入場者数の合計である。

収支の状況(吉野町市民プラザ)

(単位:千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入計		79,232	81,706	78,422
内 訳	補助金収入	55,626	58,473	55,549
	利用料金収入	17,325	17,336	15,571
	事業収入	4,682	4,415	3,705
	その他収入	1,598	1,482	3,597
支出計		78,320	79,041	78,489
内 訳	人件費	37,466	36,288	40,587
	人件費以外	40,854	42,753	37,902
差引		912	2,665	△67

収支の状況(岩間市民プラザ)

(単位:千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入計		94,725	90,491	91,363
内 訳	補助金収入	68,862	65,445	68,361
	利用料金収入	19,652	19,507	18,481
	事業収入	5,026	4,284	3,128
	その他収入	1,185	1,255	1,393
支出計		90,502	93,883	100,162
内 訳	人件費	36,345	39,733	42,407
	人件費以外	54,157	54,150	57,755
差引		4,223	△3,392	△8,799

(5) 監査の結果及び意見

① 市民プラザ運営方法の見直しについて(監査の意見)

現在、市民プラザの土地及び建物については、普通財産とした上で無償貸与し、併せて運営にかかる補助金を交付する形態を採っている。これは、設置当初において、市民の文化活動の振興と交流を図る施設として、その多様な市民活動にも対応できるよう、柔軟かつ弾力的な施設運営を可能とすることを目的として、普通財産としたものである。

しかし、市民プラザの設置目的及び利用実態からした場合、その後導入された指定管理者制度を採用する区民文化センター等との違いはなく、公の施設(住民の福祉を増進する目的をもつて、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設であり、行政財産。)と同等の性質を有する施設である。また、運営形態も、施設の無償貸与と補助金の交付を組み合わせたものであり、指定管理料と利用料金とを併用した指定管理者制度導入施設と、実質的に同一のものである。

一方で、指定管理者制度導入施設においては、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」が適用され、指定管理者は原則として公募により決定されるとともに、各種のモニタリングの対象となるが、市民プラザはこの枠組みには包含されない。このため、市民プラザの管理運営は、設置以来、横浜市芸術文化振興財団に委ねられるとともに、指定管理者制度導入施設では実施されている第三者評価機関による実績評価も行われていない。今後、市民プラザの性格を踏まえ、指定管理者制度導入の適否を改めて検討することが望ましい。

② 市民プラザの位置付け及び機能の再検討について(監査の意見)

吉野町市民プラザは開館から26年、岩間市民プラザは23年が経過しており、経年劣化による施設、設備及び備品類の老朽化が目立ってきている。今後、利用者の安全性確保に必要な修繕工事や市民プラザの機能を損う恐れのある備品類(ピアノ、音響機器等)の更新等を、適宜、実施する必要があるが、近い将来、舞台装置や空調設備、昇降機等に関して、大規模な改修工事等を行う必要が高いものと考えられる。

しかし、将来的な高齢化及び少子化の進展、将来的な人口減少等の環境変化や財政的な投資余力等を踏まえると、現状の市民プラザ単館での大規模改修工事を行う必要性について再検討する必要がある。今後、地域の文化施設として、現行の市民プラザの形態にて存在する必要性について見直し、他の施設との機能統合等も含めて、その位置付け及び機能を再検討することが望ましい。

③ 物品(備品)の使用貸借契約の締結について(監査の結果)

現在、横浜市と横浜市芸術文化振興財団との間で締結されている公有財産使用貸借契約書上、貸付物件は土地及び建物となっており、ピアノ、音響器具を始めとする各種物品(備品類)については、明示されていない。実際には、市が所有する各種物品の貸与を受けて事業を実施

しており、毎年度、横浜市芸術文化振興財団より、管理している備品の台帳を作成し、横浜市に提出する形態にて、現物管理も行われている。

今後、貸与している物品の管理責任を明確化するためにも、物品の使用貸借関係を、横浜市と横浜市芸術文化振興財団との間において、契約書等の形態にて明示することが望ましい。また、現状、補助金を財源として購入した物品については、横浜市と横浜市芸術文化振興財団の間では、特段の取り決めはないことから、通常通り、横浜市芸術文化振興財団の所有資産となっている。一方、横浜市芸術文化振興財団が指定管理者となっている場合には、指定管理料を財源として購入した備品類については、横浜市に寄贈する形態を採っている。形式的には、補助金であるものの、実態として、市民プラザの運営は指定管理者制度と同一のものである。物品の使用貸借関係を明示する際には、補助金を財源として物品を購入した際の取扱いについても、明定することが併せて望まれる。

④ 更なる利用促進策の検討について（監査の意見）

平成 25 年度における吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザにおける施設別利用状況は下表のとおりである。吉野町市民プラザにおいては会議室、岩間市民プラザにおいてはギャラリーの利用率が 50%を下回っている状況である。

表 128 平成 25 年度における吉野町市民プラザの施設別利用状況

室場名	区分	利用 可能数	利用数	利用率	利用 団体数	利用人数	
ホール	日	316	298	94%	541	33,268	
	時間帯	939	668	71%			
ギャラリー	日	315	235	75%	45	13,022	
会議室	時間帯	939	440	47%	342	6,476	
スタジオ	A	時間帯	1,575	1,054	67%	601	9,499
	B	時間帯	1,577	1,395	88%	922	1,758
	C	時間帯	1,576	1,128	72%	667	1,947
合計		6,921	4,920	71%	3,118	65,970	

表 129 平成 25 年度における岩間市民プラザの施設別利用状況

室場名	区分	利用 可能数	利用数	利用率	利用 団体数	利用人数	
ホール	日	336	311	93%	454	22,931	
	時間帯	971	586	60%			
ギャラリー	日	334	158	47%	36	7,059	
リハーサル室	時間帯	1,673	1,202	72%	1,299	7,769	
レクチャールーム	時間帯	1,673	1,105	66%	586	8,649	
スタジオ	A	時間帯	1,673	1,164	70%	733	5,165
	B	時間帯	1,673	1,475	88%	1,043	2,184
	C	時間帯	1,673	1,112	66%	720	3,008
	D	時間帯	1,673	1,637	98%	1,293	1,834
合計		11,343	8,439	74%	6,164	58,599	

管理運営する横浜市芸術文化振興財団によれば、吉野町市民プラザの会議室は、近隣に設置されている男女共同参画センター横浜南(フォーラム南太田)に、より安価に利用できる会議室があること等が主要因とのことであった。今後、減収を生じない程度での利用料金の見直し等も含め、更なる利用促進策を実施することが望まれる。

また、スタジオについては、通年では一定の利用率となっているところであるが、時間帯ごとに見た場合には利用率には差があり、特に、午前中の時間帯は相対的に利用率が低い。今後、スタジオ利用者の利用実態を把握した上で、例えば、午前中の時間帯の割引や附帯設備の無償利用特典の付与等も含めて、更なる利用促進策を検討することが望ましい。

岩間市民プラザのギャラリーについては、面積が 85 m²と狭いことから、一定規模以上の展覧会/発表会の開催には向かないという点があることから、ギャラリーとしての本来用途以外での利用も視野に入れて利用の促進を図りたいとのことであった。是非、展覧会や発表会以外での具体的な用途を、パンフレットや各種催事の機会に提案する等し、積極的な利用促進を図ることが望まれる。

10. 大佛次郎記念館

(1) 大佛次郎記念館の概要

ア. 開館…昭和53年度

イ. 所在地…中区山手町113

ウ. 貸与財産(土地)…1,663.11 m²

(建物)…1,166.30 m²(鉄筋コンクリート造り 本館2階 新館地下2階地上1階)

エ. 設備

階数	設備	定員等
1階	会議室	定員20名
	和室	定員20名
	テラス、ティールーム霧笛	
2階	サロン、ギャラリー、閲覧室、展示室、記念室	

(2) 施設の特徴

横浜ゆかりの作家「大佛次郎」の業績と生涯をさまざまな資料で紹介している施設

(3) 監査の結果及び意見

① 入館者の状況について(監査の意見)

下表は、大佛次郎記念館における開館以来の入館者のデータである。

表 130 大佛次郎記念館の入館者推移

(単位:人)

年度	大人	小・中学生	計
昭和53年(5月1日開館)	98,027	7,521	105,548
昭和55年	109,104	8,387	117,491
昭和60年	101,659	6,972	108,631
平成元年	58,744	3,037	61,781
平成5年	52,233	3,838	56,071
平成10年	29,672	1,608	31,280
平成15年	21,957	804	22,761
平成20年	21,619	476	22,095
平成21年	21,817	380	22,197
平成22年	16,550	275	16,825
平成23年	14,457	313	14,770
平成24年	13,541	297	13,838
平成25年	15,166	604	15,770

(出典:横浜市芸術文化振興財団提示資料)

大佛次郎記念館における問題点としては、入館者数の減少である。平成 25 年度においては、若干盛り返したものの大きなトレンドとしての減少傾向は変わらない。

一般に、民間の集客施設などでも、時間の経過とともに集客数は減少していくのが通常である。そこで、民間施設では、一定時間が経過したのち、大幅な改装などを行い顧客の耳目を惹きつける効果を狙う。当然、その「一定の時間」のうちに次なる改装にかかる費用を蓄えるのである。

公的な施設の場合には、集客のための改装などはほとんどなされない。改装されるのは、故障や老朽化、耐震化などの目的を伴う場合のみである。これでは、開館から一定割合で入館者が逡減していくのは止むを得ないことでもある。

大佛次郎記念館においても大幅に改装工事を行い、これを大々的に宣伝することができれば、入館者の状況を改善することは可能であると考えられる。しかし、現実にはそのようなことはできないため、今ある資源を用いて、あるいは工夫して入館者の状況を改善する必要がある。もちろん、今の状況でよいという判断もあり得る。しかし、その場合は、早晚入館者が 1 万人を割り込むことになり、長期的には施設として運営していくことが困難になる。

以下、施設運営上の問題というわけではないが、入館者増加策という観点から見た場合、今後検討の余地があるのではないかと考えられる事項を列挙する。

【施設への案内】

大佛次郎記念館は、みなとみらい線元町・中華街駅が最寄駅である。しかし、平成 16 年 2 月にみなとみらい線が開通する前までは、根岸線石川町駅が最寄駅であった。元町・中華街駅と石川町駅の位置関係を見ると、大佛次郎記念館には元町・中華街駅の方がはるかに近い。したがって、みなとみらい線開通は、本来チャンスであったはずである。

また、元町・中華街駅から見ると山手地区は、大きな坂があるため徒歩で行くのは難儀である。かといって、初めて行った人には駐車場が完備されているのかも不明であるため、車で行きやすい場所ともいえない。

このように交通事情の欠点を挙げれば、確かに不利な点もあるが、中華街や山下公園周辺には相変わらずのにぎわいがある。ここからの人の流れを一部でも山手地区に持ってくるような工夫はできるのではないかとと思われる。

少なくとも、元町・中華街駅、中華街及び山下公園の周辺には港の見える丘公園やその他の施設とともに大佛次郎記念館の案内も必要である。

【会議室の周知】

大佛次郎記念館は、主に大佛次郎の著作を始め、大佛次郎の縁の品などが展示されている。

一方で、施設の設備としては、会議室と和室があり、貸し出しも行っている。平成 25 年度にお

ける会議室と和室の利用率は、それぞれ 28.2%と 13.2%であり、活発に使われているとはいえない状況である。

利用率が低い理由は、さまざまであろうが、第一に周知されていない可能性は考える必要がある。ちなみに、「横浜 貸し会議室」でネット検索してみると、同じ山手地区にある県立神奈川近代文学館の貸し会議室は見つけられるが、大佛次郎記念館のそれはヒットしない。これはそのような貸し会議室検索サイトに登録していないためである。民間会社が運営するサイトには登録せずとも、市又は横浜市芸術文化振興財団が運営する施設について、会議室一覧サイトなどを制作し、大佛次郎記念館に限らず、全施設の貸し設備の状況をリアルタイムで、一目で見られるようにすることも検討すべき事項である。

【ティールームのメニューに対する規制】

大佛次郎記念館には、併設するティールームがある。このティールームについては、横浜市芸術文化振興財団と個人事業主の間に賃貸借契約が結ばれおり、喫茶店を営業することを承認している。

しかし、この賃貸借契約書では、以下のような条項が記載されている。

第3条

- (3) 営業時間は午前 10 時から午後 6 時までとすること。ただし夏期(6 月 15 日から 9 月 15 日まで)は午前 10 時から午後 8 時までとする。
- (5) 休館日は、営業しないこと。
- (6) ティールーム内は常に清潔に保ち、記念館にふさわしい音楽を流し、掲示物等は甲(※横浜市芸術文化振興財団)の承認を得ること。
- (8) 提供飲食物の種類及び料金を決める場合は、甲(※横浜市芸術文化振興財団)と協議すること。

これらの条項はある種経営上の規制といってよいものである。しかも、内容的には若干ステレオタイプであり、そうすべきことの合理性が不明である。ティールームは大佛次郎記念館と一体的に運営されなければならないものなのかという点も含めて見直す必要がある。大佛次郎記念館の集客という点からは、ティールームも非常に重要なアイテムであり、積極的な活用が検討されて然るべきである。

【遊休スペースの活用】

大佛次郎記念館は、港の見える丘公園内にある。同公園内の環境や景観は、やはり素晴らしいものがあり、大佛次郎記念館の魅力のひとつといってよい。大佛次郎記念館はこの素晴らしい環境や景観をもっと積極的に利用したいところである。

しかし、大佛次郎記念館はこのような環境や景観を一望できるテラスを有しているが、あまり利

用されていない。そのテラスは、非常にきれいに清掃されており、いつでも利用できるような状態なだけにもっと活用されて然るべきという印象を強く持った。春秋などの季節には、開放してイスやテーブルを置いておくだけでもいいので利用促進を検討すべきである。

【利用者層の拡大策】

「表 大佛次郎記念館の入館者推移」には、「小・中学生」の入館者の推移も記載しており、全体の入館者と同様に減少傾向がはっきりしている。最盛期には 8 千人を超える小・中学生が入館している一方で、平成 24 年度には 300 人を切るまでになっている。その最盛期であった昭和 55 年度には小・中学生の入館者の割合は全体の約 7%であったのが、平成 24 年度には約 2%になっており、入館者は相対的に高齢化したといつてよい。小・中学生の場合、課外授業などで利用してもらうことが可能であり、かつて 8 千人を越えていた時期においても恐らくそのような利用は多かったのではないかと考えられる。

平成 25 年度の小・中学生の入館者は、前年度に比べて倍増している。これは、現在の館長以下のスタッフによって、学校向けの PR を強化した成果である。大佛次郎記念館は、大佛の作品を展示するだけでなく、その人物像に関する展示も多く行っている。そのため、教育的施設としても十分に活用できるものである。また、大佛次郎についても、没後 40 年が経過し、大佛次郎本人を知っている世代は今後減っていくことが確実であるが、若い世代に大佛次郎を記憶しておいてもらうことは意義があることである。今後も将来の利用者及び理解者を拡大させるために、学校関係者への PR と誘致に力を入れていく必要がある。

【近隣施設との連携】

上述したとおり、最近 10 年くらいの中に、山手地区の観光地としての地位は相対的に低下している。一方で、その景観の素晴らしさなどから山手地区の魅力が損なわれているわけではなくとも感じられる。にぎわいという点では、みなとみらい地区や馬車道、中華街には及ばないが、静かで、景観がよく、文化的な香りがする同地区に魅力を感じる人はかなりいるはずである。しかし、そのような人も何かきっかけがないとなかなか足を運んでくれないものである。

一つには、大佛次郎記念館単体での集客は難しくとも、近隣の施設、例えば神奈川県立近代文学館などと連携し、山手地区の最もいい季節にイベントを実施すれば、人が山手地区に足を運ぶきっかけになる。そうして、山手地区の良さを知ってもらってから大佛次郎記念館を知ってもらうのも構わないはずである。観光客の誘致ということを考える場合には、近隣の施設との連携は必須と心得るべきである。